



わたしらしく、
暮らせるまち。

豊島区子ども・若者未来応援あり方検討会 報告書

～全ての子ども・若者が生まれ育った環境に左右されことなく、夢や希望を持って生き、成長できるまち「豊島」～



平成30（2018）年3月
豊島区

はじめに

平成 26 年 1 月に子どもの貧困対策法（子どもの貧困対策の推進に関する法律）が施行され、同年 8 月に「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、全国各地で、子どもの貧困対策をはじめ、子どもの生活を支えるための対策が推進されてきています。豊島区でも、平成 27 年 3 月に策定された子どもプラン（子ども・子育て支援事業計画）や平成 29 年 3 月に策定された子ども・若者計画をとおして子ども・若者への支援を推進してきました。本検討会は、これまでの区内の取り組みを整理し、かつ最新の実態調査に基づいて、貧困対策を含む、子ども・若者支援のあり方について総合的に検討し、取り組みの方向性を示すことを目的に平成 29 年 8 月に設置されました。

この間、東京都では、子どもの貧困対策に関する大綱を受けて、子どもの生活実態調査を実施することになりました。豊島区もこの調査の対象地域（都内 4 自治体）の一つとして協力し、区内の子ども・若者の生活実態について詳細な情報を得ることができました。本検討会でも、その調査結果を参考に、区内の取り組みの方向性について検討してきました。

豊島区内には子ども・若者の支援に関わる民間団体が多数存在します。民生委員・児童委員や青少年育成委員会といった従来の組織に加えて、区内で活動する NPO 法人、ボランティア・グループなどの支えがあるからこそ、子ども・若者の多様なニーズに柔軟に対応できている現状があることが明らかになりました。本検討会は、そうした民間の取り組みと行政の事業を結びつけて捉え直す機会となりました。

また、子ども・若者の支援において、福祉分野の取り組みと教育分野の取り組みが必ずしも連動しないことがあります。本検討会では、そうした、いわゆる行政の縦割りの壁を超えて、子ども・若者目線で区内の事業を整理し、それらの事業の連続性や抜け漏れなどについて総合的な視点で検討してきました。区内にはさまざまな取り組みがあり、子ども・若者に寄り添う支援が提供されています。しかし、支援の手が届かずに、生きづらさを抱えている子どもたちがまだいることも確かです。子ども・若者に対する総合的な支援は始まったばかりです。この検討会の議論を踏まえて、子ども・若者の未来応援という考え方が区内に定着し、一人でも多くの子どもが安心して、希望をもって生活できるように願います。

平成 30 年 3 月

豊島区子ども・若者未来応援あり方検討会委員長
首都大学東京 都市教養学部准教授 室田 信一

< 目 次 >

第1章 報告書の策定にあたって	1
1 報告書策定の趣旨.....	2
2 報告書の位置づけ.....	4
3 報告書の対象.....	4
4 子ども・若者の貧困対策の動向.....	5
(1) 国の動向.....	5
(2) 東京都の動向.....	6
(3) 豊島区の動向.....	7
第2章 子ども・若者の状況	11
1 豊島区の子ども・若者を取り巻く状況.....	12
2 東京都子供の生活実態調査.....	17
(1) 調査の概要.....	17
(2) 調査結果.....	19
3 支援者アンケート.....	46
4 調査結果と課題の整理.....	54
第3章 施策の方向	57
1 子ども・若者未来応援施策の基本理念.....	58
2 基礎的な考え方.....	58
3 取り組みの方向性.....	58
【参考】子供の貧困対策に関する大綱との比較.....	59
主な子ども関連施設（事業）.....	60
豊島区の子どもの未来応援に関する事業一覧.....	62
(1) 学びの支援.....	64
(2) 生活全体の支援.....	68
(3) 保護者への支援.....	72
(4) 子どもから若者への切れ目ない支援.....	74
(5) 相談及び支援の体制整備.....	77
(6) 情報発信.....	80
第4章 施策の推進に向けて	83

資料編	89
1 検討経過	90
2 関係法令	91
3 用語説明	100

【コラム】

① 放課後補習支援チューター事業、としま未来塾	66
② プレーパーク事業	67
③ 子どもの学習支援事業	70
④ としま子ども食堂ネットワーク	71
⑤ 中高生センター ジャンプ	76
⑥ スクールソーシャルワーカー	79
⑦ 地域の中で大人が対話者となること	81
⑧ 豊島区の新たな姿への期待：子ども・若者未来応援ネットワーク会議の創設	87

第1章



報告書の策定にあたって



1. 報告書策定の趣旨

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、「子どもの貧困率」は平成24年に16.3%と過去最悪となり、17歳以下の子どもの6人に1人が貧困状態にあるとされました。平成27年には若干減少して13.9%になりましたが、依然として7人に1人が貧困状態にあると考えられます。

中でも、子どもがいる現役世帯の「ひとり親世帯」では貧困率50.8%で、2人に1人を超えている状況にあります。

年	昭和60年	平成6年	9年	12年	15年	18年	21年	24年	27年
相対的貧困率	12.0%	13.7%	14.6%	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%	15.6%
子どもの貧困率	10.9%	12.1%	13.4%	14.5%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%
子どもがいる現役世帯	10.3%	11.2%	12.2%	13.1%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%
大人が1人	54.5%	53.2%	63.1%	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%
大人が2人以上	9.6%	10.2%	10.8%	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%	10.7%
等価可処分所得(名目値)	万円								
中央値(a)	216	289	297	274	260	254	250	244	245
貧困線(a/2)	108	144	149	137	130	127	125	122	122

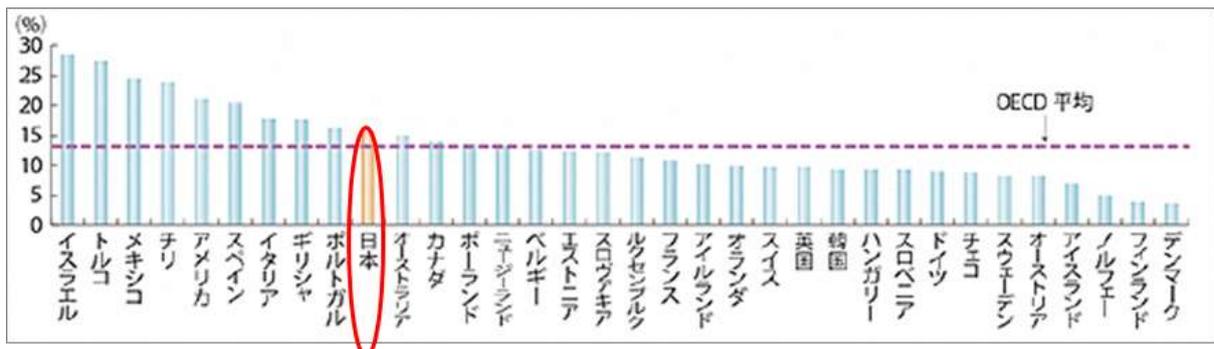
【出典】平成28年国民生活基礎調査(厚生労働省)



子どもの貧困とは・・・

- 貧困には、「相対的貧困」と「絶対的貧困」の2つの定義があります。
- 「相対的貧困」とは、その国の全世帯の所得の中間値の半分に満たない状態のこと。平成27年度の所得の中央値が245万円なので、122.5万円以下で生活しているということです。
- 「絶対的貧困」は生命を維持するために最低限必要な衣食住が満足できていない状態のことを指します。(途上国で飢餓で苦しんでいる子どもなど)
- 日本での子どもの貧困率とは、「相対的貧困」の状態にある18歳未満の子どもの割合のことです。

日本の子どもの貧困率は先進国の中でも高く、2010年のOECD加盟国の子どもの貧困率を、低い順から並べた場合、我が国は34か国中25位と厳しい状況にあります。



また、生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率（90.8％）は、子ども全体の進学率（98.6％）と比較して低い水準になっています。

このような事情等を背景に、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項その他事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）が、平成25年6月に成立し、平成26年1月17日に施行されました。また、平成26年8月、「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

本区においても、国の大綱を踏まえ、子どもの貧困対策について庁内の調整を図るために「豊島区子どもの未来応援会議」を設置し、各部署において様々な子どもの貧困対策の取り組みを進めているところですが、区内の子どもの貧困状態や、保護者の抱えている課題等を把握したうえで対策を促進させていくことが必要との判断から、東京都が行う調査に協力して、平成28年8月、「子供の生活実態調査」を行いました。

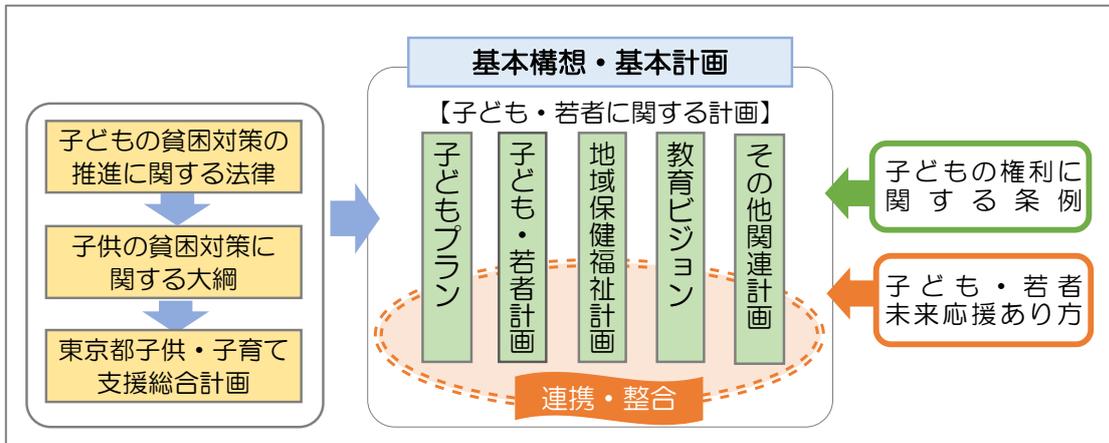
また、昨今、幼少期の貧困状態がその後の成長過程にも大きく影響し、「若者の貧困」として問題となっていることから、平成29年3月に策定した「豊島区子ども・若者計画」においては、その実情を把握するために困難な状況にある18歳以上の若者に対してヒアリング調査を行いました。

こうしたことから、学識経験者や地域団体関係者、区職員で構成する「豊島区子ども・若者未来応援あり方検討会」を設置し、調査結果を参考に子どもだけでなく18歳以上の若者も対象にすること、また豊島区の施策や地域の特徴を十分に反映させることを前提として、これからの取り組みのあり方を検討しました。



2. 報告書の位置づけ

- 豊島区における子ども・若者の未来を応援する施策の方向性を示すものとして、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子供の貧困対策に関する大綱」の趣旨を踏まえて策定します。
- 「子供の生活実態調査」の分析結果等による区内の子どもや保護者の実態や課題を踏まえ、取り組みの方向性について提案します。
- 上位計画である「豊島区基本計画」や「豊島区子どもプラン」、「豊島区子ども・若者計画」などの関連する計画と連携、整合を図りながら、子ども・若者の未来応援に向けた取り組みを推進します。
- 平成31年度に改定する次期「豊島区子どもプラン」は、「豊島区子ども・若者計画」とともに、本報告書の方向性を踏まえ、子ども・若者の未来応援対策も盛り込んで一体的に策定します。



2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 H31	2020 H32	2021 H33	2022 H34	2023 H35	2024 H36	2025 H37
	基本計画（前期）				〈見直し〉	基本計画（前期）				
			地域保健福祉計画							
	子どもプラン（子ども・子育て支援事業計画）		子ども・若者計画		【一体化】子どもプラン					
		未来応援あり方								
		子どもの権利委員会 設置								
							児童福祉審議会 設置			



3. 報告書の対象

- 報告書の対象は、子ども・若者計画に合わせて概ね30歳までとします。



4. 子ども・若者の貧困対策の動向

(1) 国の動向

■「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定【平成26(2014)年1月】

平成26年1月、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。

■「子供の貧困対策に関する大綱」の決定【平成26(2014)年8月】

同法の規定に基づき、平成26年8月29日、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

≪子供の貧困対策に関する大綱の概要≫



■「子供の未来応援国民運動」

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行、「子供の貧困対策に関する大綱」の策定を機に、生まれ育った環境にかかわらず、子どもたちが将来の夢にチャレンジできるよう、いわゆる貧困の連鎖の解消を目指して、社会全体で応援していこうと平成27年10月1日、「子供の未来応援国民運動」が始動しました。広く国民や企業から寄付を募る「子供の未来応援基金」を創設し、貧困状態の子どもの支援にあたるNPOなどを支援するほか、日本財団と協力し、子どもを抱える貧困家庭向けに、支援情報を一元化したポータルサイトを立ち上げました。

(2) 東京都の動向

■ 子供の生活実態調査の実施【平成 28 (2016) 年 8 月】

○平成 28 年度、東京都は公立大学法人首都大学東京と連携して、子どもと子育て家庭の生活状況などに関する「子供の生活実態調査」を実施しました。平成 28 年 5 月に都内 3 自治体（新宿区・足立区・八王子市）に在住の 15 歳から 23 歳までの若者本人とその保護者を対象とする「若者（青少年）調査」、同年 8 月には 4 自治体（墨田区・豊島区・調布市・日野市）に在住の小学 5 年生、中学 2 年生、16-17 歳の子ども本人とその保護者を対象とする「小中高校生等調査」の 2 つの調査を実施し、報告書を公表しています。（小中高校生等調査の結果は 17 ページを参照）

■ 子供・子育て支援総合計画を子供の貧困対策計画として位置づけ【平成 29 年】

○平成 27 年 3 月に策定した「東京都子供・子育て支援総合計画（平成 27～31 年度）」について、平成 29 年度の間見直しにあたり、子どもの貧困対策法に基づく計画としての位置づけを明確にし、施策の体系に「子供の貧困対策の推進」を追加しています。

目標 4【1 子供の貧困対策の推進】

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子供が夢に向かって輝ける社会の実現に向けて、福祉・教育・就労など様々な分野の関係機関が連携し、子供の貧困対策の総合的な推進に取り組みます。

子供の貧困に対する都の施策

	教育支援	生活支援	保護者に対する就労支援	経済的支援
生活保護世帯	<ul style="list-style-type: none"> ●教育扶助(基準額、教材代、学習支援等) ●生業扶助(高等学校等就学費、技能修得費) ●子供の学習支援事業 ●教育支援資金の貸付(生活福祉資金制度) ●若年者に対する公共職業訓練等 	<ul style="list-style-type: none"> ●ケースワーカーによる生活相談・援助 ●ひとり親世帯の親の高校修学支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●被保護者就労準備支援事業 ●就労支援員による就労支援 ●ハローワークと福祉事務所が一体となった就労支援 ●就労活動促進費の支給 ●就労自立給付金の支給 ●母子家庭の母等に対する職業訓練等 ●就職支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護法による各種扶助 ●生活福祉資金の貸付
●被保護者自立促進事業: 就労支援、次世代育成支援(塾代・学習相談ボランティア派遣)等				
生活困窮者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ●子供の学習支援事業(再掲) ●受験生チャレンジ支援貸付 ●教育費の負担軽減策 ●教育支援資金の貸付(生活福祉資金制度)(再掲) ●子供の居場所創設事業 ●子供サポート事業立上げ支援事業 ●若年者に対する公共職業訓練等(再掲) ●校内寺子屋 ●地域未来塾 ●放課後子供教室 	<ul style="list-style-type: none"> ●自立相談支援事業 ●家計相談支援事業 ●子供の居場所創設事業(再掲) ●子供サポート事業立上げ支援事業(再掲) ●子供食堂推進事業 ●フードパントリー設置事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●就労準備支援事業 ●ハローワークと福祉事務所が一体となった支援(再掲) ●母子家庭の母等に対する職業訓練等(再掲) ●就職支援(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ●住居確保給付金の支給 ●生活福祉資金の貸付(再掲)
ひとり親世帯	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭等生活向上事業(子供の生活及び学習支援(塾及び家庭教師派遣)) ●母子・父子福祉資金による高校・大学等への修学資金貸付 	<ul style="list-style-type: none"> ●母子・父子自立支援員による相談・支援 ●ひとり親家庭等生活向上事業(相談支援、家計管理・生活支援講習会等) ●ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭等就業・自立支援センター事業 ●高等職業訓練促進給付金等事業 ●高等職業訓練促進資金貸付事業 ●自立支援教育訓練給付金事業 ●母子・父子自立支援プログラム策定事業 ●高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ●母子家庭の母等に対する職業訓練等(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童扶養手当の支給 ●児童育成手当の支給 ●母子・父子福祉資金の貸付 ●女性福祉資金の貸付 ●ひとり親家庭医療費助成
社会的擁護の下で生活する子供	<ul style="list-style-type: none"> ●児童養護施設における学習・進学支援等 ●自立生活スタート支援事業(就学支度資金貸付) 	<ul style="list-style-type: none"> ●自立支援強化事業 ●ジョブ・トレーニング事業 ●養育家庭等自立援助補助事業 ●児童養護施設退所者等の就業支援事業 ●児童養護施設退所者等に対するすまい確保支援事業 ●専門機能強化型児童養護施設 ●乳児院の家庭養育推進事業 		<ul style="list-style-type: none"> ●自立生活スタート支援事業(技能習得資金貸付等) ●児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業(資格取得支援費等) ●自立援助促進事業

4分野における施策の調整・普及啓発

●子供の貧困対策支援事業
●子育てサポート情報普及推進事業

※各支援及び対象世帯等に係る主な施策を掲載
(一部、すべての世帯等を対象とした施策も含む)

(3) 豊島区の動向

■「豊島区子どもの権利に関する条例」の制定

- 豊島区では、子どもたちが希望をもち、次代を担っていくことを願い、「豊島区子どもの権利に関する条例」を平成18年に制定しました。条例制定後は、小・中学校を通じて周知用パンフレットを配布し、子どもに条例の趣旨を伝えるなどの普及啓発活動の実施、児童虐待防止のための体制の整備、さらに、平成22年1月、子どもの権利を保障する取り組みを推進するために、子どもの権利擁護委員を設置しました。
- 条例制定から10年が経過し、平成30年3月に「豊島区子どもの権利委員会」を設置しました。平成30年度は、「豊島区子どもの権利推進計画」の策定に向けて、子どもの権利に関する施策の実施状況について検証を行う予定です。

【 豊島区子どもの権利に関する条例の概要 】

「子ども」とは

18歳未満のすべての者及び規則で定める者をいいます。

責務

保護者は、子どもの成育について第一義的責任があります。
 区・子どもにかかわる施設は、あらゆる環境の整備を通じて保障します。
 区民は、地域の中で連携・協働して保障します。
 事業者は、区の施策に協力します。

《大切な子どもの権利》

子どもには、次のことに関する権利があります。

- 安心して生きること
- 個性が尊重されること
- 自分で決めること
- 思いを伝えること
- かけがえのない時を過ごすこと
- 社会の中で育つこと
- 支援を求めること

権利とは

社会のみんなが認め合い、正当だと考えるものです。子どもの要求すべてが権利であるというわけではありません。あなたの権利が大切であるように、他の人の権利も大切なものです。

《豊島区・家庭・施設・地域の役割》

保護者は、

- 愛情をもってはぐくみ、子どもの命を守る
- 児童虐待により子どもの心身を傷つけない
- 共にいる時間を大切にする
- 子どもの気持ちに耳を傾け、意見を尊重する
- 他人の権利を尊重できるように、範を示す
- 子どもの発達に応じてプライバシーを尊重する

豊島区は、

- 子どもの権利の普及
- 安心して過ごせる環境の整備
- 児童虐待防止に関する整備
- 子どもの社会参加の支援
- 子どもの権利擁護委員の設置
- 推進計画の策定及び調査審議

子どもにかかわる施設関係者は、

- 子どもの育ち、遊び又は学びを充実させる
- 子どもの気持ちに耳を傾け、意見を尊重する
- 児童虐待により子どもの心身を傷つけない
- 児童虐待を予防し、早期発見に努める
- 意見を聴き、話し合いの場をつくる
- 話し合いの結果を説明する
- 情報を保護し適切に管理する
- 子どもの権利についての研修を実施する

地域の人は、

- 安全安心な環境をつくり、守る
- 互いに声をかけあい、成長を支援する
- 住民自治のあり方を伝え、範を示す
- 児童虐待を発見した場合、通告する

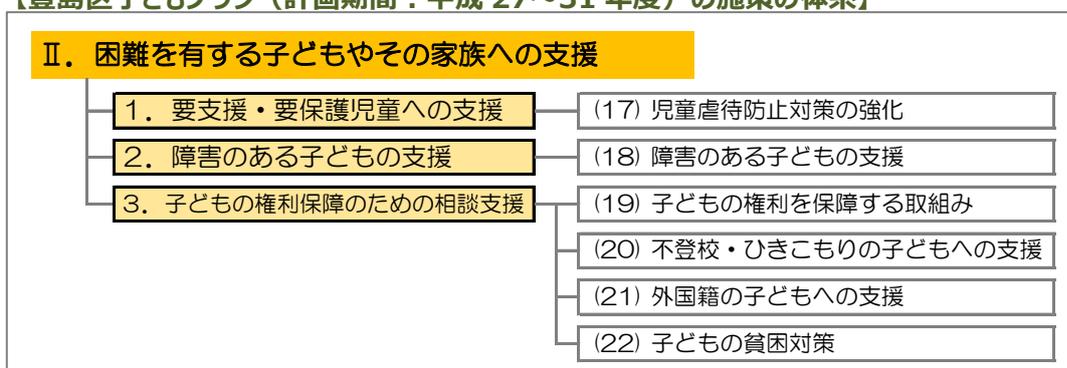
事業者は、

- 子どもの権利の理解を促進する
- 子育てのために働きやすい職場環境を整備する

■ 豊島区子どもプランの推進

- 豊島区では、平成 17 年、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画「豊島区子どもプラン」（計画期間平成 17～26 年度）、平成 22 年にはその後期 5 年間の見直しを行い「豊島区子どもプラン（後期計画）」（計画期間 22～26 年度）を策定し、子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進してきました。
- 平成 27 年 3 月の「豊島区子どもプラン（後期計画）」の改定に合わせ、平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を包含する新たな「豊島区子どもプラン」を平成 27 年 3 月に策定しました。この計画は、子ども・若者育成支援推進法に基づく計画としても位置付けており、18 歳未満の子どもの自己形成・参加支援や困難を有する子どもやその家族への支援策も含んでいます。

【豊島区子どもプラン（計画期間：平成 27～31 年度）の施策の体系】



■ 豊島区子ども・若者計画の策定

- 平成 21 年 7 月に「子ども・若者育成支援推進法」が制定され、豊島区においても、「豊島区子どもプラン」を子ども・若者の課題への対応も含めて策定しました。その後、国において、平成 28 年 2 月に新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が制定され、困難を有する子ども・若者について、例えば、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニート等の問題が相互に影響し合うなど、非常に複雑で多様な状況となっていることが指摘されました。
- そこで、「豊島区子どもプラン」に含まれずサポート体制が不足している 18 歳以上の若者まで対象を拡大し、年齢階層で途切れることなく継続した支援、及び、様々な機関が連携してそれぞれの専門性を活かして支援を行うことができるような、縦横のネットワークを構築することを目指して、平成 29 年 3 月「豊島区子ども・若者計画」を策定しました。この計画策定にあたっては、困難を有する若者へのヒアリング調査を実施し、ました。

【豊島区子ども・若者計画（計画期間：平成 29～31 年度）の施策の体系】



■子どもの未来応援会議の設置

○子どもの貧困対策について、庁内の調整を図るため、平成28年2月、副区長を会長、教育長を副会長とする「豊島区子どもの未来応援会議」を設置しました。本年度は、子供の生活実態調査結果を踏まえた子ども・若者未来応援あり方について検討を行いました。

■豊島区教育大綱（平成29年度）

○平成29年度の豊島区教育大綱は、「子供の未来を応援する対策」を重点施策の一つとしています。

4. 平成29年度の重点施策

区長部局と教育委員会が緊密に連携を取り、次の重点施策に取り組んでいく。

<重点施策一覧>

重点施策Ⅰ 子供の未来を応援する対策

- (1) 子どもスキップ事業の充実
- (2) いじめ未然防止・不登校解消対策の推進
- (3) スクールソーシャルワーク事業の充実
- (4) 多様なニーズに応える特別支援教育の充実
- (5) 保護者負担の軽減

■豊島区幼児教育のあり方検討委員会の設置（平成29年度）

○平成27年4月にスタートした子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえ、区内全ての乳幼児期の子どもたちが質の高い教育・保育を受けられるようにするため、学識経験者、行政（教育委員会・子ども家庭部・保健福祉部）と、公私幼保それぞれの幼児教育施設関係者による「豊島区幼児教育のあり方検討委員会」を設置し、本区の幼児教育施策について検討を行いました。

■豊島区多文化共生推進基本方針策定検討委員会の設置（平成29年度）

○豊島区が多文化共生に係る基本方針の策定に向け、区民等との協働を図り、学識経験者等の専門的な意見や助言を得ながら、多文化共生の推進に関するあり方について検討するため、「豊島区多文化共生推進基本方針策定検討委員会」を設置しました。外国籍区民が全区民の1割を超えている現状を踏まえ、外国籍区民及び外国にルーツを持つ区民に焦点を当て、多文化共生に係るあり方について検討を行っています。

■児童相談所の設置（平成33年度予定）

○全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずるため、平成28年6月に児童福祉法が改正され、順次施行されています。

○平成29年4月には、特別区においても児童相談所の設置が可能となり、豊島区でも平成33年度中の開設に向け、準備を進めています。

第2章



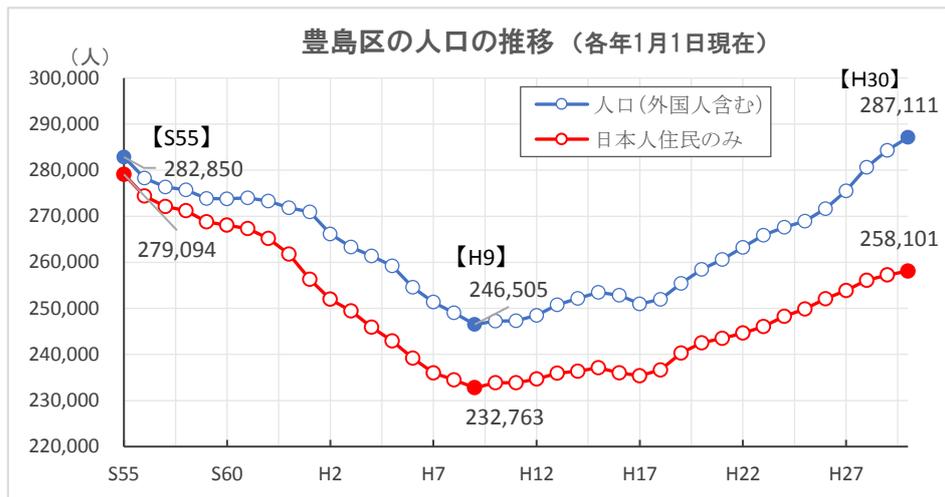
子ども・若者の状況



1. 豊島区の子ども・若者を取り巻く状況

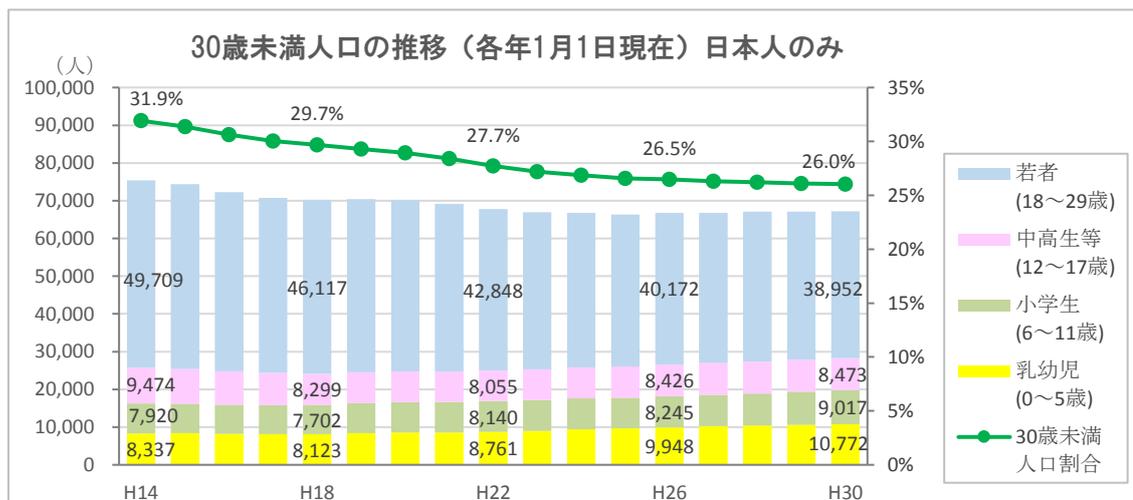
(1) 人口の推移

○ 最も人口が多かったのは昭和 39 (1964) 年の 353,953 人です。平成 9 (1997) 年に 246,505 人まで落ち込みましたが、その後は増加に転じ、平成 30 (2018) 年現在、287,111 人となっています。



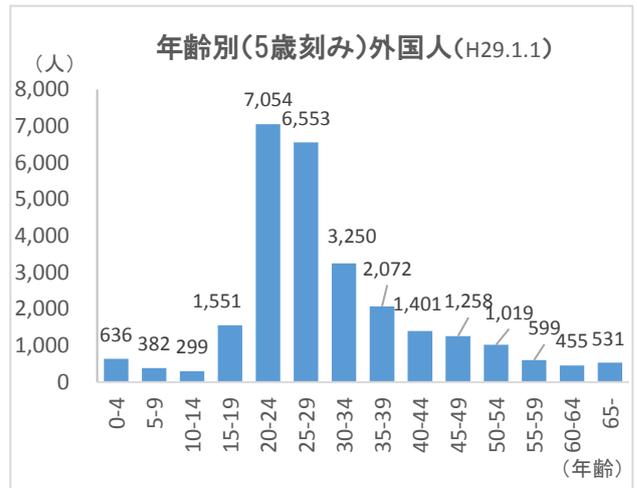
【出典：住民基本台帳】

- 30歳未満人口（日本人のみ）は、中高生までの人口は、年齢が低い層から順次増加してきましたが、18歳から29歳までの人口は減少しています。
- 区全体の人口は増加していますが、30歳未満人口（日本人のみ）が占める割合は減少を続けています。

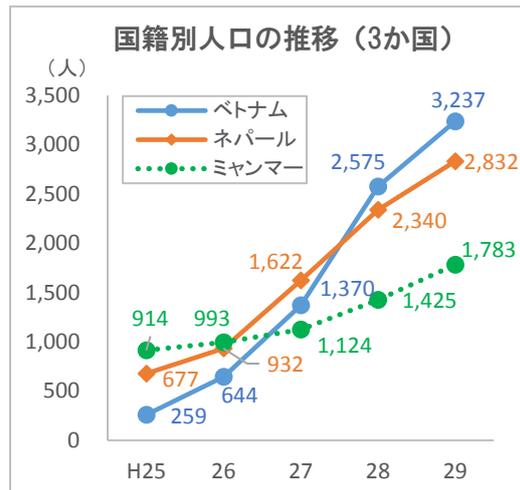
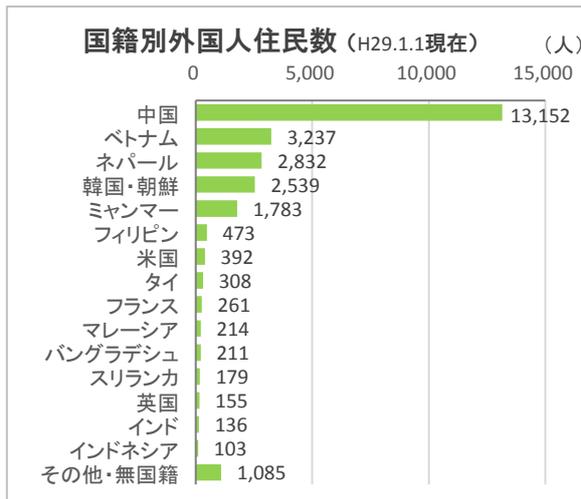


【出典：住民基本台帳】

- 外国人人口は平成25年から5年間で1万人増加し、平成30年に過去最高の29,010人になりました。
- 年齢別に見ると20代が最も多く約半数を占めていますが、20歳未満も2,868人になっています。



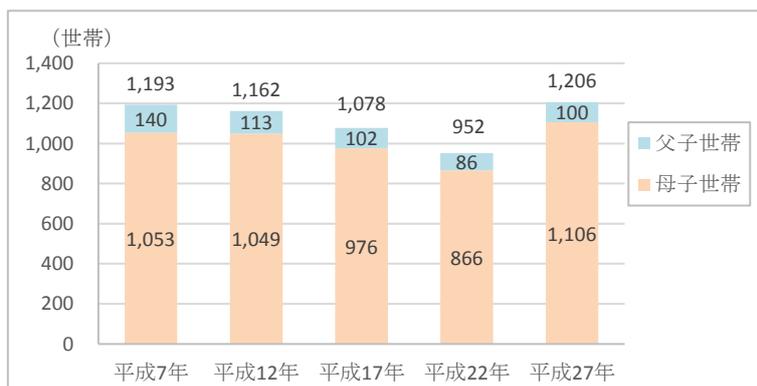
- 国籍別にみると約半数が中国人ですが、次いでベトナム、ネパールとなっています。
- 直近の5年間は、ベトナム、ネパール、ミャンマー国籍の人口が大きく増加しています。



【出典：住民基本台帳】

(2) ひとり親世帯の推移

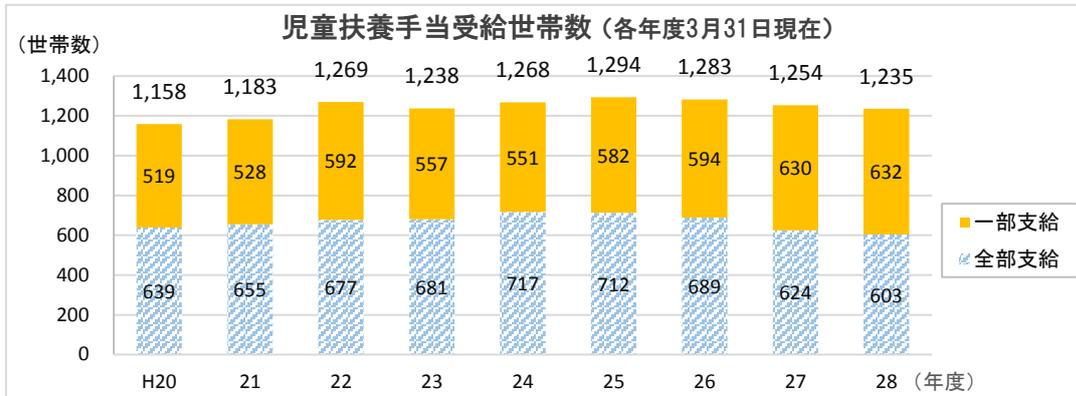
- ひとり親世帯数は減少傾向にありましたが、平成27年には増加に転じ、平成22年と比較して母子世帯では240世帯増加しています。
- 母子世帯の割合が高く、母子世帯数は父子世帯数の約9～11倍という状況です。



【出典：国勢調査】

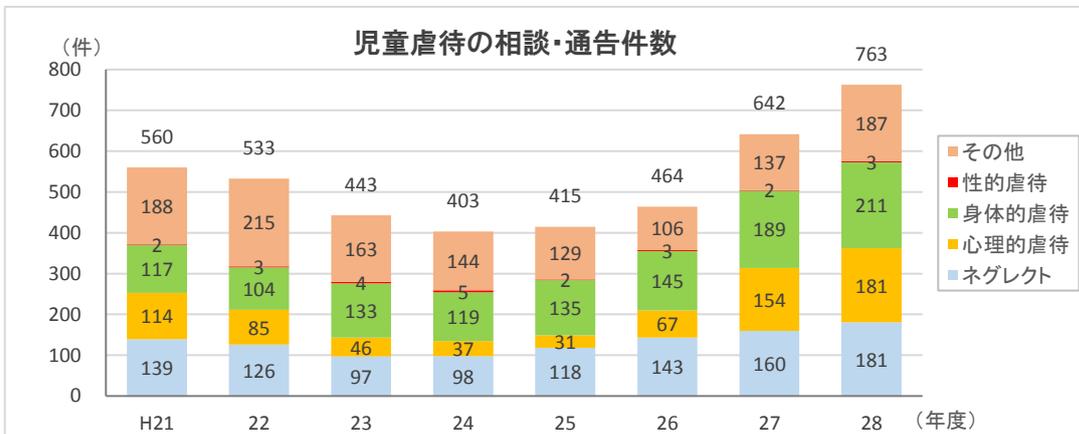
(3) 児童扶養手当受給者の推移

児童扶養手当：離別や死別等により、18歳年度末までの児童を養育するひとり親または養育者に支給される手当（所得制限あり）※中度以上の障害の程度にある場合は20歳未満の児童



【出典：子育て支援課】

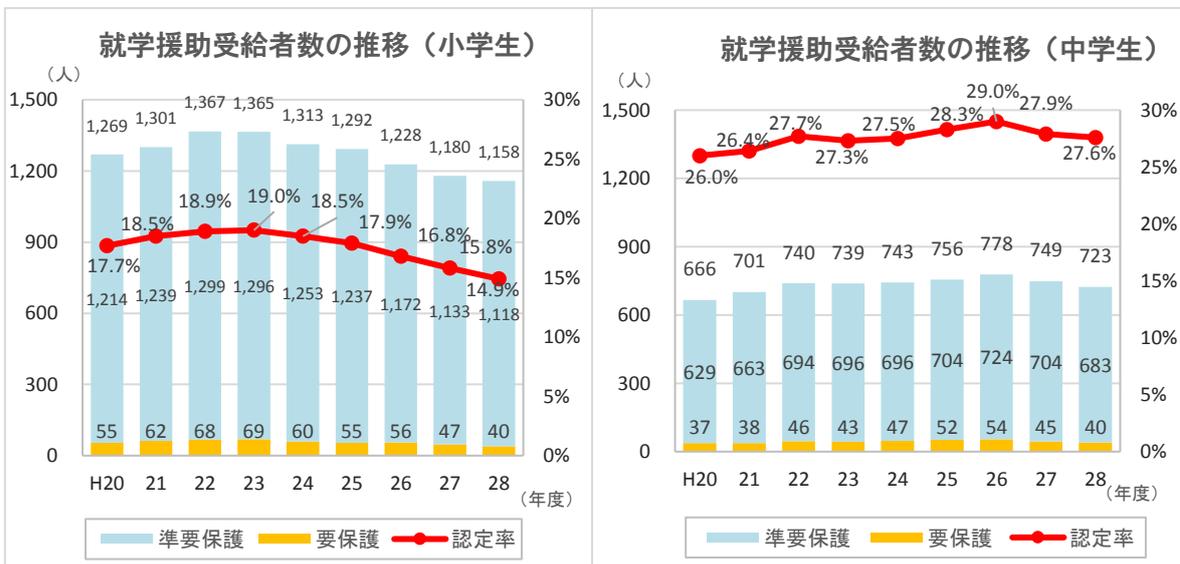
(4) 児童虐待の相談・通告件数



【出典：子育て支援課】

(5) 就学援助受給者数の推移

就学援助：経済的理由により就学困難な小・中学生の保護者に対して、学用品費、学校給食費等を援助する。

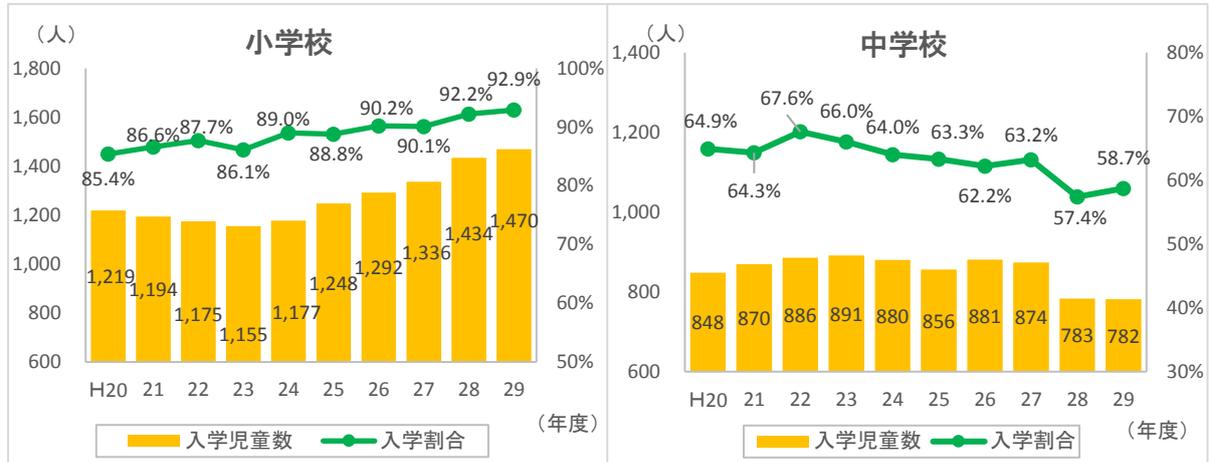


【出典：学務課】

(6) 区立学校児童・生徒数の状況等

① 入学児童数・入学割合

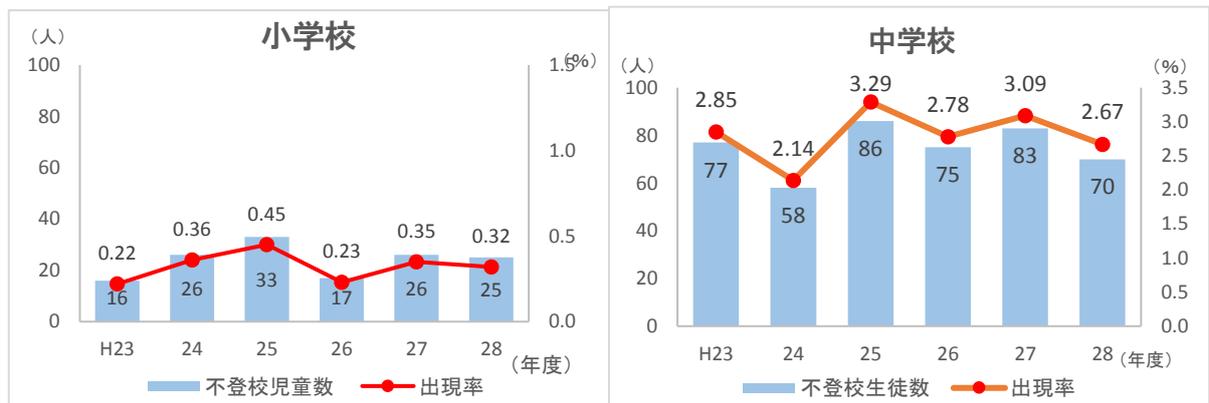
児童人口の増加に伴い、区立小学校への入学割合は微増傾向にあります。一方、区立中学校への入学割合は概ね一定の割合で推移していましたが、平成28年度に減少しています。



【出典：公立小・中学校学級編成（特別支援学級を除く）の基礎となる児童・生徒数調査（※4月7日時点）、隣接校選択制希望票郵送状況（※学齢児童・生

② 不登校児童・生徒数の推移

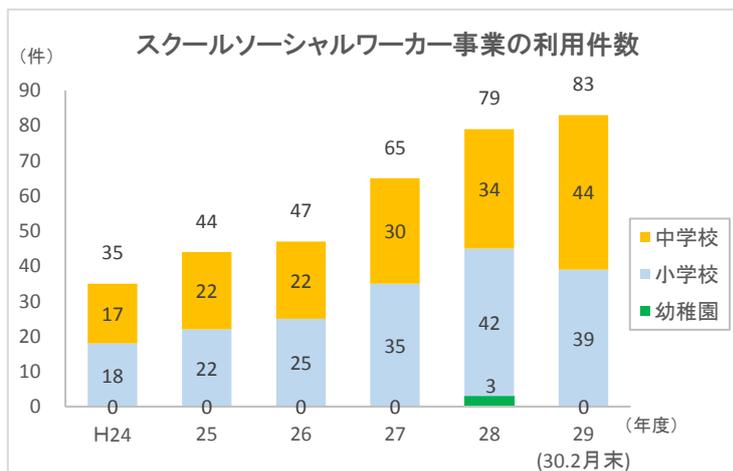
小中学校ともに、平成28年度は前年度と比べて減少しています。



【出典：平成28年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査】

③ スクールソーシャルワーカー事業の利用件数

小・中学校からの申請件数は毎年増加しています。

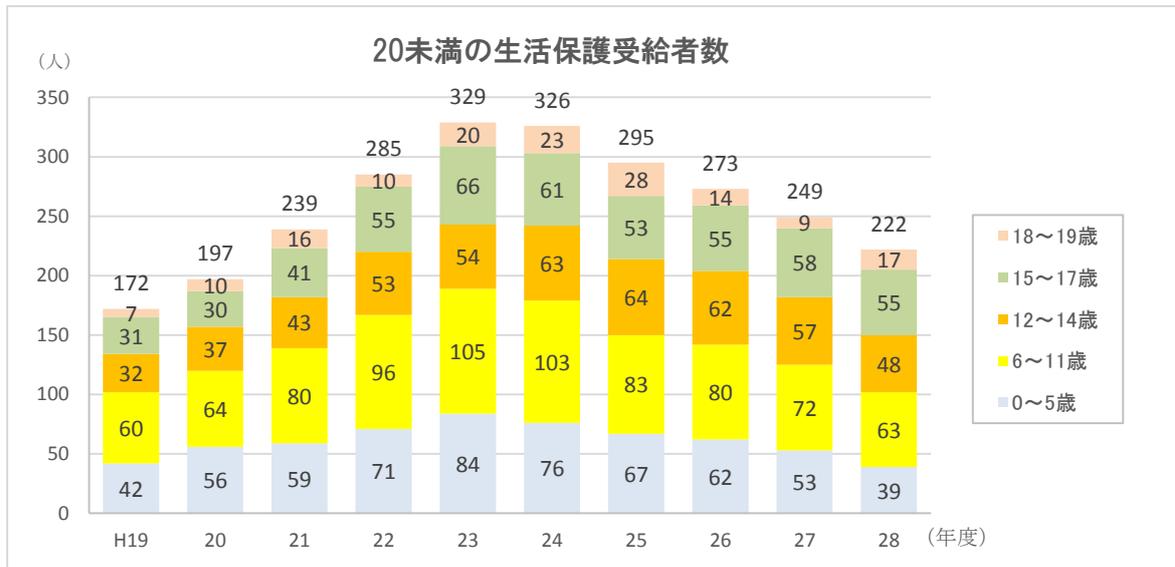
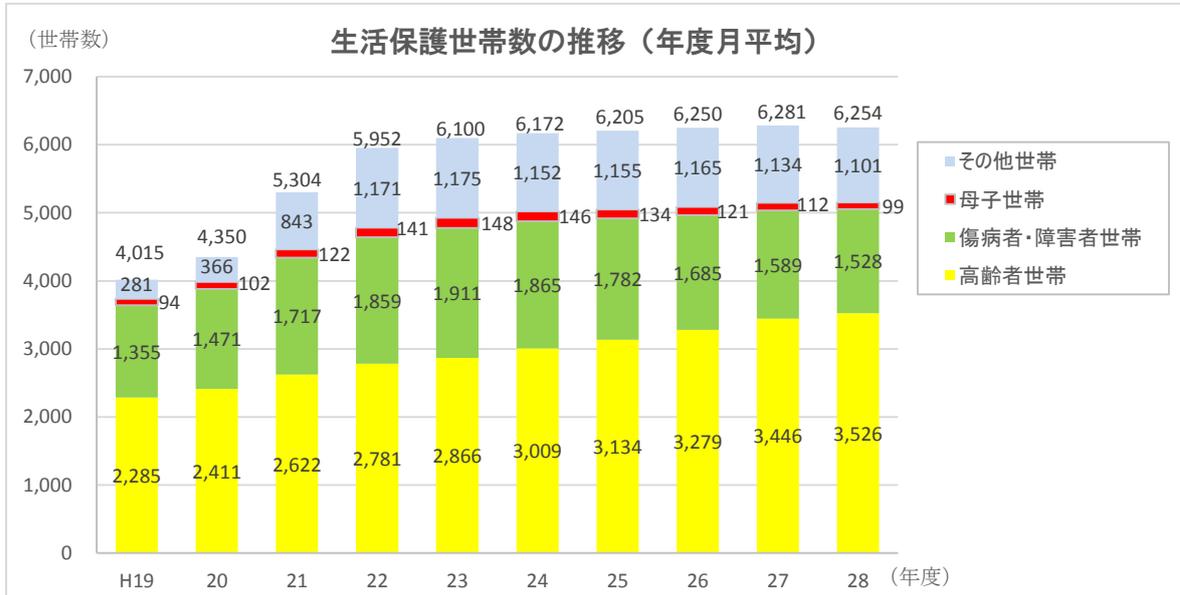


【出典：教育センター】

(7) 生活保護の状況

○生活保護世帯数は、ここ数年横ばい状態が続いていますが、母子家庭の被保護世帯は減少傾向にあります。

○20歳未満の子どもの被保護人員は、平成25年以降減少しています。



	子どもの高校進学率		子どもの高校中退率		子どもの大学進学率		子どもの就職率
	生活保護世帯	全体	生活保護世帯	生活保護世帯	全体	生活保護世帯	
平成26年度	100.0%	99.0%	4.8%	45.5%	71.0%	54.5%	
平成27年度	100.0%	98.8%	4.2%	27.3%	73.4%	63.6%	
平成28年度	100.0%	98.6%	3.7%	33.3%	72.3%	66.7%	

【出典：生活福祉課】



2. 東京都子供の生活実態調査

(1) 調査の概要

① 調査目的

東京都が今後の子ども・子育て支援施策の参考とするため、子どもと子育て家庭の生活状況などに関して調査を実施した。調査では、生活困難の度合い、頻度、生活困難者の属性（性別、年齢、世帯タイプ）、そのリスク要因（学校でのいじめ、不登校、幼少期の経験、就労での経験など）、親の状況（就労、健康など）と子どもの状況の関連などを分析した。

② 調査対象

豊島区、墨田区、調布市、日野市に在住の以下の生年月日の者とその保護者

(ア) 平成 17 年 4 月 2 日～平成 18 年 4 月 1 日生まれ（10～11 歳）小学 5 年生
(イ) 平成 14 年 4 月 2 日～平成 15 年 4 月 1 日生まれ（13～14 歳）中学 2 年生
(ウ) 平成 11 年 4 月 2 日～平成 12 年 4 月 1 日生まれ（16～17 歳）高校 2 年生等

③ 抽出方法

住民基本台帳により、上記の生年月日の者（すべて）を抽出

④ 調査方法

郵送（一部ウェブ回答）

⑤ 調査時期

平成 28 年 8 月 5 日～9 月 7 日

⑥ 有効回答数及び有効回答率

	4 自治体				豊島区			
	配布数	有効回答数（上段）・回答率（下段）			配布数	有効回答数（上段）・回答率（下段）		
		子ども票	保護者票	親子マッチング ができた票		子ども票	保護者票	親子マッチング ができた票
小学 5 年生	6,296	2,861	2,863	2,824	1,402	581	584	574
		45.4%	45.5%	44.9%		41.4%	41.7%	40.9%
中学 2 年生	6,785	2,901	2,917	2,865	1,493	591	597	584
		42.8%	43.0%	42.2%		39.6%	40.0%	39.1%
16-17 歳	6,848	2,605	2,649	2,576	1,525	543	558	539
		38.0%	38.7%	37.6%		35.6%	36.6%	35.3%
全年齢層	19,929	8,367	8,429	8,265	4,420	1,715	1,739	1,697
		42.0%	42.3%	41.5%		38.8%	39.3%	38.4%

⑦ 豊島区データの詳細分析

豊島区の子どもの生活実態の特徴を明らかにし、必要な支援についての考察を得ることを目的として、平成 29 年 8 月～11 月に、上記の東京都子供の生活実態調査の豊島区データを用いて、ほかの調査対象地域（日野市、調布市、墨田区）との比較や、世帯タイプ別の分析等の詳細分析を実施した。

本調査における「生活困難」の定義

本調査では、子どもの生活における「生活困難」を、(ア)低所得、(イ)家計の逼迫、(ウ)子どもの所有物・体験の欠如の3つの軸で定義している。

(ア)低所得は、世帯所得が厚生労働省の調査による相対的貧困基準を下回ること、(イ)は、公共料金（ガス、電気、電話、水道）や家賃の滞納、食費、衣類費の不足などの家計のやりくりの厳しさ、(ウ)は日本の子どもが一般的に持っている所有物や一般的に体験する活動（海水浴など）が欠如しなければならないほどの金銭的困窮を表している。これら3つの軸のうち、2つ以上該当する子どもを「**困窮層**」、1つのみ該当する子どもを「**周辺層**」、1つも該当しない子どもを「**一般層**」と定義づけている。また、「**困窮層**」と「**周辺層**」を合わせて「**生活困難層**」とする。

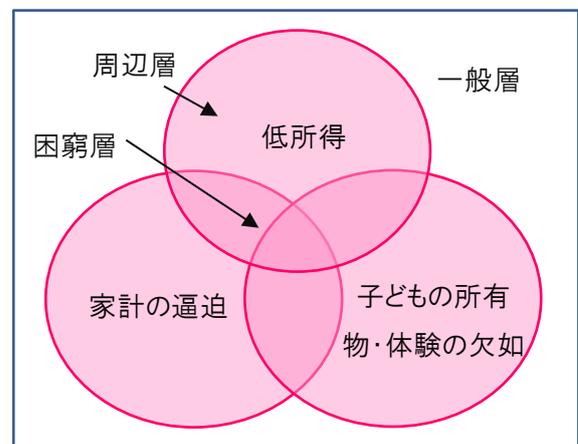
◆生活困難について

(ア) 低所得	(ウ) 子どもの所有物・体験の欠如
等価世帯所得（（収入＋社会保障給付金） $\div \sqrt{\text{世帯人数}}$ ）が厚生労働省「平成27年国民生活基礎調査」から算出される基準未達の世帯 <低所得基準> 所得中央値：427万円 \div $\sqrt{\text{平均世帯人数}(2.49)} \times 50\%$ = 135.3万円	以下の15項目のうち、 <u>経済的な理由で剥奪されている項目</u> が3つ以上該当 1. 海水浴に行く 2. 博物館・科学館・美術館などに行く 3. キャンプやバーベキューに行く 4. スポーツ観戦や劇場に行く 5. 遊園地やテーマパークに行く(*) 6. 毎月おこづかいを渡す 7. 毎年新しい洋服・靴を買う 8. 習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる 9. 学習塾に通わせる 10. お誕生日のお祝いをする 11. 1年に1回程度家族旅行に行く 12. クリスマスのプレゼントや正月のお年玉 13. 子どもの年齢に合った本 14. 子ども用のスポーツ用品 15. 子どもが自宅で宿題をすることができる場所 *16-17歳は「友人と遊びに出かけるお金」
(イ) 家計の逼迫	
以下の7項目のうち、 <u>経済的な理由で剥奪されている項目</u> が1つ以上該当 1. 電話料金 2. 電気料金 3. ガス料金 4. 水道料金 5. 家賃 6. 家族が必要な食料が買えなかった 7. 家族が必要な衣服が買えなかった	

◆生活困難層（困窮層・周辺層）、一般層

生活困難層	困窮層＋周辺層
困窮層	2つ以上の要素に該当
周辺層	いずれか1つの要素に該当
一般層	いずれの要素にも該当しない

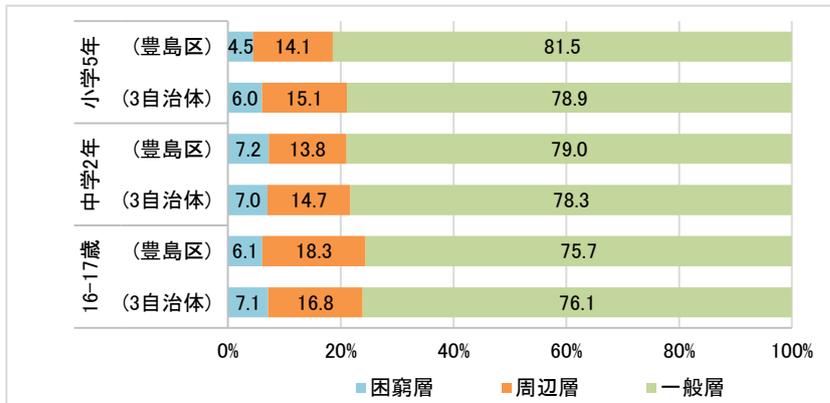
出所：東京都「子供の生活実態調査（中間のまとめ）」



(2) 調査結果

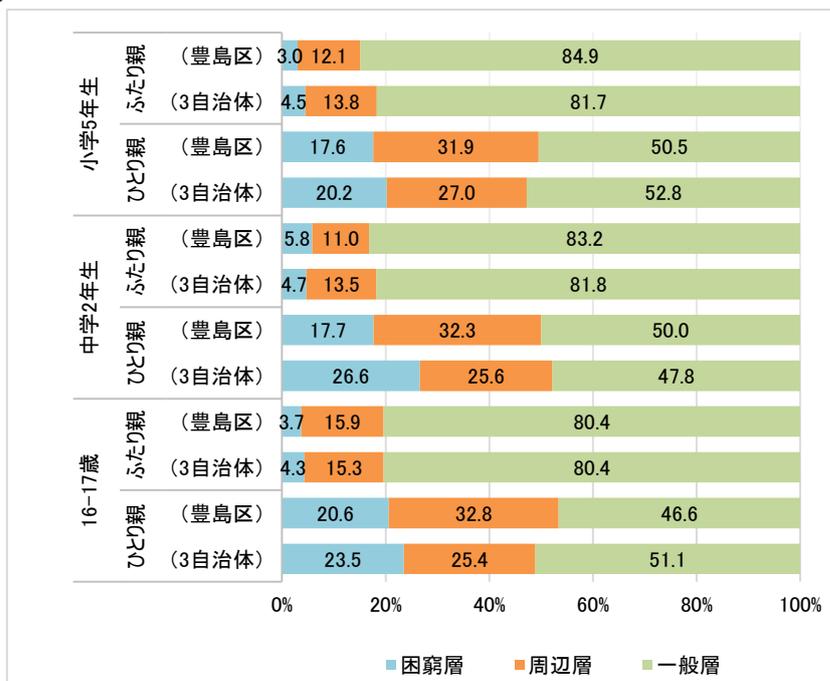
① 生活困難層（豊島区）

(ア) 生活困難度：年齢層別



※ 3自治体：墨田区・調布市・日野市

(イ) 生活困難度：世帯タイプ別

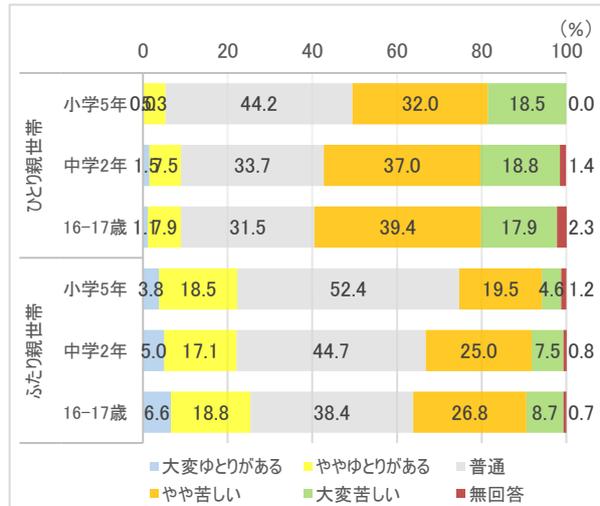
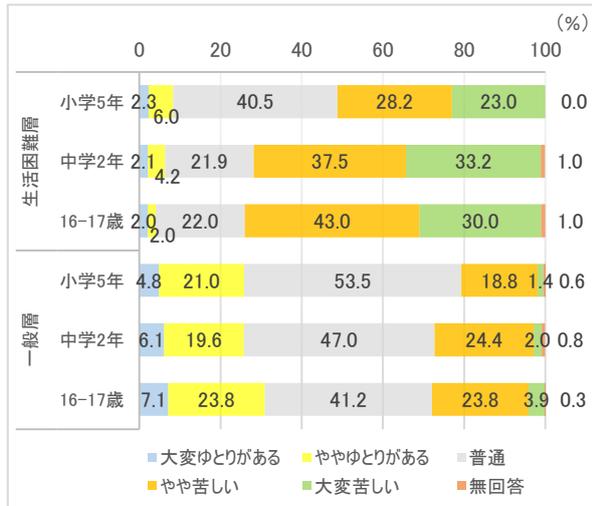


○豊島区の子どもの生活困難度は、小学5年生は困窮層4.5%、周辺層14.1%、中学2年生は7.2%、13.8%、16-17歳は6.1%、18.3%で、約2割の子どもたちが生活困難層であり、年齢の高い子どもの方が生活困難を抱えている。しかし、一番困難度が高い困窮層に限ると、16-17歳よりも中学2年生の方が高くなっている。

○ひとり親世帯の方がふたり親世帯に比べて顕著に生活困難度が高いという傾向が見られる。全ての学年において、ひとり親世帯の約半数が生活困難層である。一方で、生活困難層の子どもの約7割は、ふたり親世帯に属することにも注意が必要である。

② 世帯の暮らし向きについて（豊島区）

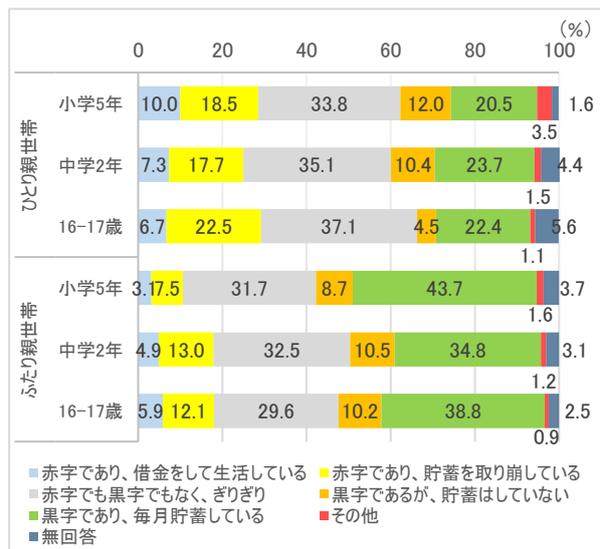
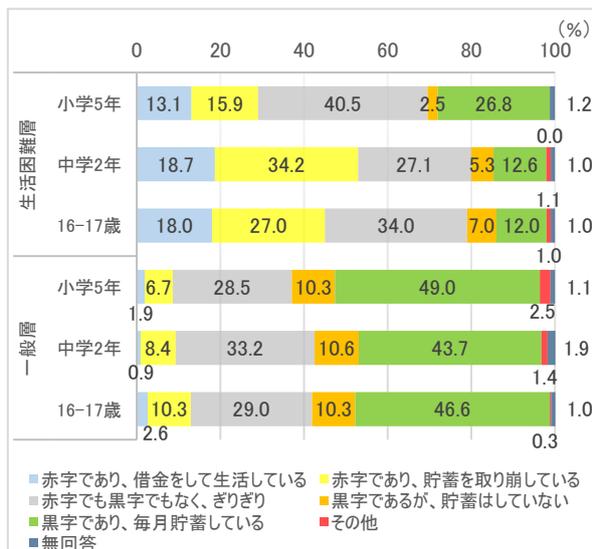
ア. 主観的暮らし向き：生活困難度別・世帯タイプ別



○保護者に、「現在の暮らし状況をどのよう感じていますか」と聞いたところ、小学5年生の困難層の23.0%が「大変苦しい」と回答しており、「やや苦しい」を合わせると50%を超えている。逆に、一般層においては「大変苦しい」と回答する保護者は1.4%であった。また、年齢層が高いほど、「苦しい」「やや苦しい」と回答する割合が高くなる傾向があり、16-17歳の生活困難層では73%となっている。

○世帯タイプ別に見ると、「やや苦しい」「大変苦しい」と回答した保護者の割合は、ふたり親世帯よりひとり親世帯の方が高い。

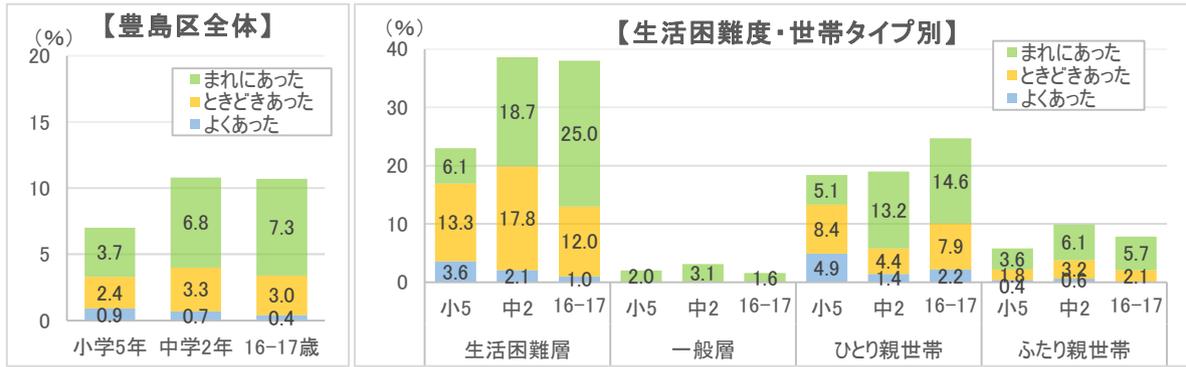
イ. 家計の収支の状況：生活困難度別・世帯タイプ別（豊島区）



○世帯における家計の状況を生活困難度別に見ると、一般層では赤字である割合が約1割であるのに対し、困難層では3~5割となっている。借金をして生活している割合も、一般層が0.9~2.6%であるのに対し、困難層は13.1~18.7%となっている。

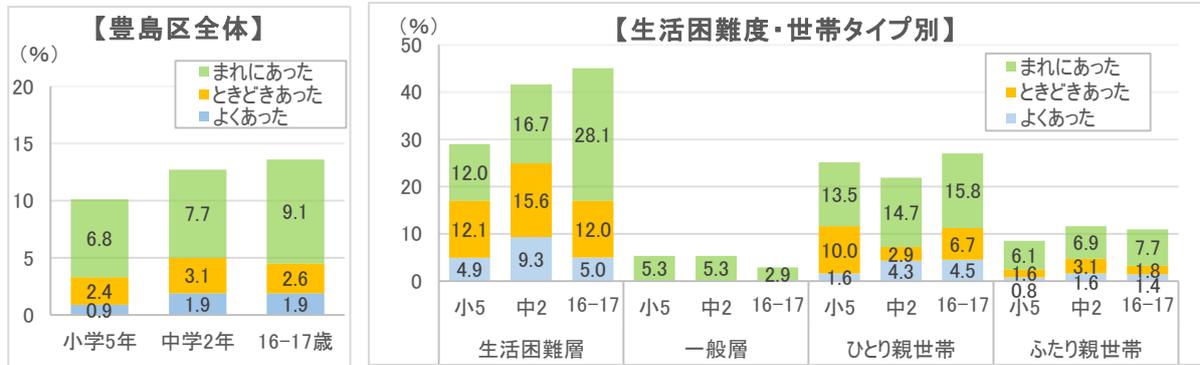
○世帯タイプ別に見ると、「赤字」と回答した保護者の割合は、ふたり親世帯よりひとり親世帯の方が高い。

ウ. 過去1年間で食料が買えなかった経験



○約1割の世帯において、過去1年間に金銭的な理由で家族が必要とする食料が買えなかった経験があり、生活困難層及びひとり親世帯でその割合が高くなっている。

エ. 過去1年間で衣類が買えなかった経験



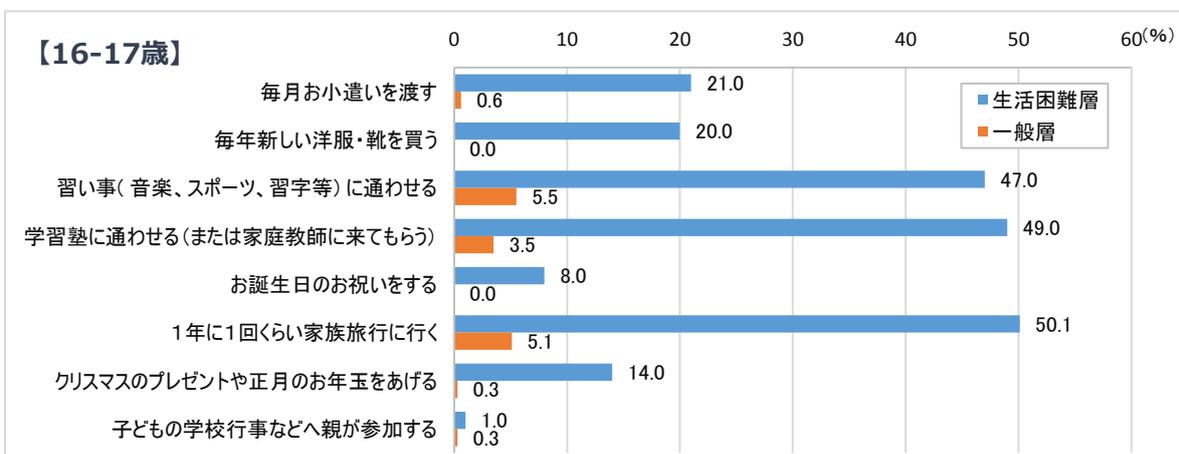
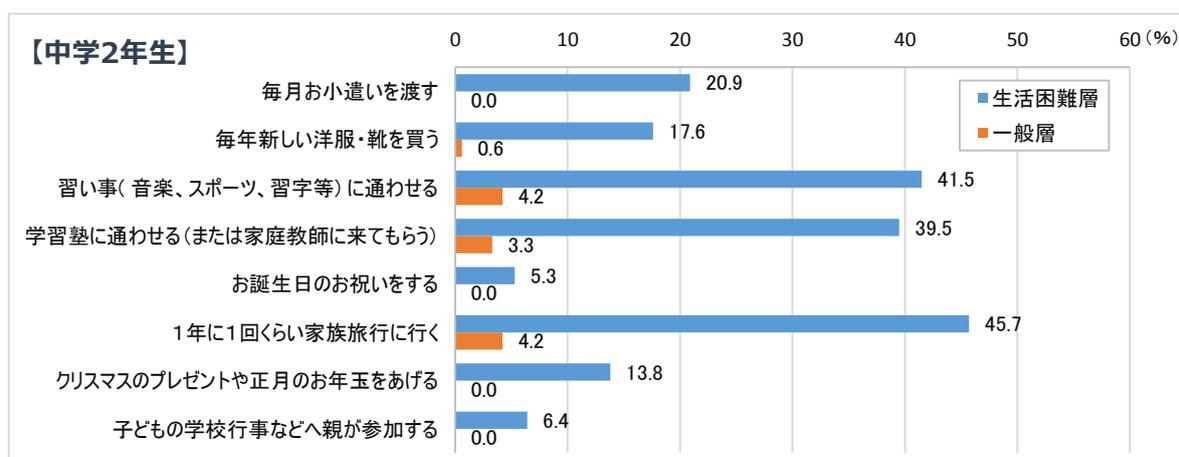
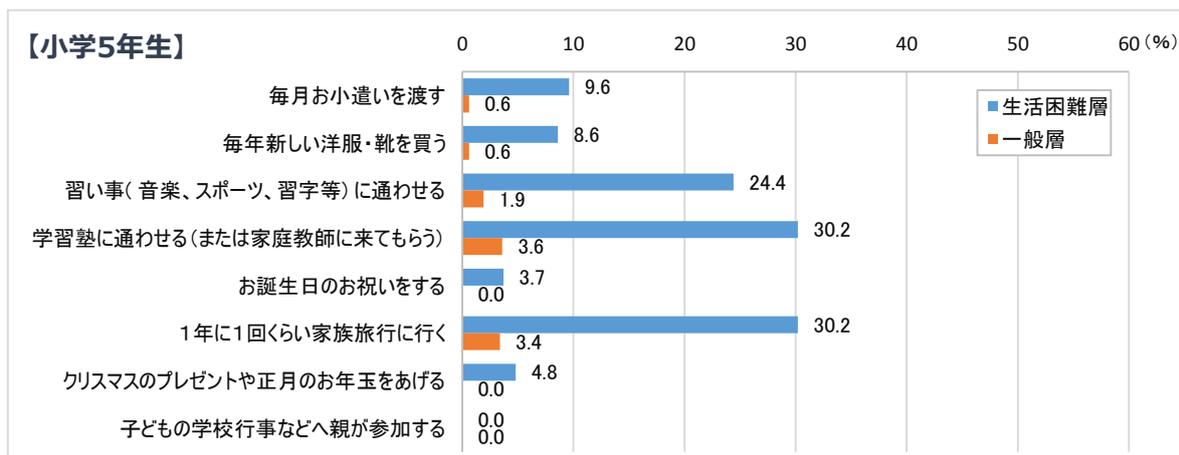
○約10～14%で衣類が買えなかった経験がある。その割合は生活困難層、ひとり親世帯で高くなっている。

オ. 公共料金等の滞納状況：小学5年生



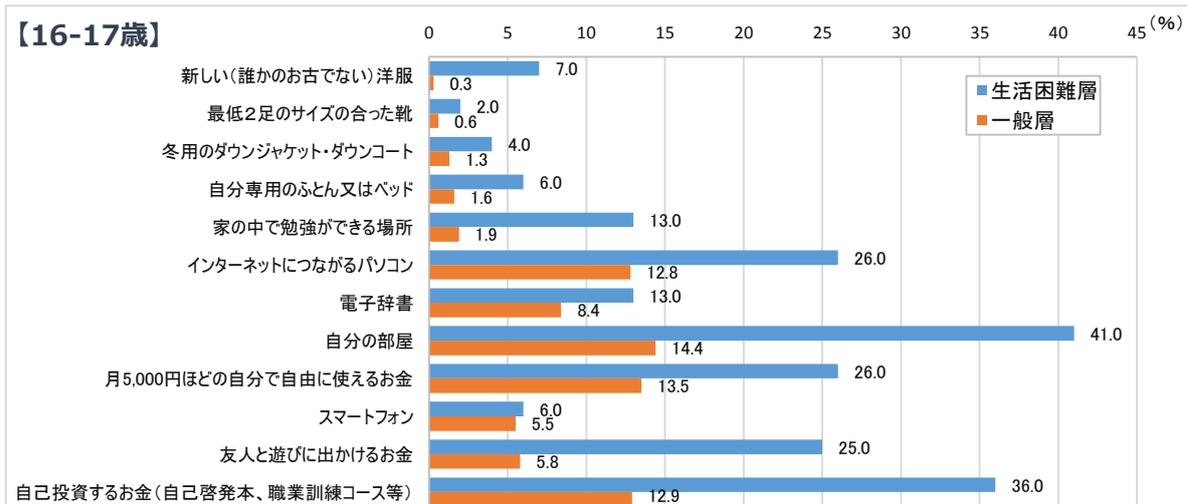
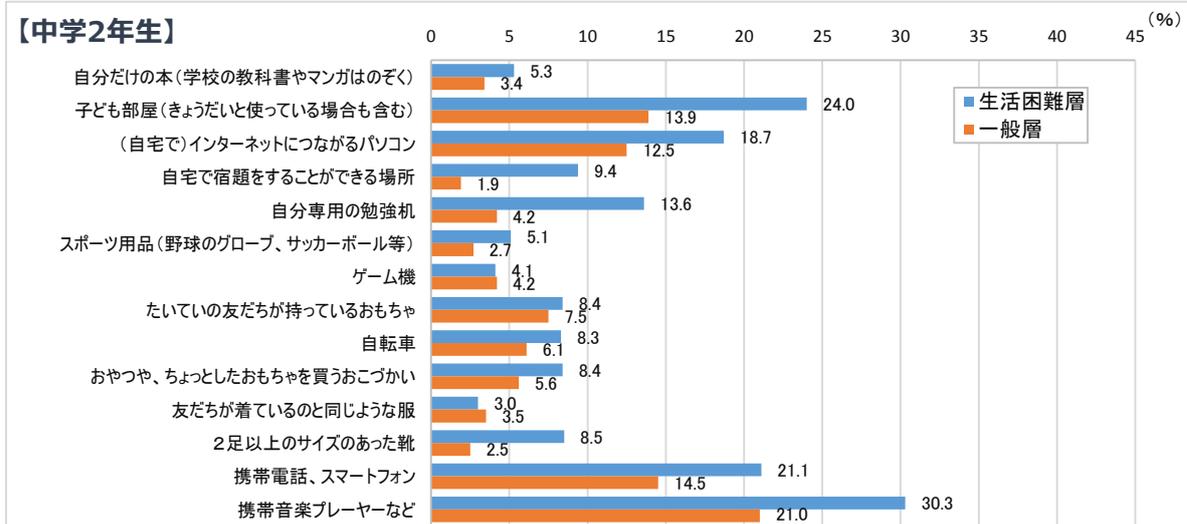
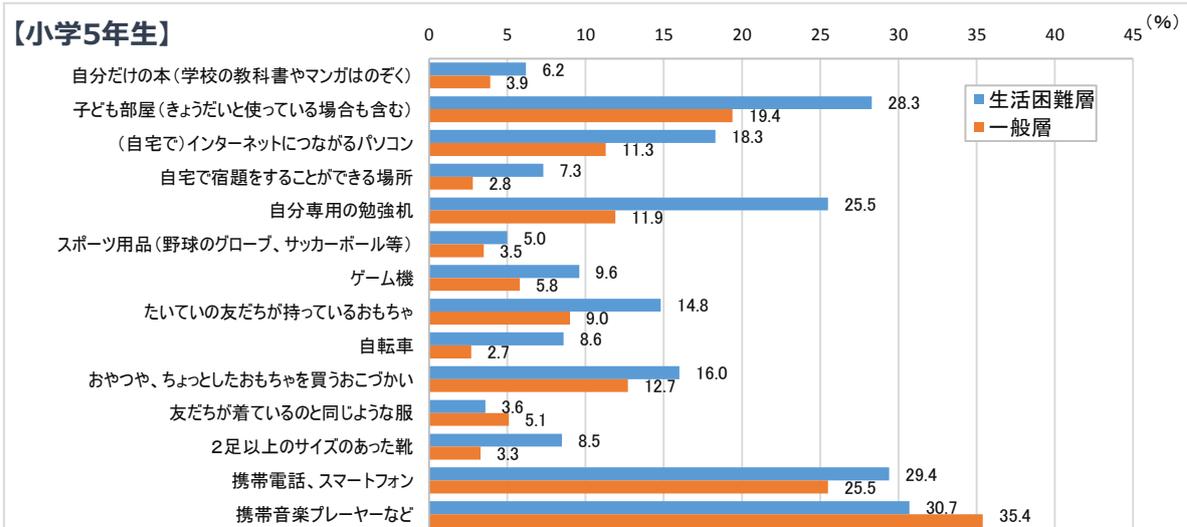
○約2%の世帯において、公共料金（電話、電気、ガス、水道）の滞納経験があり、そのほとんどが生活困難層でであった。

カ. 経済的にできない子どものための支出：生活困難度別



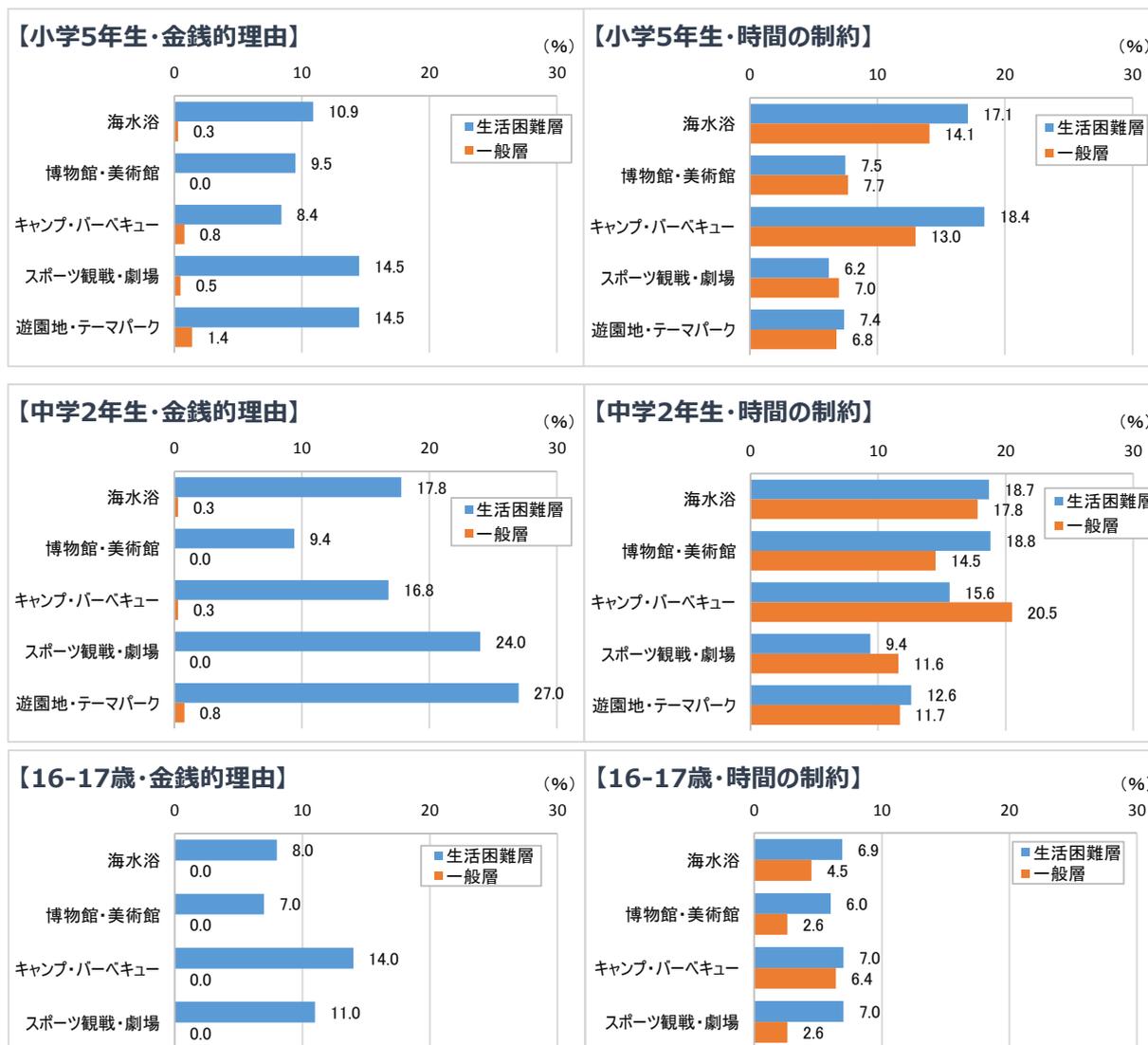
○保護者が「経済的にできない」子どものための支出は、「1年に1回くらいの家族旅行」、「学習塾（または家庭教師）」、「習い事」が多く、生活困難層では小学5年生の約3割、中学2年生は約4割、16-17歳では約5割となっている。

キ. 子どもの所有物の状況（欲しいが、持っていない割合）：生活困難度別



○ 小学5年生、中学2年生が「欲しいが、持っていない」とした物品は、「携帯音楽プレーヤー」「携帯電話、スマートフォン」が上位であった。生活困難層では、子ども部屋や自分専用の勉強机の割合が高くなっている。

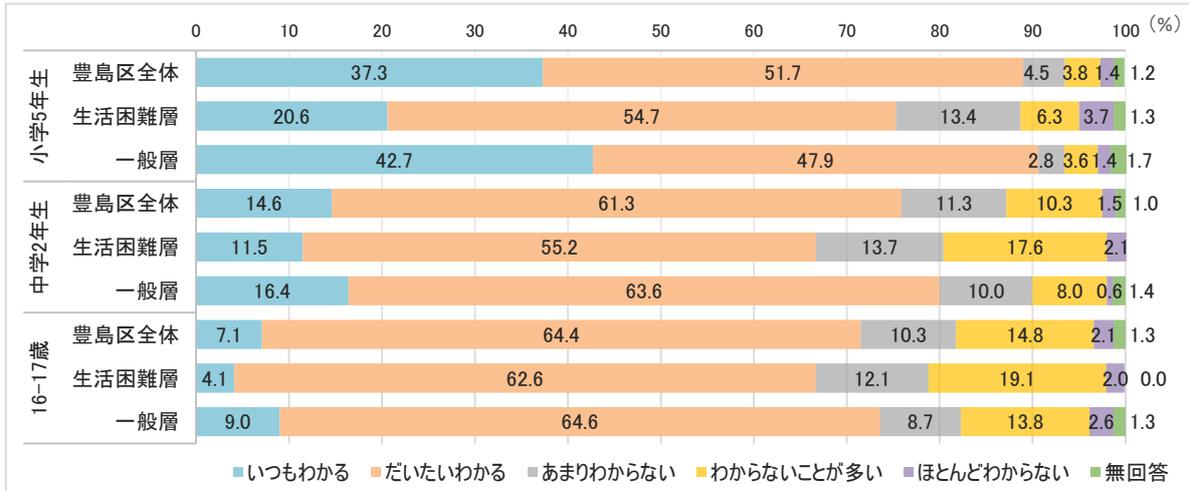
ク. 子どもの体験「（金銭的な理由又は時間の制約で）過去1年間にしなかった」割合



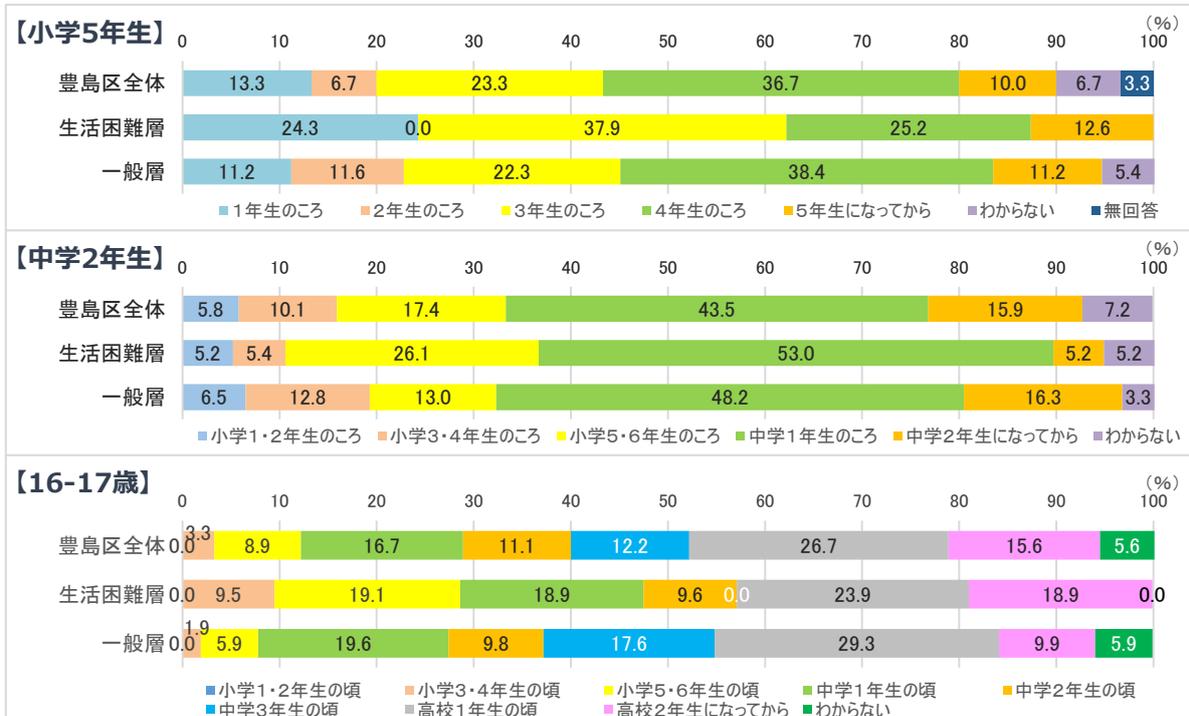
○過去1年間の子どもと「海水浴に行く」などの体験をしたことがあるか聞いたところ、困窮層では「金銭的な理由」で体験させることができない割合が高く、一般層及び周辺層では「時間的な制約」で体験させることができない割合が高くなっている。

③ 子どもの学びの状況（豊島区）

ア. 授業の理解度：年齢層別・生活困難度別

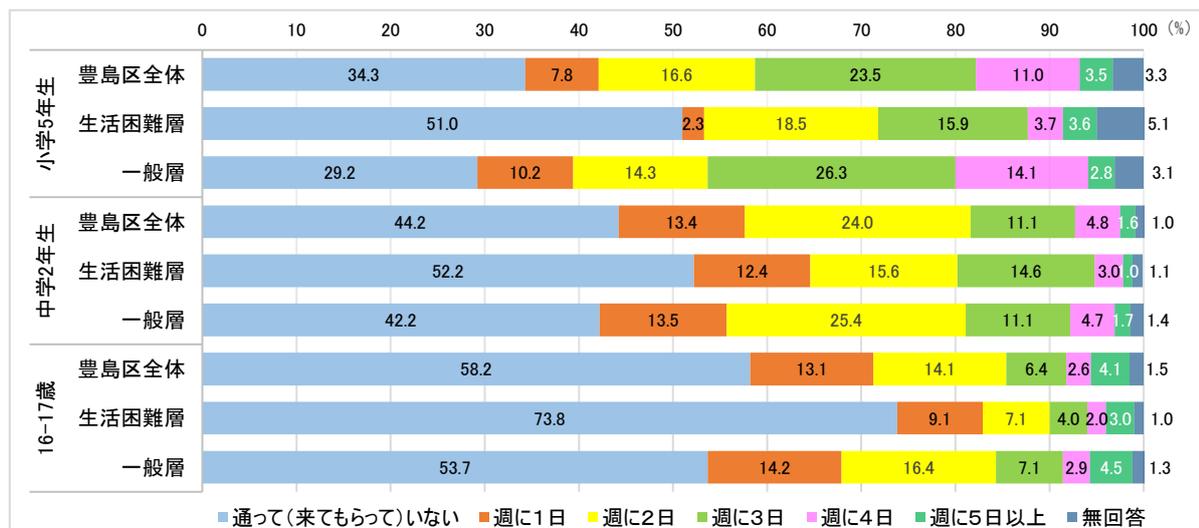


イ. 授業が難しくなった時期：生活困難度別



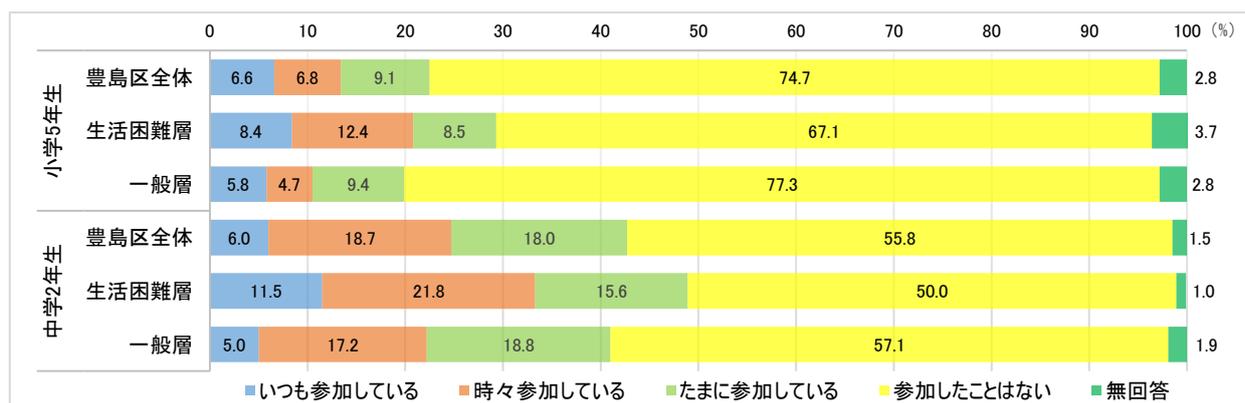
- 小学5年生の約9割が通常の授業を「いつもわかる」「だいたいわかる」と答えているものの、約1割が「あまりわからない」「わからないことが多い」「ほとんどわからない」と回答している。中学2年生では、この割合が約2割である。生活困難層ほど割合は高くなり、小学5年生では23.4%、中学2年生では33.4%となっている。また、小学5年生の授業がわからない子どもの約4割が、小学3年生までにわからなくなったと回答し、中学2年生の授業がわからない子どもの約3割が、小学生段階でわからなくなったと回答している。
- 16-17歳の約3割は、授業が「あまりわからない」「わからないことが多い」「ほとんどわからない」と回答しており、その子どもの12.2%が小学校段階、40.0%が中学校段階、高校入学前までに約5割が授業が分からなくなっている。

ウ. 通塾（または家庭教師）状況：生活困難度別

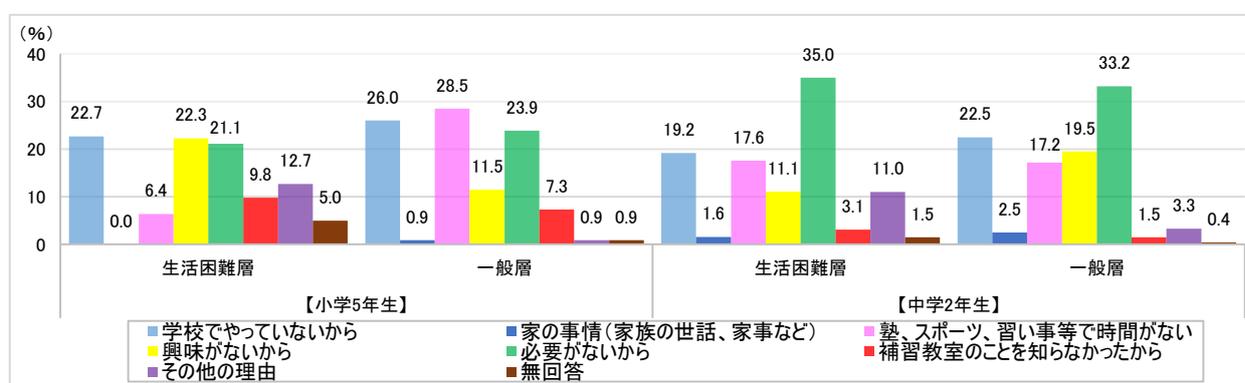


○学習塾に通っている（または家庭教師に来てもらっている）子どもは、小学5年生が約6割、中学2年生で約5割、16-17歳で約4割いる。この割合は、生活困難層ほど低くなっている。

エ. 補習教室への参加状況：生活困難度別



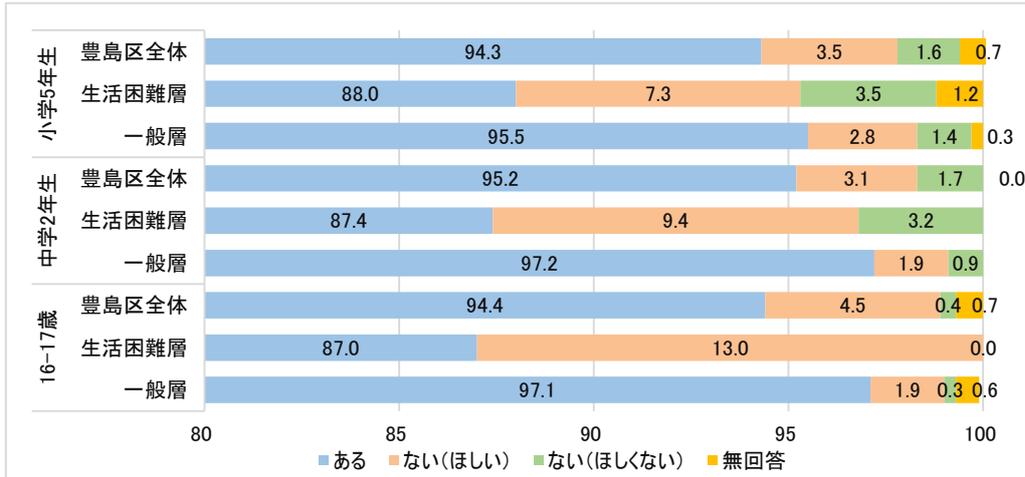
オ. 補習教室に参加しない理由：年齢層別



○公立の小中学校で行われる補習教室については、小学5年生の約2割、中学2年生の約4割が参加したことがあると回答している。生活困難層の子どもは、一般層に比べて参加率が高い。

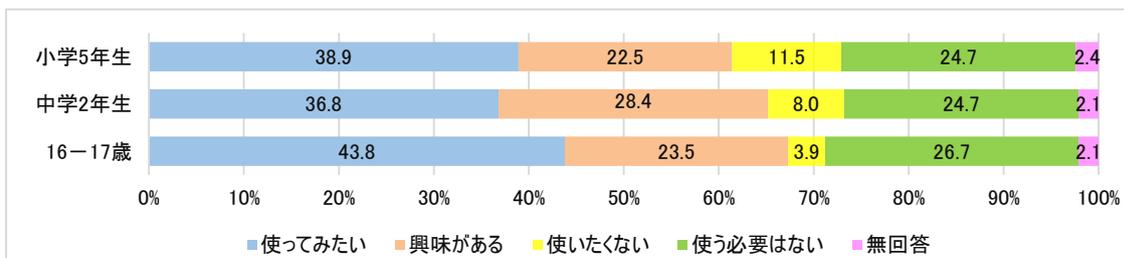
○補習教室に参加しない理由は、「必要がないから」が多いが、小学5年生の一般層では「塾や習い事等で時間がない」、生活困難層では「学校でやっていないから」「興味がないから」が多い。

カ. 自宅で宿題(小5・中2)勉強(16-17歳)ができる場所の欠如の状況：年齢層別・生活困難度別



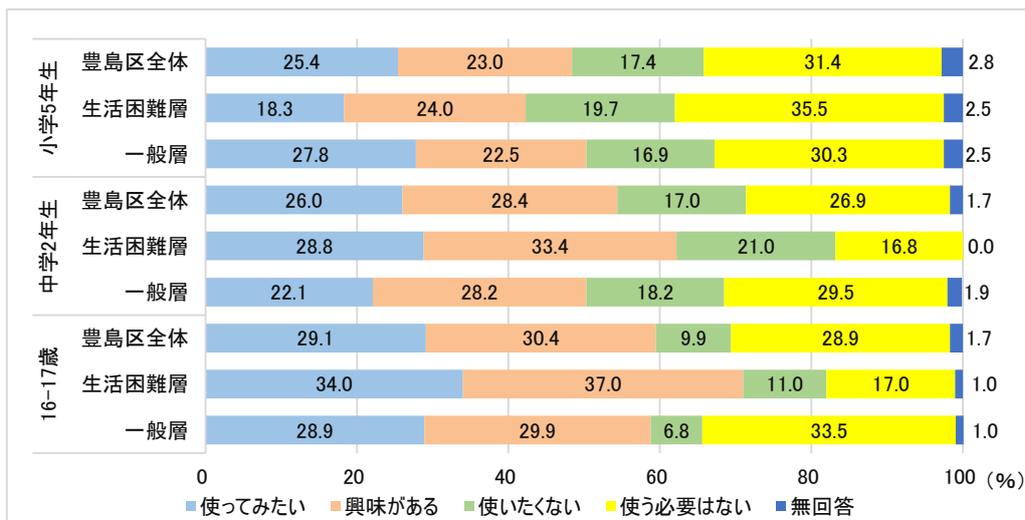
○各年齢層の約3から約4%が「自宅で宿題(勉強)をすることができる場所」が「ない(欲しい)」としており、困難層では、この割合は小学5年生で7.3%、中学2年生で9.4%、16-17歳で13.0%である。

キ. 家で勉強できない時、静かに勉強できる場所の利用意向：年齢層別



○約4割の子どもが「家で勉強できない時、静かに勉強できる場所」を「使ってみたい」としている。

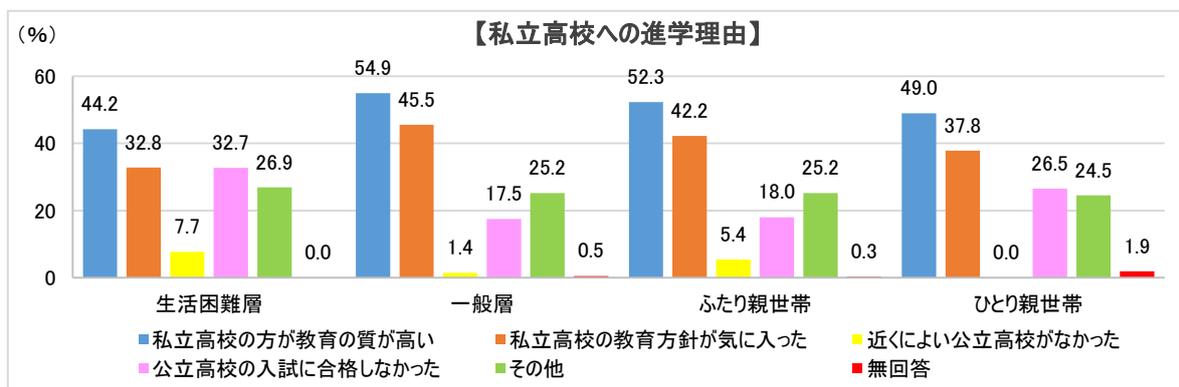
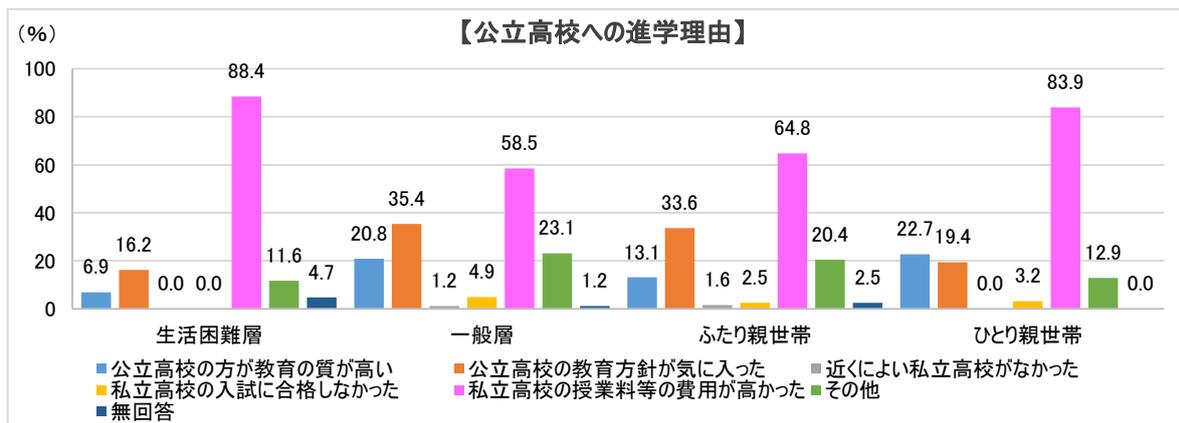
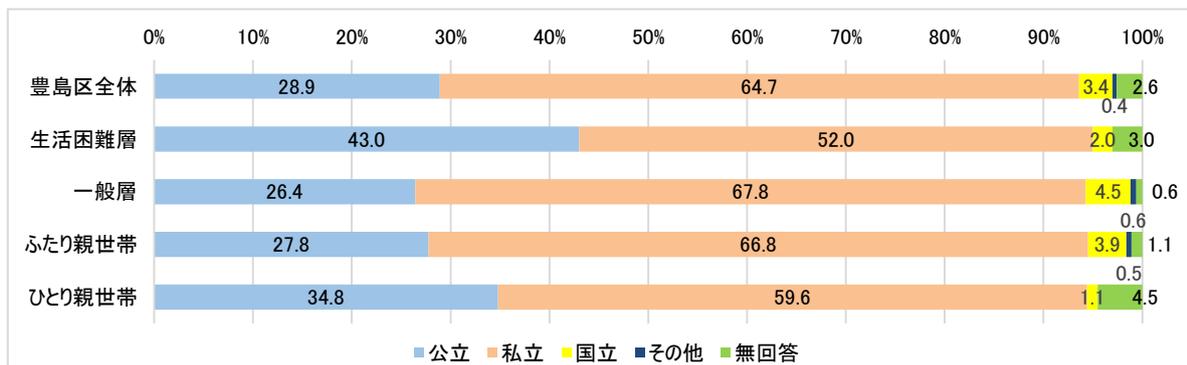
ク. 大学生のボランティアが無料で勉強を見てくれる場所の利用意向(4自治体)



○大学生による学習支援については、小学5年生の48.4%、中学2年生の54.4%、16-17歳の59.5%が「使ってみたい」又は「興味がある」と回答している。

○生活困難度別に見ると、困難層ほど関心が高く、中学2年生では62.2%、16-17歳では71.0%である。

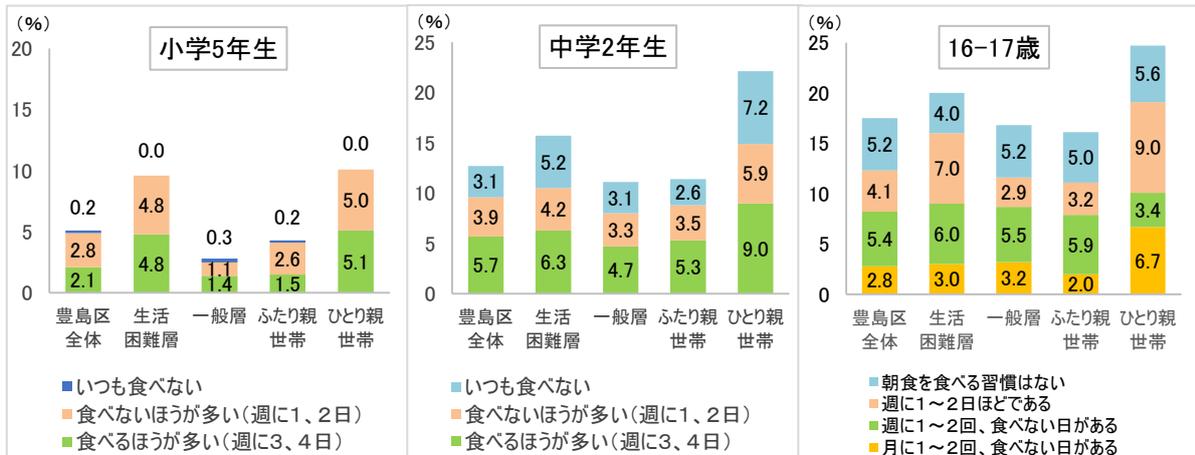
ケ. 在籍する学校の設置者：生活困難度別 16-17 歳



- 高校選択を学校の設置者別にみると、一般層は公立が 26.4%、私立が 67.8%であり、生活困難層は公立が 43.0%、私立が 52.0%となっている。
- 公立高校を選んだ理由は、「私立高校の授業料等の費用が高かったため」が一般層では 58.5%であるのに対し、生活困難層では 88.4%である。
- 私立高校を選んだ理由として、「公立高校の入試に合格しなかった」が一般層では 17.5%であるのに対し、生活困難層では 32.7%である。

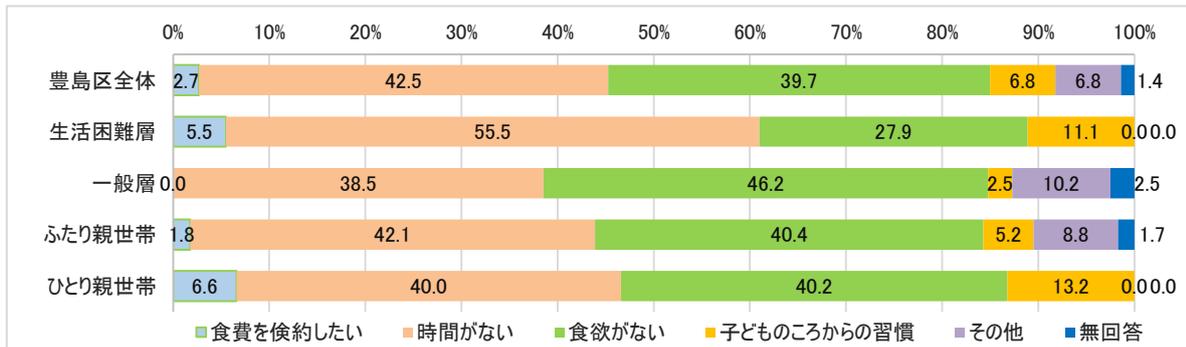
④ 子どもの食と健康（豊島区）

ア. 平日に朝ごはんを食べる頻度：世帯タイプ別・生活困難度別



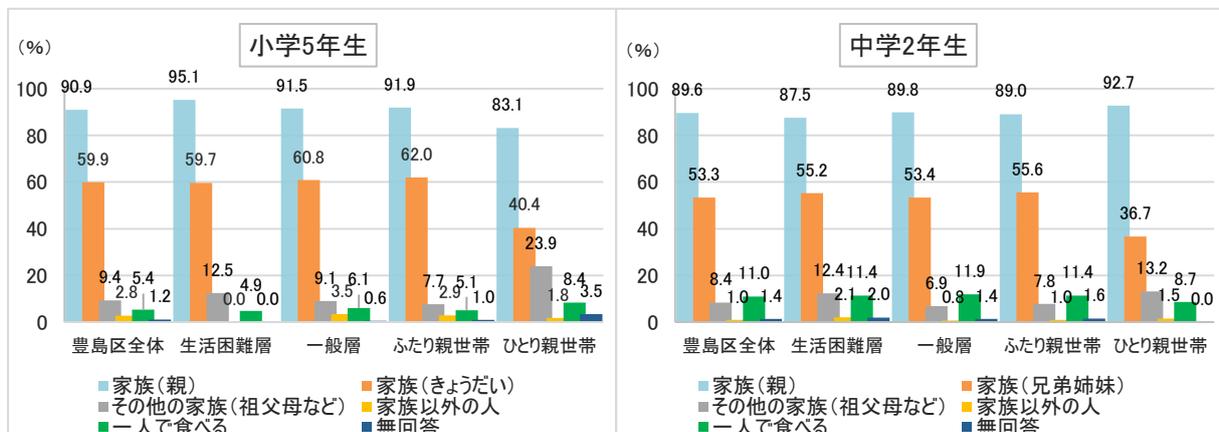
○平日に毎日朝ごはんを食べない小学生は5.1%、中学2年生12.7%、16-17歳では17.5%であり、生活困難層、ひとり親世帯でその割合が高い傾向にある。

イ. 平日に1日3食をとらない主な理由：16-17歳 生活困難度別



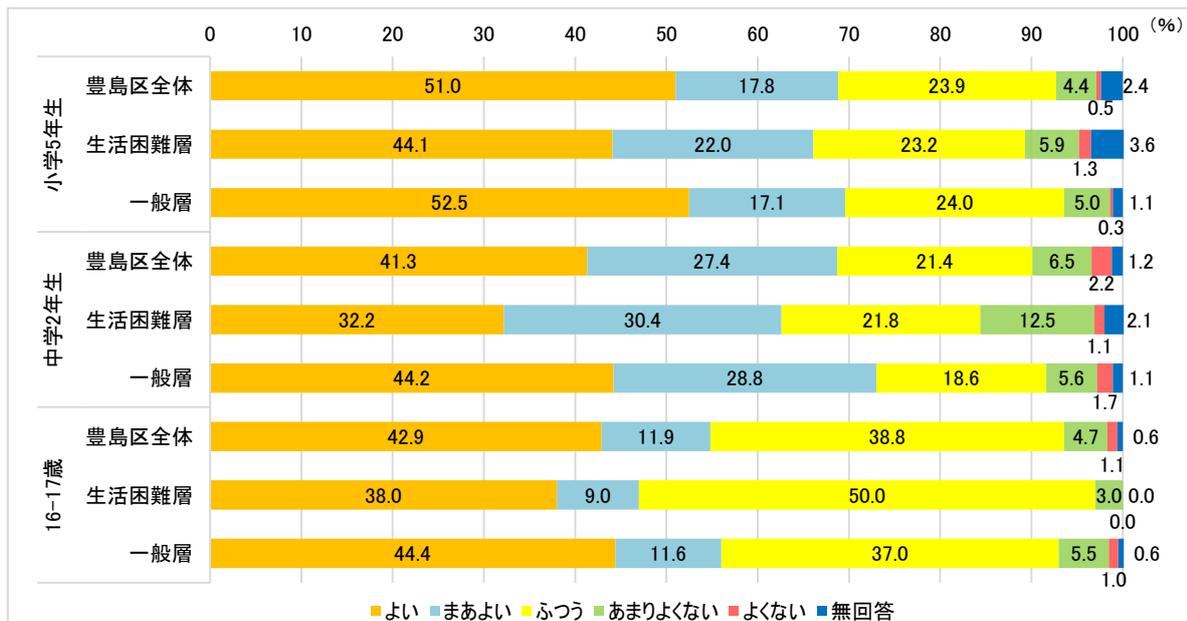
○16-17歳が1日3食とらない理由としては、「時間がない」、「子どものころからの習慣」が多いが、生活困難層の5.5%、ひとり親世帯の子どもの6.6%が「食費を節約したい」と回答している。

ウ. 平日に一緒に夕食をとる人：小学5年生・中学2年生 生活困難度別・世帯タイプ別



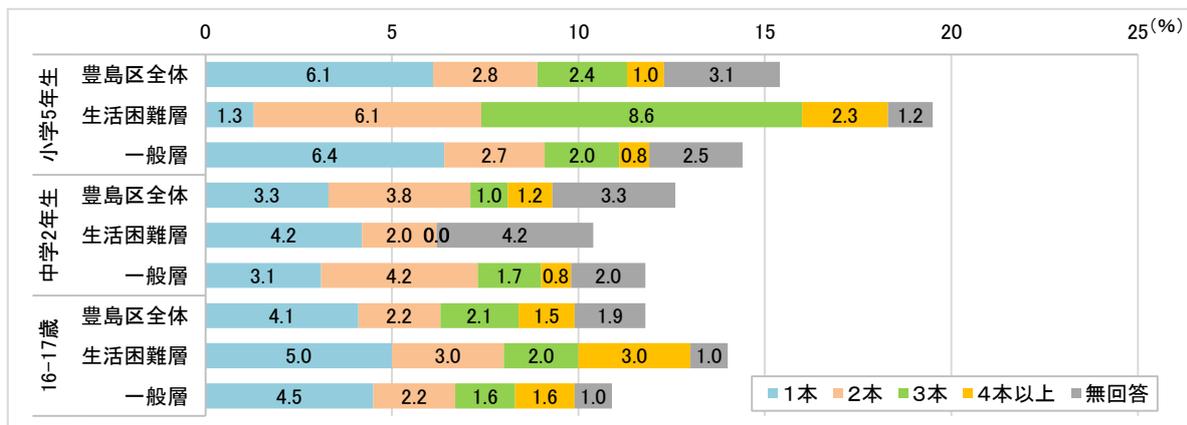
○小学5年生、中学2年生の約9割が家族と一緒に夕食を一緒にとっている一方、小学5年生の約5%、中学2年生の約1割は一人で食べている。

エ. 子どもの健康状況：生活困難度別



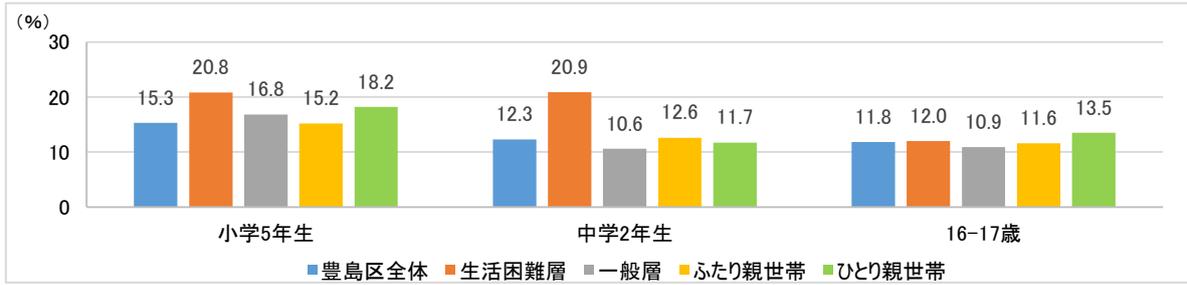
○ 子どもに自分の健康状況を聞いたところ、生活困難層で「あまりよくない」、「よくない」と答える割合が高く、小学5年生で7.2%、中学2年生で13.6%となっている。

オ. むし歯の本数（治療中も含む）：生活困難度別



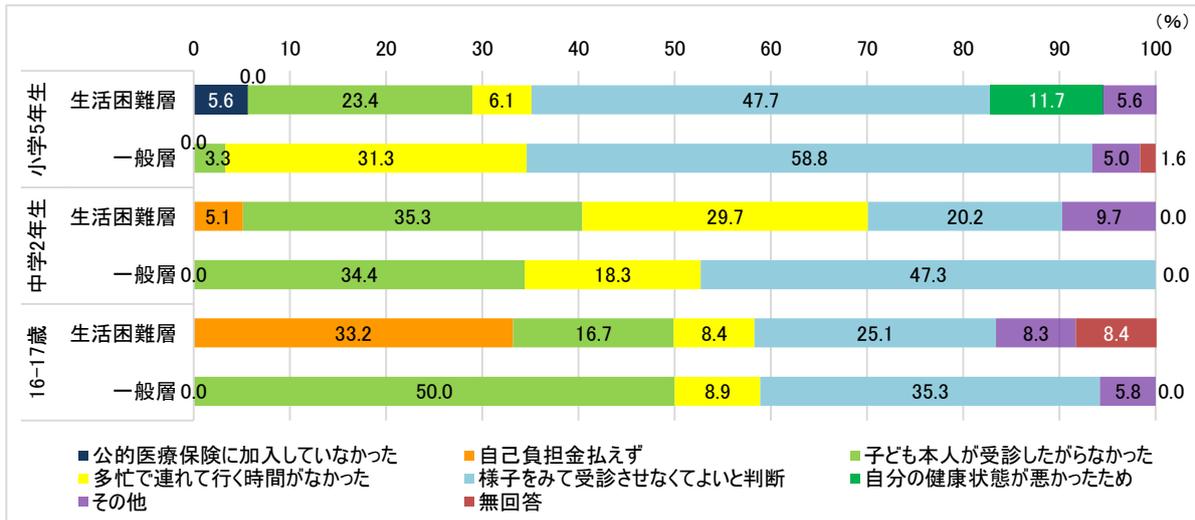
○ むし歯がある子どもは小学5年生の生活困難層で多く18.3%となっており、「3本」「4本以上」を合わせると約1割となっている。

カ. 医療の受診抑制経験：生活困難度別



○ すべての年齢層において、1割強の保護者が「過去1年間に、子どもを医療機関で受診させた方がよいと思ったが、実際には受診させなかったことがある」としている。この割合は、生活困難層ほど高くなっている。

キ. 医療の受診抑制の理由：生活困難度別

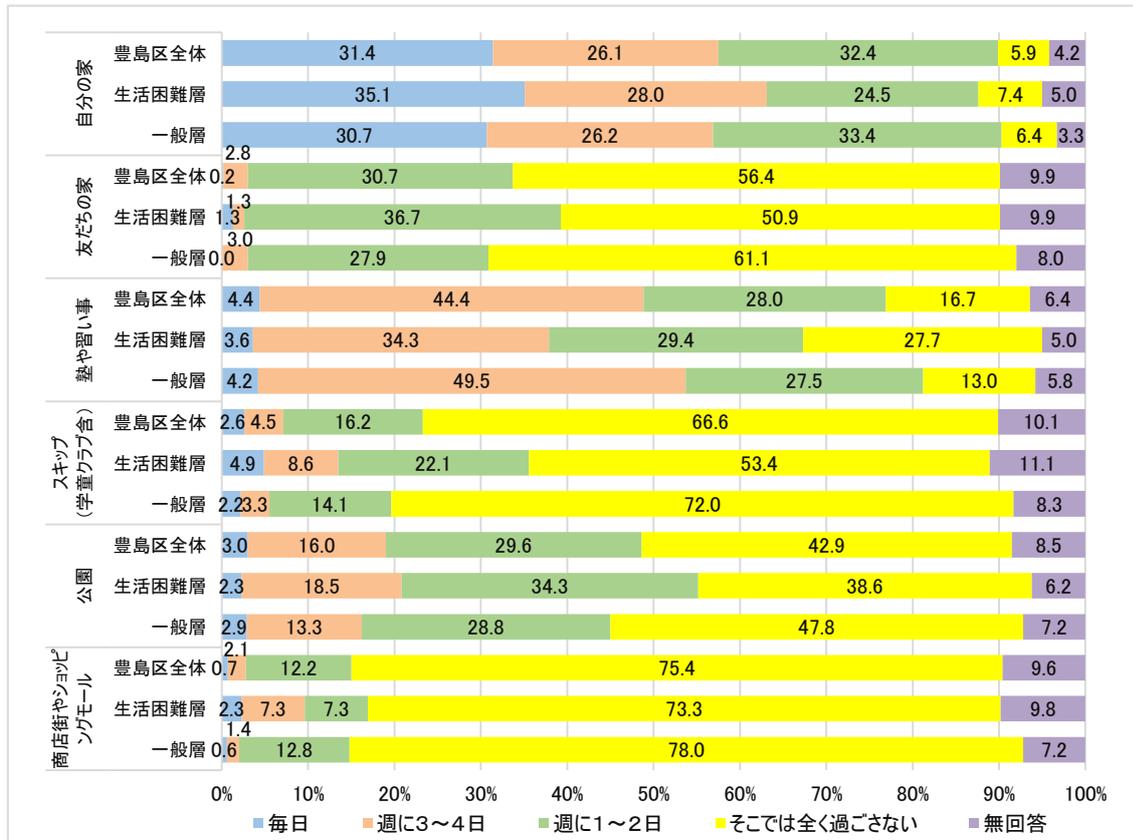


○ 受診抑制の理由は、小学5年生の生活困難層では「様子改善」が最も多く、次いで「多忙」、中学2年生の生活困難層では「本人受診希望なし」が最も多く、次いで「多忙」が多い。

○ 16-17歳の生活困難層では、「自己負担金払えず」が最も多く、33.2%である。

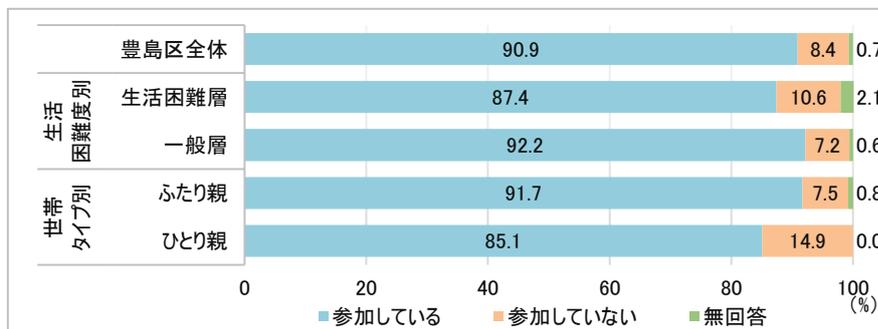
⑤ 子どもの生活・友人関係（豊島区）

ア. 平日の放課後に過ごす場所：生活困難度別 小学5年生



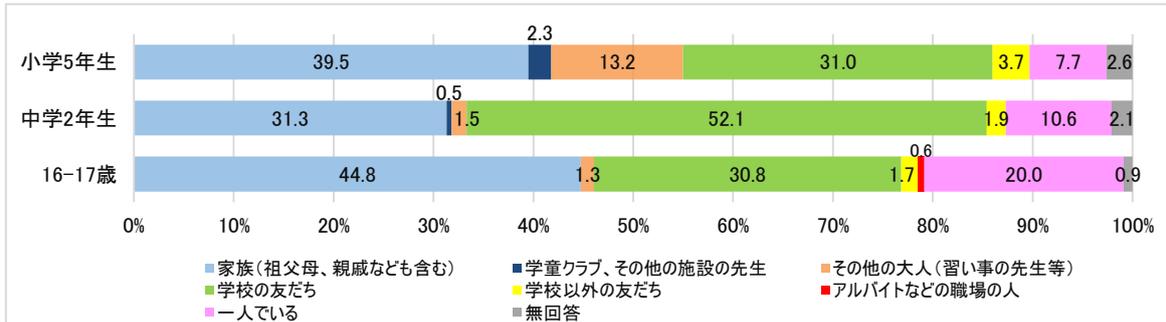
- 平日の放課後に、「週3～4日」以上過ごす場所について、小学5年生は「自分の家」が最も多く、約6割、次いで「塾や習い事」が約5割、「公園」が約2割である。
- 生活困難度別に見ると、生活困難層は、「自分の家」、「友だちの家」、「スキップ」、「公園」で過ごす割合が一般層よりも高い一方、「塾や習い事」の割合が低い。

イ. クラブ活動への参加状況：生活困難度別・世帯タイプ別 中学2年生



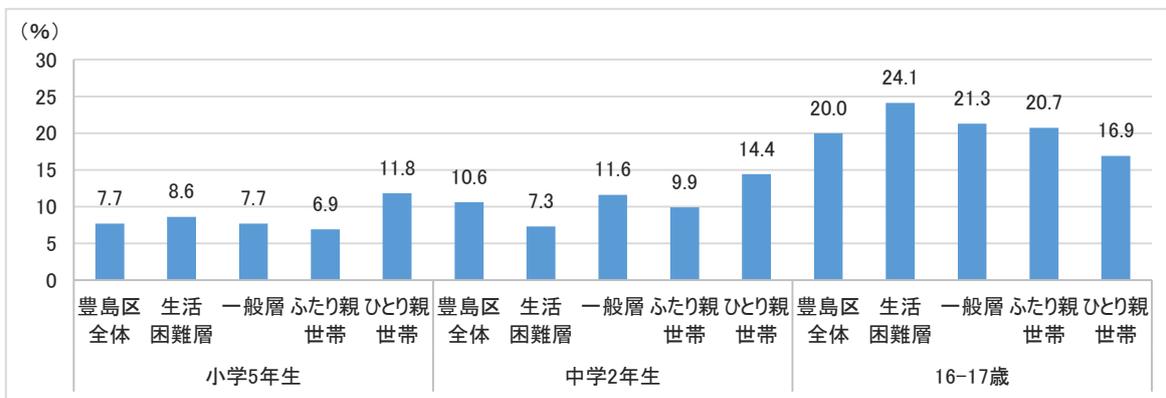
- 中学2年生の90.9%がクラブ活動に参加しているが、生活困難層及びひとり親世帯で参加していない割合が高い。

ウ. 平日の放課後に一緒に過ごすことが最も多い人：年齢階層別



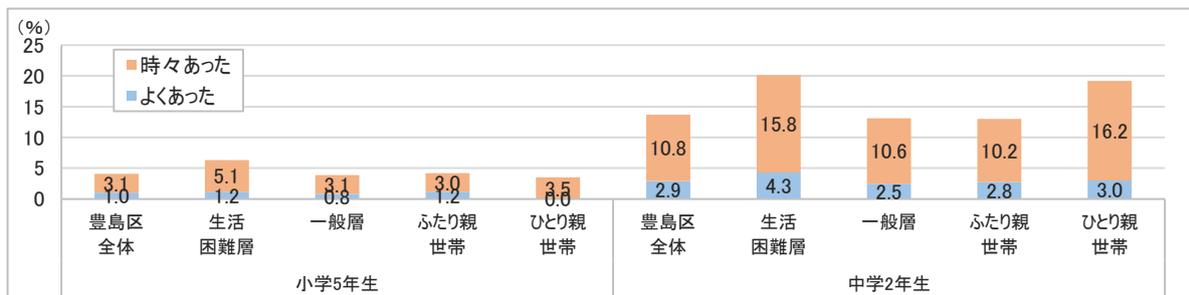
○ 小学5年生は「家族」と過ごす割合が最も高く39.5%で、次いで「学校の友だち」が31.0%、中学2年生になると「学校の友だち」が最も高く52.1%、次いで「家族」が31.3%となり、16-17歳では再び「家族」と過ごす割合が高くなっている。

エ. 平日の放課後に「一人でのいる」ことが一番多い子どもの割合：年齢層・世帯タイプ・生活困難度別



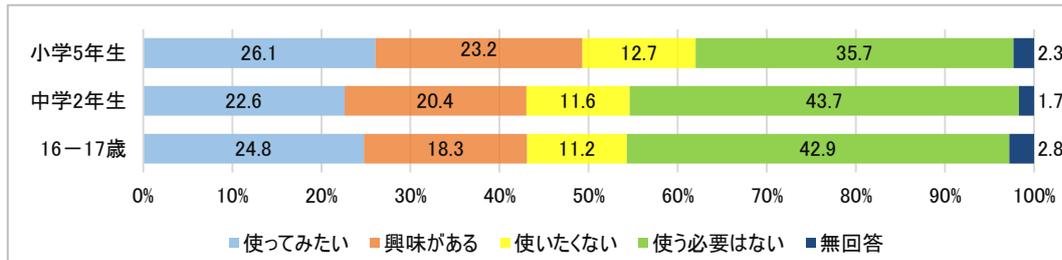
○ 「一人でのいる」ことが多い子どもは、小学5年生7.7%、中学2年生は10.6%、16-17歳は20.0%であった。生活困難度別に見ると、小学5年生は生活困難層の割合が高いが、中学2年生では一般層の割合が高くなっている。

オ. 夜遅くまで子どもだけで過ごした経験(小学5年生)：生活困難度別・世帯タイプ別



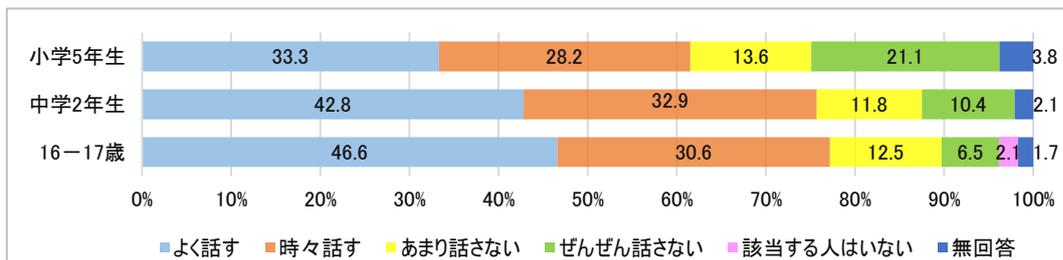
○ 小学5年生の1.0%が「夜遅くまで子どもだけで過ごした」ことが「よくあった」、3.1%が「時々あった」と答えており、合わせて4.1%が夜遅くまで子どもだけで過ごした経験がある。

カ. 家の人がない時、夕ごはんをみんなで食べることができる場所の利用意向：年齢層別



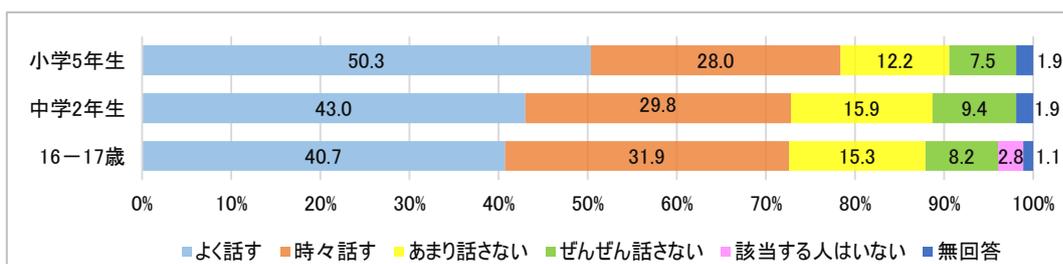
○「家の人がない時、夕ごはんをみんなで食べることができる場所」について「使ってみたい」と答えたのは、小学5年生の28.3%、中学2年生の23.8%、16-17歳の27.9%で、「興味がある」を合わせると、どの年齢層でも約4~5割の子どもに利用意向がある。

キ. 友だちに相談したり、会話したりする頻度：年齢層別



○小学5年生全体で友だちと「よく話す」割合は33.3%、「時々話す」割合は28.2%であり、61.5%は友だちに相談したり話したりしている。「よく話す」、「時々話す」割合は、中学2年生では75.7%、16-17歳で77.2%と、年齢が高くなるほど高くなっている。一方で、小学5年生の21.1%、中学2年生の10.4%、16-17歳の6.5%が「ぜんぜん話さない」と回答しており、友人から孤立している。

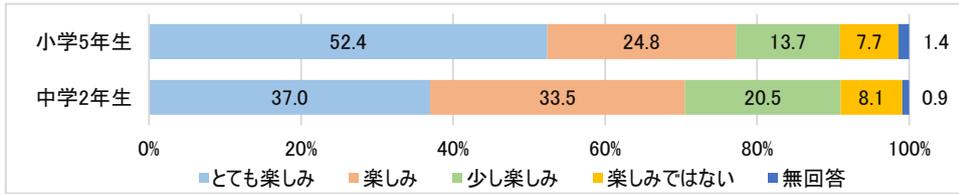
ク. 親に相談したり、会話したりする頻度：年齢層別



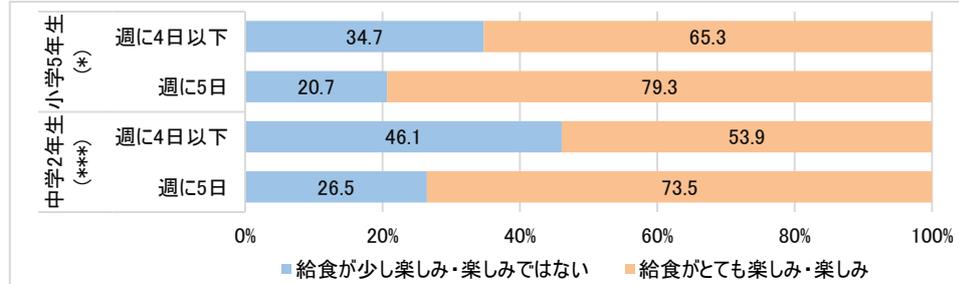
○親と話す（「よく話す」、「時々話す」）割合は、小学5年生で78.3%、中学2年生で72.8%、16-17歳で72.6%と、年齢が高くなるほど低くなる。「ぜんぜん話さない」割合は、小学5年生では7.5%、中学2年生では9.4%、16-17歳では8.2%である。

ケ. 給食が楽しみでない子ども

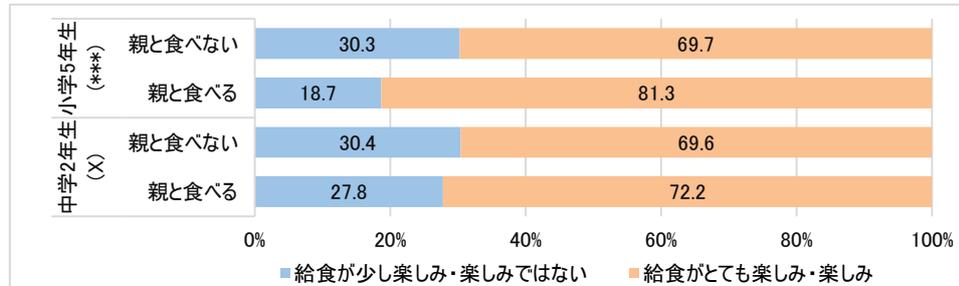
■ 年齢層別



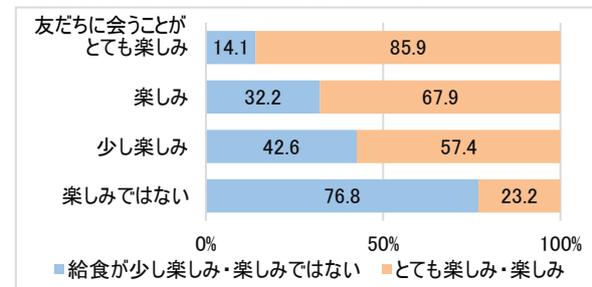
■ 平日に朝食を食べる頻度別



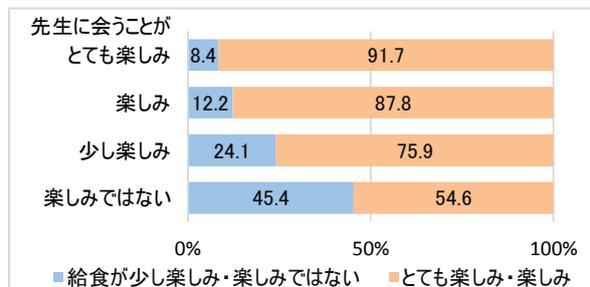
■ 朝食を親と一緒に食べる



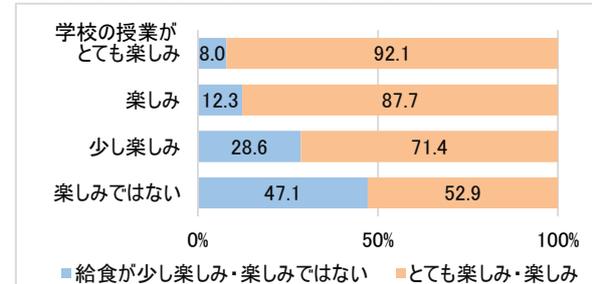
■ 学校の友だちに会うこと:小学5年生



■ 学校の先生に会うこと:小学5年生



■ 学校の授業が楽しみ:小学5年生

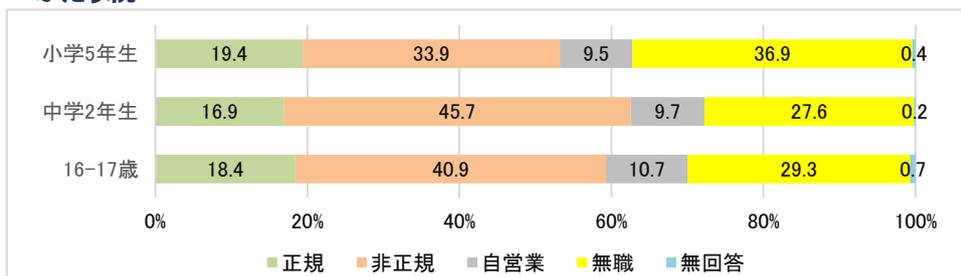


○ 給食が楽しみではない子どもは、毎日（週に5日）朝食を食べる子どもよりも、朝食を毎日食べない（週に4日以下）食べない子どもで多い。したがって、朝食を食べておらず、お腹がすいていると、給食が楽しみになるというわけではない。一方で、学校の先生や友だちに会うことが楽しみではない、学校の先生や友だちとの会話が少ない子どもたちで、給食が楽しみではない子どもの割合が多い。

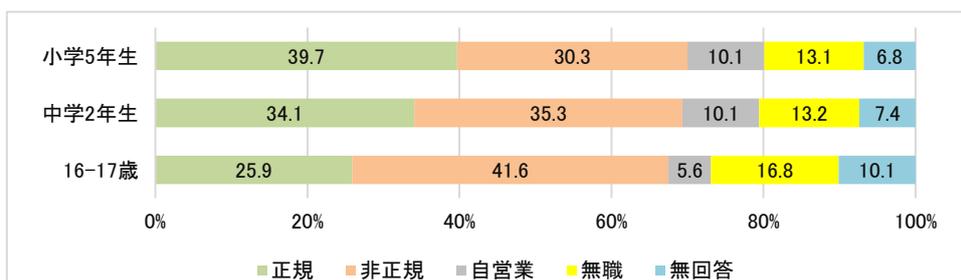
⑥ 保護者の状況（豊島区・3自治体）

ア. 母親の就労状況：年齢層別（豊島区）

■ ふたり親

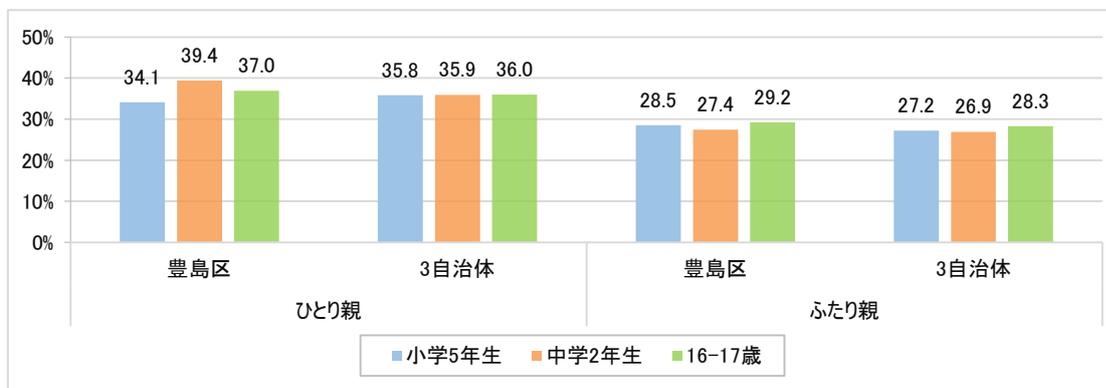


■ ひとり親



- ふたり親世帯の母親全体としては、どの学年においても6～7割が就労しており、学年が上がるにつれて就労している割合は多くなる傾向がある。
- ひとり親世帯の母親は、約8割が就業している。

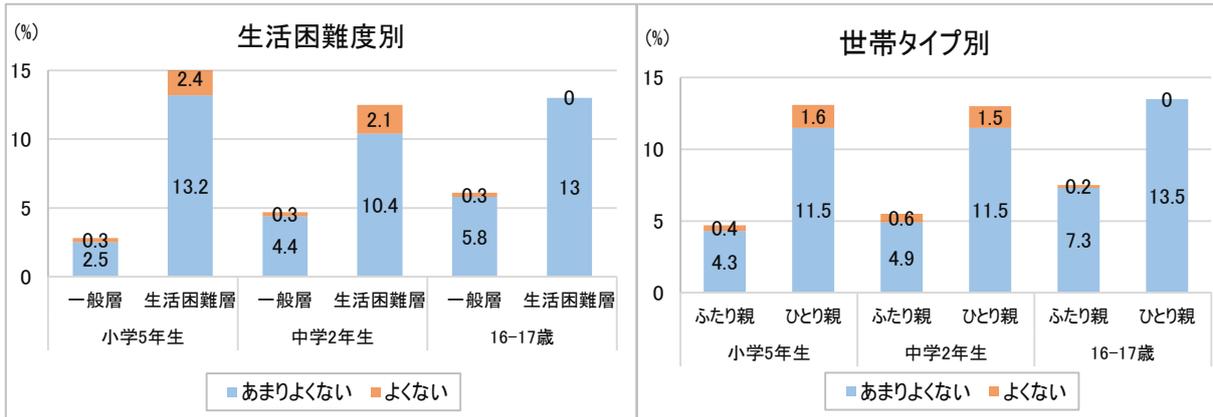
イ. 母親の就労時間（週平均） ふたり親・ひとり親世帯：豊島区・3自治体（年齢層別）



* 無職を除いた週平均就労時間数

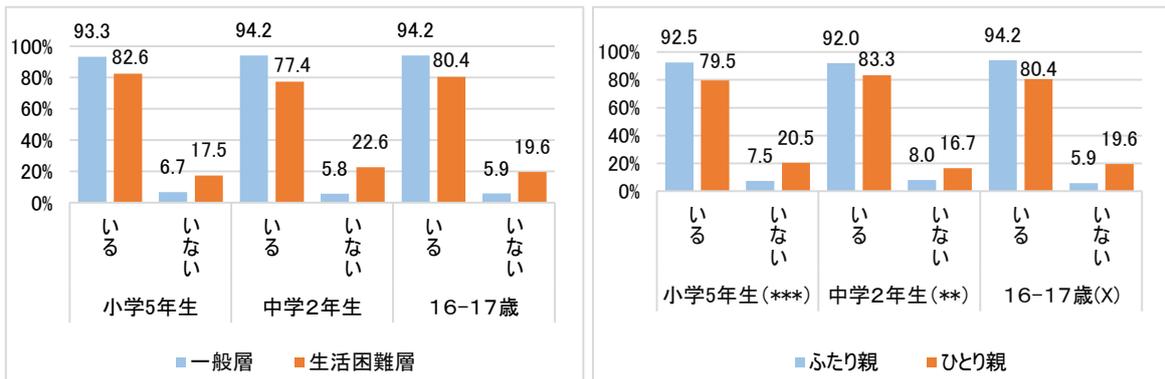
- 豊島区内のひとり親世帯の母親とふたり親世帯の母親との比較においては、週平均で約10時間前後、ひとり親の就労時間が多くっており、月単位に換算すると、約40時間前後の差があることが分かる。

ウ. 母親の健康状況：生活困難度別・世帯タイプ別（豊島区）



- 生活困難度別にみると、全ての年齢層にて、生活困難層で健康状態が「あまりよくない」「よくない」保護者が1割を超えている。
- 世帯タイプ別では、ひとり親世帯の保護者で健康状態が「あまりよくない」「よくない」割合が高くなっている。

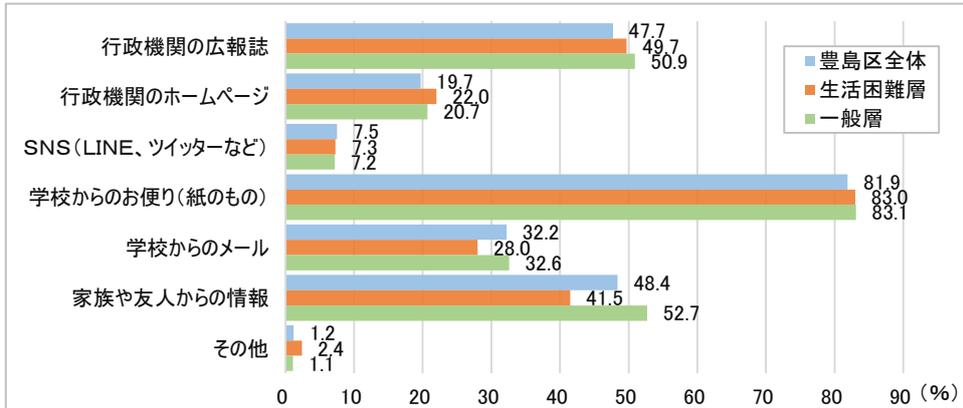
エ. 保護者の相談相手：生活困難度別・世帯タイプ別（豊島区）



- 生活困難度別では、全ての年齢層において、生活困難層の方が、一般層に比べて、相談相手がない割合が多いという結果であった。
- 世帯タイプ別では、ひとり親の方がふたり親に比べて、相談相手がない割合が多い。

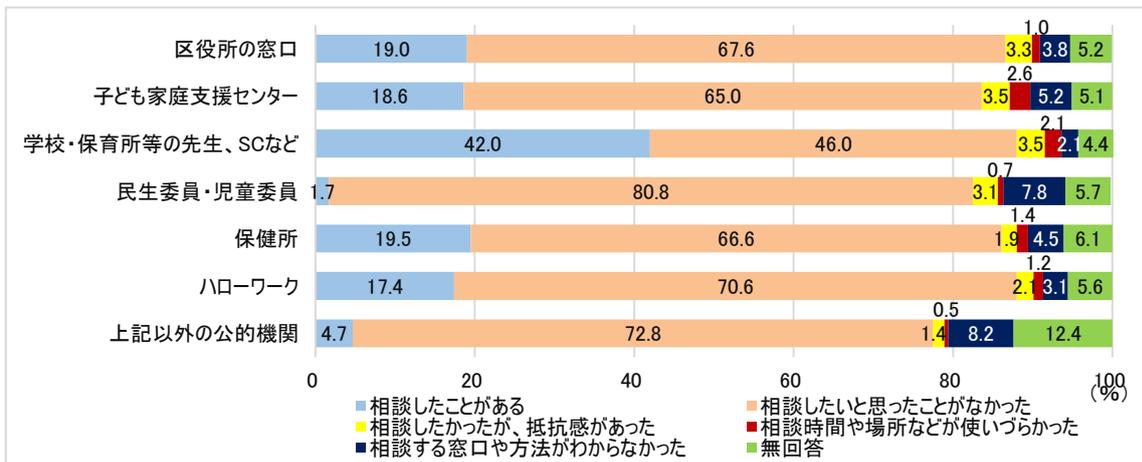
⑦ 相談窓口・行政サービス（豊島区）

ア. 子どもに関する施策の情報の受け取り方法：生活困難度別 小学5年生



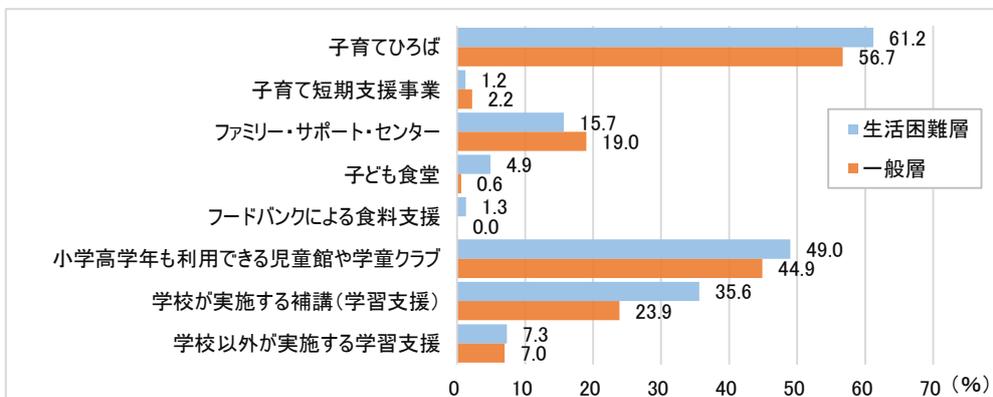
○現在の受け取り方法には、全ての年齢層で、「学校からのお便り」が最も多く、8割を超えている。

イ. 保護者の相談窓口の利用状況：小学5年生



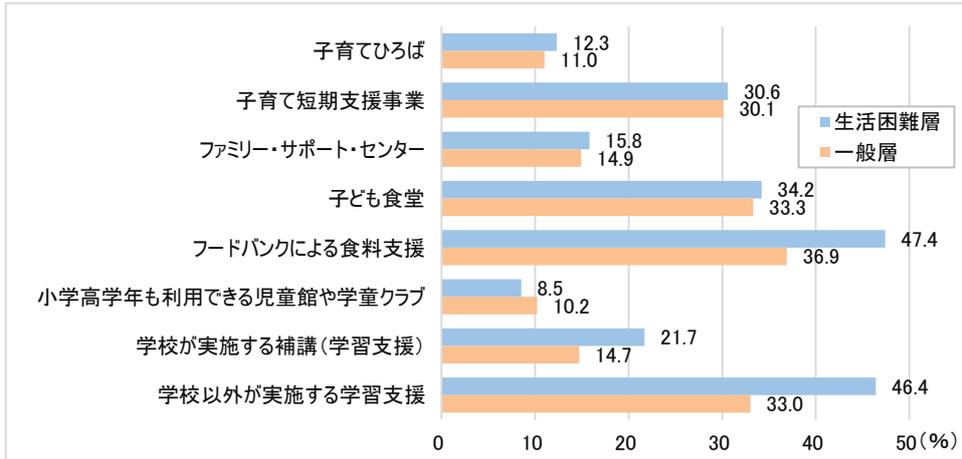
○全ての年齢層において「学校・保育所・幼稚園の先生、スクールカウンセラーなど」（「教育関係者」）について、約3割～4割の保護者が「相談したことがある」としているが、その他の「区役所の窓口」、「子ども家庭支援センター」、「保健所」、「ハローワーク」については約1割～2割、「民生委員・児童委員」は2%程度となっている。

ウ. 保護者の支援サービスの利用状況：生活困難度別（小学5年生）



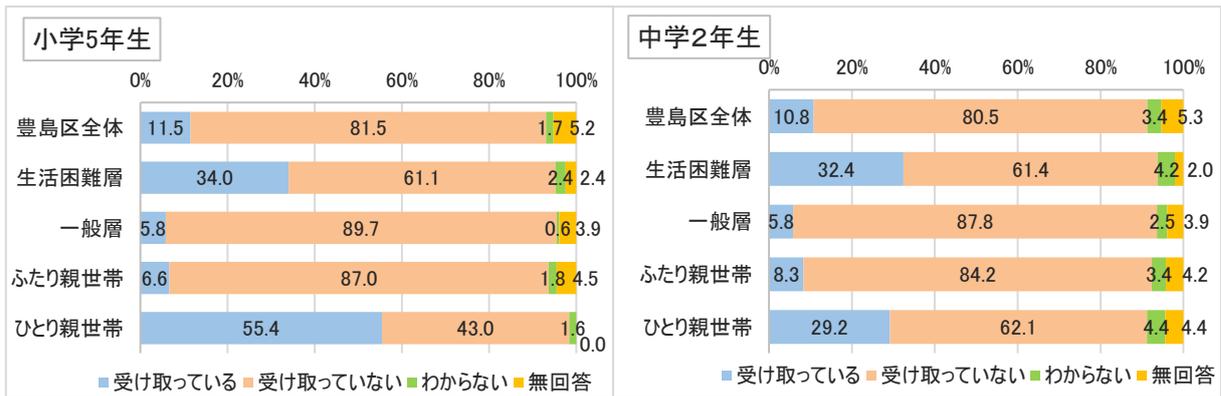
○小学5年生では生活困難層ほどサービスの利用率が高い傾向にある。

エ. 支援サービスの非認知による不利用率：生活困難度別 小学5年生

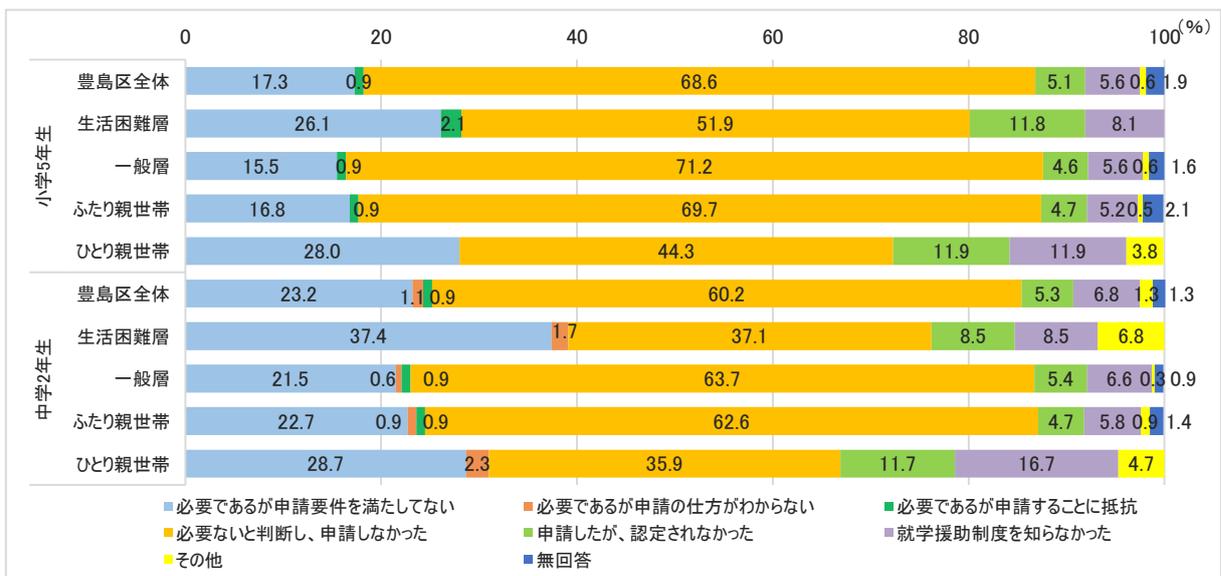


○小学5年生では生活困難層ほど、サービスの存在を知らなかったために利用しなかった割合が高い。

オ. 就学援助の受給の有無：生活困難度別



カ. 就学援助を受け取っていない主な理由：生活困難度別（豊島区）

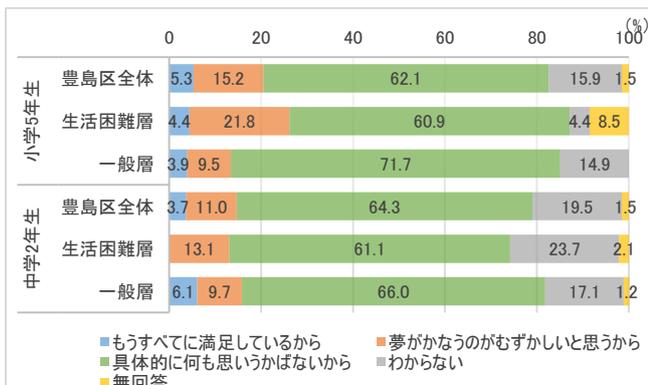
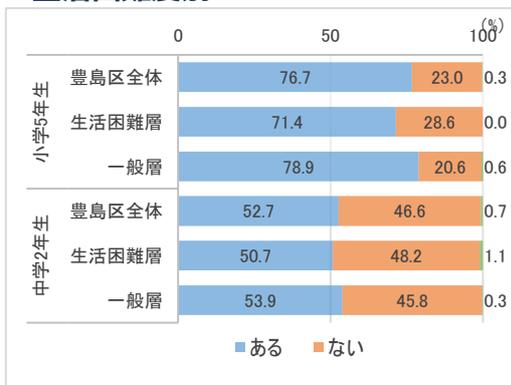


○就学援助を受け取っていない理由として、「必要ない」が最も多いが、「制度を知らなかった」が約5%、「申請に抵抗がある」が約1%で、「申請の仕方が分からない」という回答もあった。

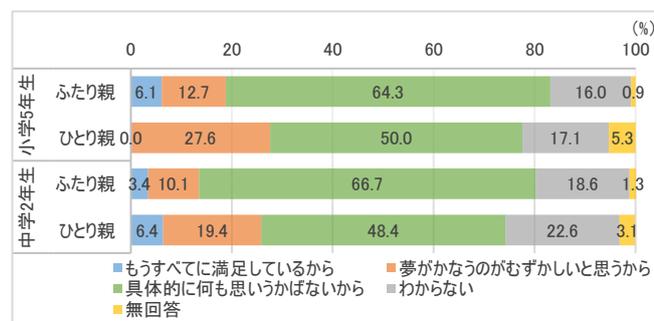
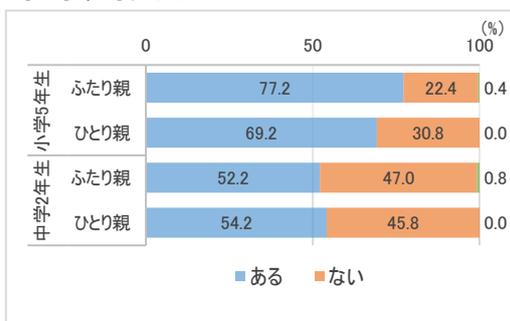
⑧ 子どもの将来の夢（豊島区）

将来の夢の有無・将来の夢がない理由

■ 生活困難度別



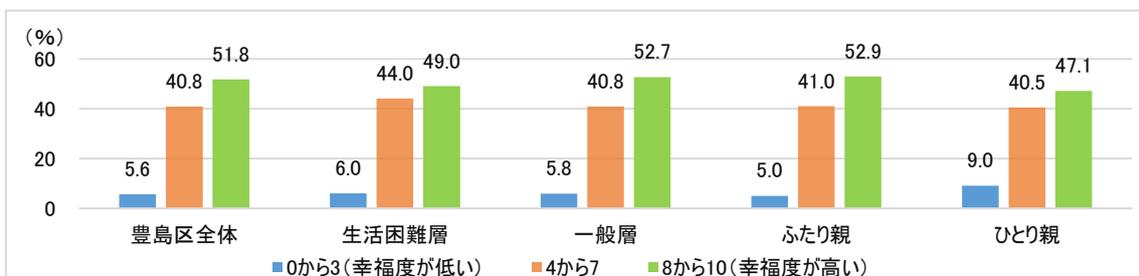
■ 世帯タイプ別



- 将来の夢がないと答えた子どもの割合は、一般層よりも生活困難層の方が高い傾向にあり、世帯タイプ別ではひとり親世帯の方が高くなっている。
- 夢がない理由としては、「具体的に何も思いうかばないから」がどの層でも一番多いが、「夢がかなうのが難しいと思うから」と答えた割合は、一般層よりも生活困難層の方が、ふたり親世帯よりひとり親世帯の方が高い傾向がある。

⑨ 子どもの自己肯定感についての分析（豊島区）

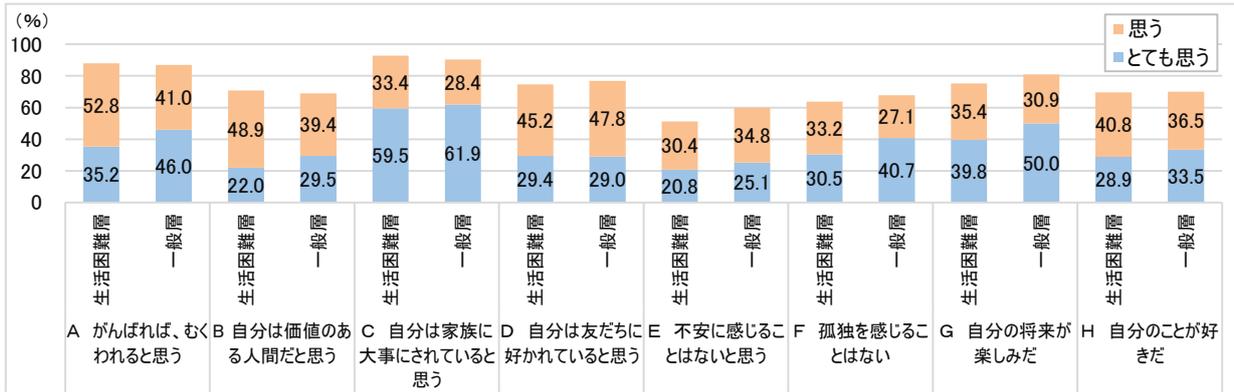
ア. この1年の幸福度：16-17歳



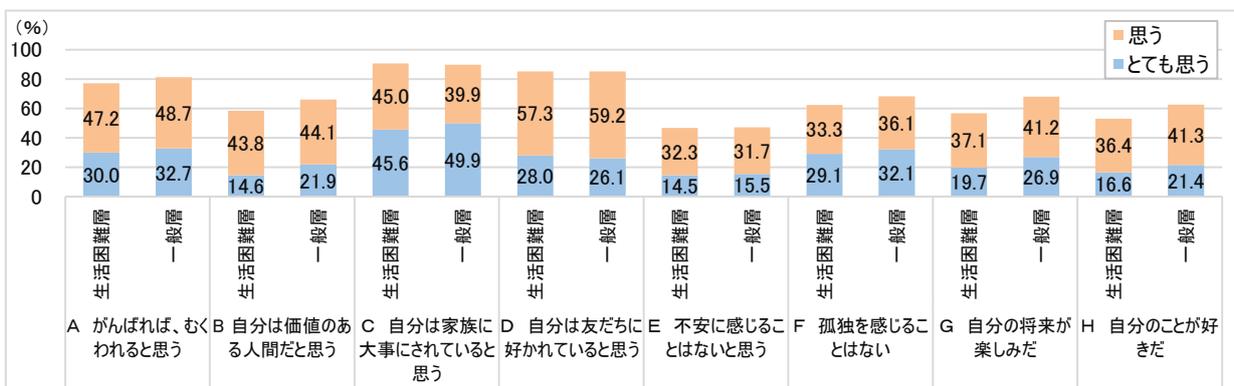
- 16-17歳の子どもの、この1年間を振り返っての幸福度を0（とても不幸）から10（とても幸せ）の11段階で聞いたところ、幸福度が低い（幸福度0～3）割合は、一般層が5.8%、困難層が6.0%、幸福度が高い（幸福度8～10）割合は、一般層が52.7%、困難層が49.0%となっており、一般層に比べ困難層の子どもの主観的幸福度は低い傾向にある。

イ. 自己肯定感：年齢層別・生活困難度別

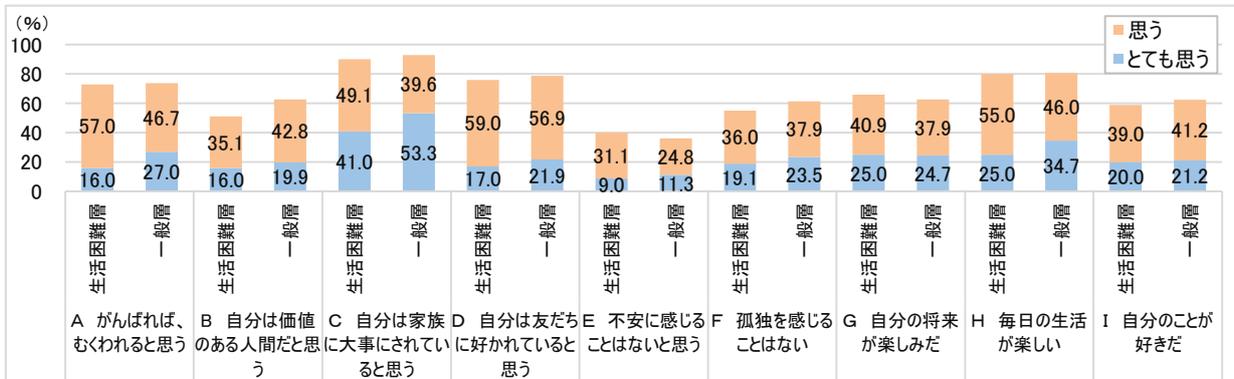
■小学5年生



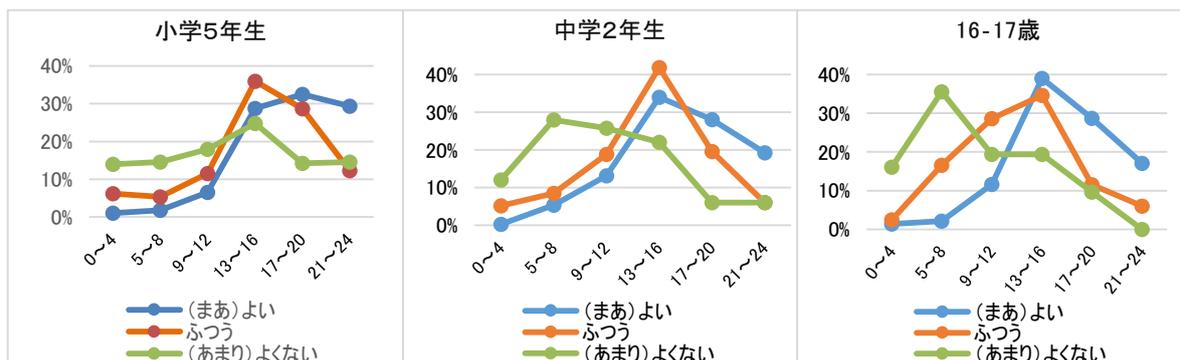
■中学2年生



■16-17歳

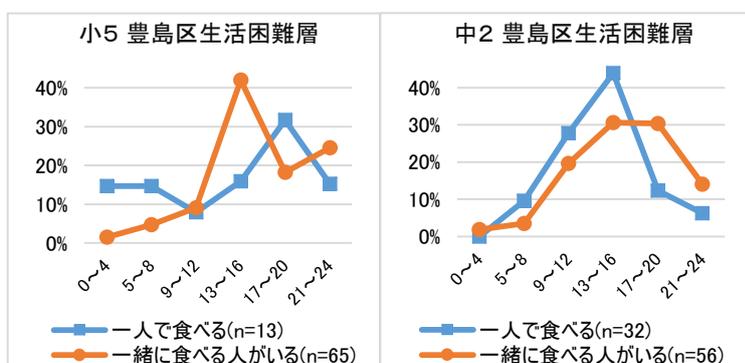


ウ. 自己肯定感と健康状態



○子どもの自己肯定感は子どもの主観的健康状態によって大きく異なっている。自己肯定感が低い(0~12点)子どもの割合は、健康状態が「(まあ)よい」と答えた小学5年生の9.4%、中学2年生の18.7%、16-17歳の15.2%と少ない一方、健康状態が「(あまり)よくない」と答えた小学5年生の46.4%、中学2年生の65.8%、16-17歳の71.0%と著しく多い。

エ. 孤食(朝食)の状況と自己肯定感



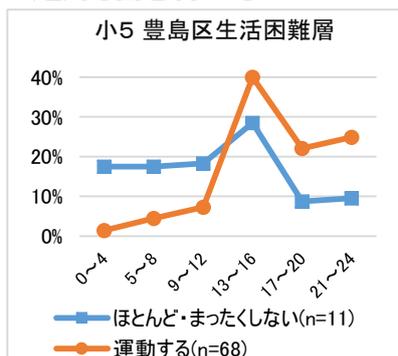
○生活困難層の小学5年生で平日の朝食を一人で食べることがある子どもは、自己肯定感が低い(0~12点)割合が37.2%であり、いつも誰かと一緒に食べている子どもの15.2%よりも12ポイント多い。また、中学2年生で平日の朝食を一人で食べることがある子どもは、自己肯定感が高い(17~24点)割合が18.6%で、いつも誰かと一緒に食べている子ども(44.5%)よりも約26ポイント少ない。

オ. 睡眠時間と自己肯定感



○生活困難層のうち、睡眠時間が6時間以上の子どもは、自己肯定感が低い(0~12点)割合が37.0%、自己肯定感が高い(17~24点)割合が26.9%であるのに対し、5時間以下の子どもは、自己肯定感が低い割合が50.6%と多く、自己肯定感が高い割合が16.9%と少ない。

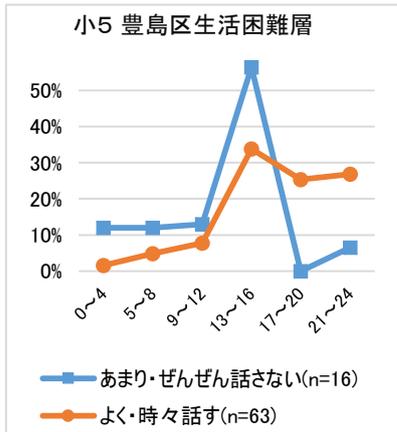
カ. 運動と自己肯定感



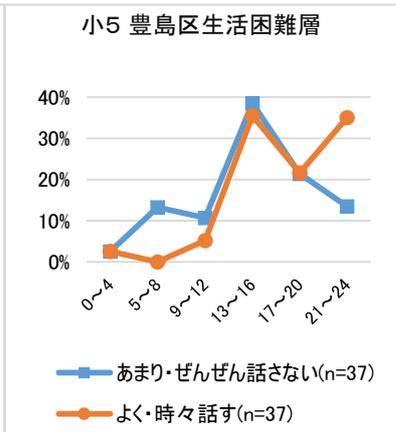
○生活困難層のうち、運動をする子どもは、自己肯定感が低い(0~12点)割合が13.1%、自己肯定感が高い(17~24点)割合が46.9%であるのに対し、運動を「ほとんど・まったくしない」子どもは自己肯定感が低い割合が53.3%と多く、自己肯定感が高い割合が18.2%と少ない。

キ. 周囲の人との会話の頻度と自己肯定感

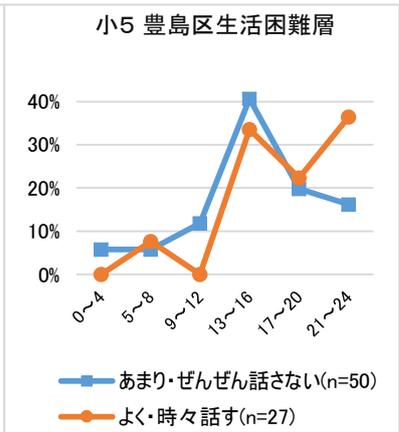
■ 親との会話



■ 友だちとの会話

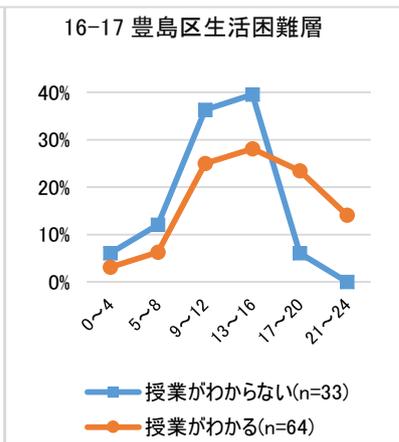
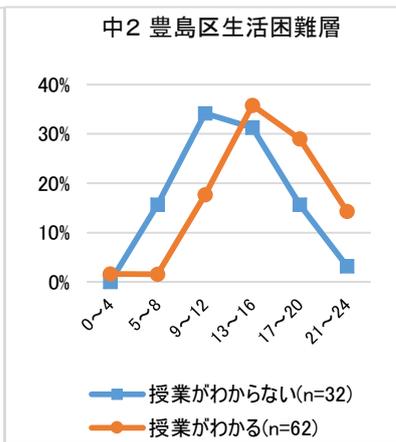
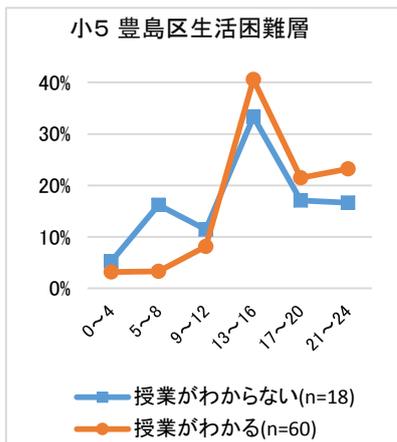


■ 学校の先生との会話



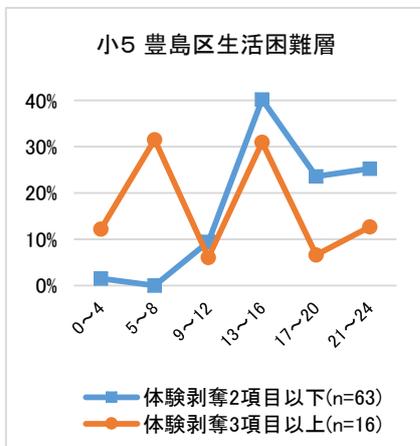
○親や友だち、学校の先生と「よく・時々話す」子どもの方が、自己肯定感が高い（17～24点）割合が多い傾向がある。

ク. 授業の理解度と自己肯定感



○授業がわかる子どもの方が自己肯定感が高い傾向がある。

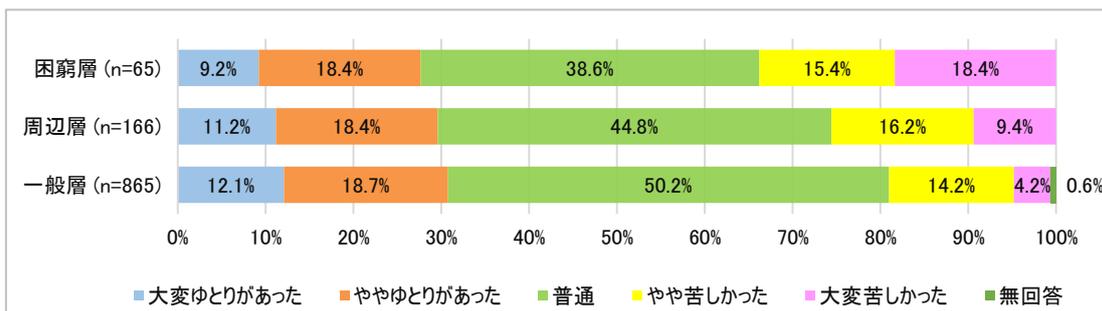
ケ. 子ども期の体験剥奪と自己肯定感



○海水浴に行く、博物館・美術館などに行く、キャンプやバーベキューに行く、スポーツ観戦や劇場に行く、遊園地やテーマパークに行く、毎月お小遣いを渡す、毎年新しい洋服・靴を買う、習い事に通わせる、お誕生日のお祝いをする、1年に1回くらい家族旅行に行く、クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる、以上11項目に着目し、これらについて「経済的理由ではない」と回答した数が2項目以下のグループと3項目以上のグループに分けて分析を行ったところ、体験剥奪の項目が2項目以下の方が自己肯定感が高い傾向がみられた。

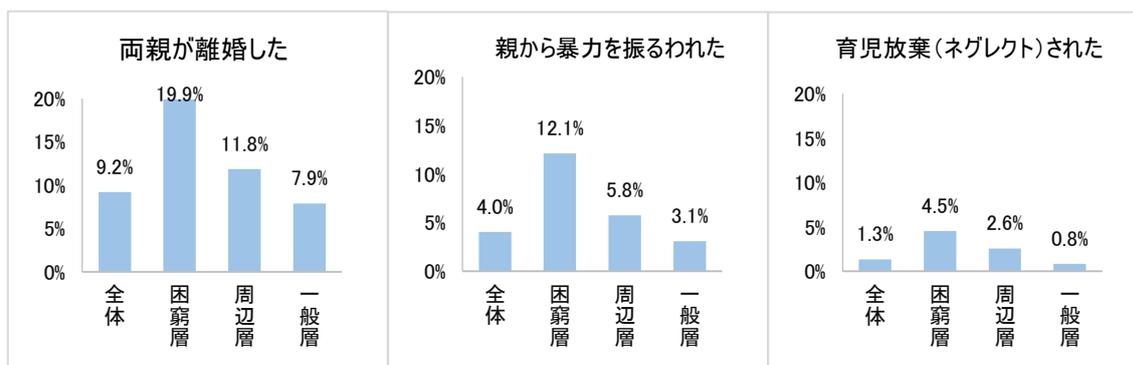
⑩ 親の成育環境が子どもの現在の生活に与える影響（豊島区）

ア. 母親の15歳時点での暮らし向きと生活困難度の関連（3学年合計）



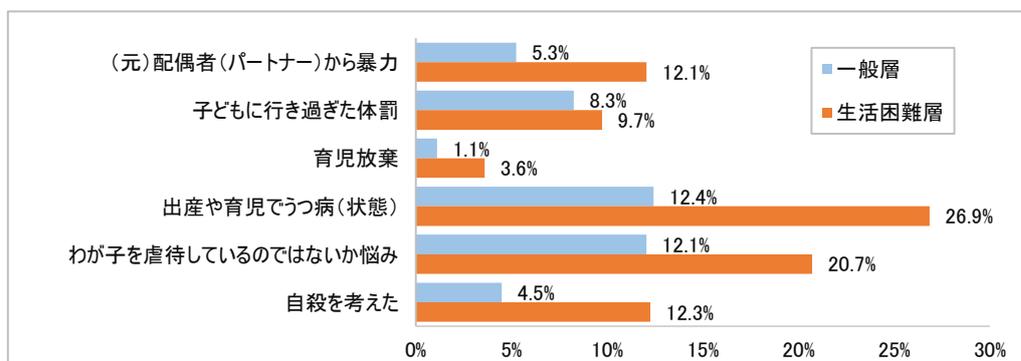
○母親の15歳時点での暮らし向き（本人の回答による）と現在の生活困難度との関連を見ると、親の成育時の生活困難度と現在の生活困難度は必ずしも同じではないものの、生活困難の中で育った親が現在の生活困難を抱えながら子育てをしている傾向は強い。

イ. 母親の子ども期の逆境経験：生活困難度別（3学年合計）



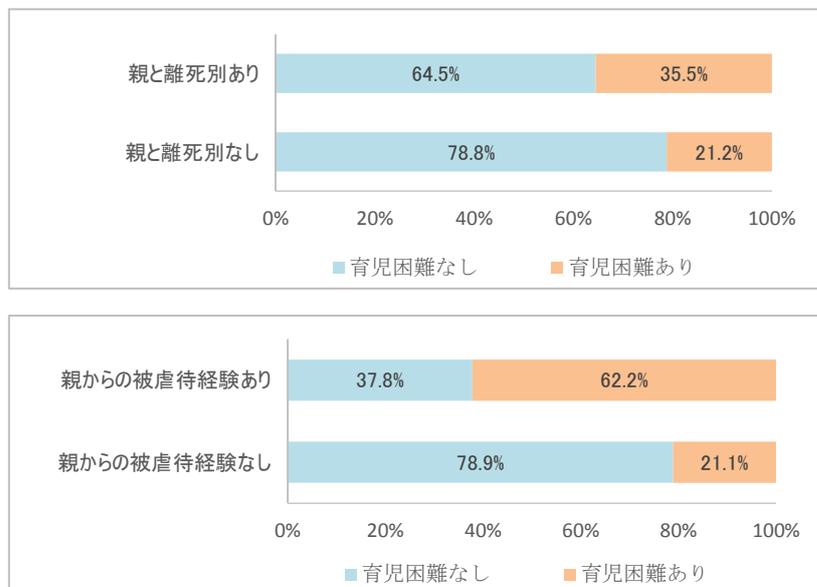
○母親の子ども期の逆境経験を現在の生活困難度をみると、困窮層においては、3つの逆境経験のどれにおいても、他の層よりも高い割合となっており、一般層に比べるとその率は2～5倍となっている。周辺層においても、一般層よりも高い率となっている。

ウ. 育児および家庭内に問題を抱える保護者の割合（小学5年生）：生活困難度別



○育児困難の有無を、生活困難層別に集計すると、これらが生活困難層（困窮層・周辺層）に集中していることがわかる。小学5年生の母親においては「子どもに行き過ぎた体罰」以外は、すべて統計的に有意な差があり、「出産・育児でのうつ」「わが子を虐待しているのではないか悩んだ」などは2割以上の母親が訴えている。

エ. 育児および家庭内に問題を抱える保護者の割合（3学年合計）：成人前の逆境の有無別



○過去に親との離死別や児童虐待を受けたと答えた母親の、現在の子育て状況を見ると、成人前に親と離死別経験がある母親の35.5%、成人前に親から虐待を受けたとする母親の62.2%が、現在、自分の子どもの育児において困難を抱えていることがわかる。特に、親からの被虐待経験は、成人後の子育て期においても大きな影響を及ぼしている可能性がある。



3. 支援者アンケート

(1) 調査目的

日頃から子ども・若者や保護者に関わっている団体やNPO等の関係機関を対象に、困難を抱える子どもや保護者の生活状況や、支援するうえでの課題等について把握するためにアンケートを実施しました。

(2) 調査依頼団体等

- ① としま子ども学習支援ネットワーク とこネット
- ② としま子ども食堂ネットワーク
- ③ 民生委員・児童委員（主任児童委員等）
- ④ 青少年育成委員会

(3) アンケートの内容等

- ① 子どもや保護者の状況
- ② 運営上の課題等
- ③ 関係機関等との連携の状況
- ④ 不足している支援等

(4) 調査方法

郵送

(5) 調査時期

平成 29 年 10 月～11 月

(6) 主な調査結果

① 子どもや保護者の状況

利用する子ども	
学習支援	<ul style="list-style-type: none"> ○経済的な理由で学習塾に通えない子ども ○ひとり親世帯、外国籍の子ども ○生活保護世帯 ○学習が定着していない子ども ○経済的に困っていない子どもも多い ○学校が終わった後の宿題をやる時間の居場所としての利用もある ○お母さんが病気がちのお子さんや、私立幼稚園・小学校に通い地域に友だちがなく、学生ボランティアとおしゃべりにくる子もいる ○不登校の子ども、学校で友だちと関われない子ども、親しくしていたボランティアに進学や就職の相談にくるなど、幅広い年齢、活用の理由がある
子ども食堂	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校高学年から中高生までのひとり親家庭の子どもが多い。母子で参加する家庭や外国ルーツの子どもの数名いる。 ○7～8割が母子での利用。2割は子どもだけ（小学校高学年から中学生）での利用 ○未就学児と母親、ひとり親世帯の利用が多い。最近では外国籍の方の利用もある。 ○主に、ひとり親世帯の中学生・高校生、最近では同世帯の小中学生が来てくれる。

子どもや保護者の状況	
学習支援	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭内に学習できる環境がなく学習に遅れが目立つ ○家庭で勉強を見ることができない ○学校にうまく適応できていない ○親と子どもが接する機会が少ない ○保護者が経済的・時間的に余裕がなく、外出や体験機会が少ない ○子どもは自分に自信が持てていないことがある ○保護者の教育への関心・感度等が必ずしも高くない場合は、子どもの学習意欲も相対的に低い傾向がある ○一般的な家庭に見えて、話を聞くと課題があるように思う子どもが多い。例えば、朝ごはんを食べていないと発言したり、着衣に乱れがあるなど ○親が子どもに関心がないケースが多い ○保護者は生活困窮と見られたくないので利用しない傾向もある
子ども食堂	<ul style="list-style-type: none"> ○仕事で帰宅時間が遅い。夕食は作り置きのを温めて、ほぼ子どもだけで食べている。 ○見た目にはわからないことがほとんど。 ○満足に食事をとることができない、偏食、固形物を食べることができない子どもなど、食生活に乱れがある ○外国からきて日本の生活や周囲の環境に慣れるまでに時間がかかる親子 ○経済的な困窮は見られなくても、親子の関係性に悩んでいる親子など ○家や学校での悩みなどを話してくれる
主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者の知的障害やスキルのなさが経済的な困窮になり子どもに影響している。 ○基本的な生活習慣の欠如や集中力のなさ、学力の低下等になる。 ○まず衣服によく表れる。小さいもの、特に上履きや外靴を踏んでいる子。清潔でないもの。女の子は髪型など大丈夫かな?と思う子どもは問題を抱えていることが多い。
育成委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○生活状況は衣服等では全くわからない。 ○土日に関に誰もいないので、公園で朝から晩まで遊んでいるという子どもがたまに目につく。
利用・支援するきっかけ	
学習支援	<ul style="list-style-type: none"> ○利用する子どもや利用者の保護者からの紹介 ○学校からの紹介、先生からの声掛け（学校が支援を必要と判断したケース） ○他機関からの相談や紹介（CSW、民生委員、子ども家庭支援センター、ケースワーカー、生活福祉課の子ども・若者支援員、連携団体等） ○とこネットや、他の学習支援団体からの紹介 ○インターネット ○子ども食堂やプレーパークからつながる子どももいる
子ども食堂	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者に誘われてくるケースが多い ○子ども・若者支援員や子ども家庭支援センターからの紹介もある ○子ども家庭支援センターにおいてあるパンフレット ○利用者の口コミ、紹介 ○CSW、NPOの方等の紹介 ○無料学習支援で子どもとの関係性を築く中で来てもらっている
主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者本人からの相談 ○子どもの本人からの相談 ○地域の方からの相談 ○自分で発見 ○他機関からの協力依頼（子ども家庭支援センター、CSW、児童相談所、学校、NPO） ○その他（子ども食堂）

②運営（活動）する上での課題等

困難ケースの対応で感じる課題	
学習支援 子ども食堂 主任児童委員 育成委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○知識や経験の不足（20人） ○他機関との個人情報の共有（11人） ○どのような支援があるか分かりにくい（8人） ○支援策が少ない（7人） ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・紹介後に実際に行っているか、その後の把握が困難 ・高校入学後の支援が難しい ・保護者と連絡が取りにくい ○支援を拒否される（7人） ○関係機関との連携が困難（7人） ○発見の仕組みがない（5人） ○発見後のつなぎ先がわからない（4人）
運営上（活動）の課題・支援が欲しいこと	
学習支援	<ul style="list-style-type: none"> ○一定数のボランティア確保の維持（特に学生） ○必要な家庭への周知（真に必要な子どもに周知できていないと感じる） ○学習支援にとどまらない各種情報（大学入試情報、奨学金情報）を踏まえた進路アドバイス ○プライバシーの確保（学習支援を受けていることを知られたくない子どもが多い） ○会場利用料の補助の継続 ○教材や備品の経費 ○学校の協力
子ども食堂	<ul style="list-style-type: none"> ○保険の面での支援 ○検便を区で年1度一括検査 ○お米など、保存がきくものやアルコール除菌スプレー、手洗い石鹸など衛生用品の支援・指導 ○日によって利用者数が違うので、食材が余ったり足りなくなったりする。 ○ボランティアの不足 ○支援が必要な親子にどう寄り添っていかかが課題 ○関係機関からの紹介で利用する子どもの今後の支援についての話し合い ○地域の民生委員との連携を希望
主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○主任児童委員は範囲が広く、遠くまで目が届きにくい。 ○高層マンションにお住まいの方への支援 ○資格を持っているわけでもないボランティアなので、見守り等で一つの家庭と関わるようになると、どの程度まで深く踏み込んでいいのか、自分には何ができるのだろうかととても悩む。主任児童委員として何をすべきかが課題。

③関係機関との連携等

他機関との連携の状況（現在）	
学習支援	<ul style="list-style-type: none"> ○無料学習支援ネットワーク とこネット（月1回） ○学習会で気になった児童について学校に報告している ○小学校の校長・子どもスキップ等との定期的な情報交換（年2回程度） ○子育てネット会議、地域子ども懇談会 ○NPOとの連携により、子どもやボランティアの情報等、必要な範囲で情報交換している ○学習会の前に関係課に気になる子どもへの声掛けをお願いし、終了後に状況を報告 ○子ども・若者支援員が各学習支援を回って雰囲気把握したうえで、子どもを繋いでくれている
子ども食堂	<ul style="list-style-type: none"> ○としま子ども食堂ネットワークの定例会議 ○相談員、CSWが必要と思われる家庭を紹介し、連れてきてくれる ○とこネットにも加入していて、CSWや子ども・若者支援員さんとの月1回顔を合わせる場があることは大きい。先日はSSWも出席してくれ、今後、教育委員会との連携がスムーズにいこ

	<p>とを期待</p> <ul style="list-style-type: none"> ○他の子ども食堂からの情報提供
主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども家庭支援センターとは電話連絡や施設訪問の時に情報交換している。学校にはたびたび訪問する機会があるので、先生とは話をしている。 ○ケース会議にて各機関からの支援結果の報告
今後必要な他機関との連携のしくみ	
学習支援	<ul style="list-style-type: none"> ○とこネットの継続、質の向上 ○他機関が参加するネットワーク会議 ○既存の連携では支援できないグレーゾーンの子どもの支援ができるネットワークの構築 ○ワンストップ、相談窓口 ○子ども・若者支援員のように場所と子どもを繋いでくれる「人」が重要 ○顔合わせを目的とした情報交換会 ○学童クラブを利用する児童が多いのでスキップとの連携も必要 ○積極的なアウトリーチ、問題が深刻化する前に早期発見・早期支援が可能な仕組み
子ども食堂	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校で子ども食堂のパンフレットを配り、子ども食堂という地域活動を紹介してくれると認知度が高まると思う ○中学校区ごとに定期的にネットワーク会議が開かれることを希望する ○学習ボランティアの紹介（就学児が来た時に学習支援もやっていきたい）
主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○一人の子どもについてのネットでどの機関でもアクセスできる仕組み。プライバシーの点で問題は出てくるだろうが、時間的に何度もケース会議をすることもできず、ちょっとしたことでも書き込んで共有できる仕組みがあるとよくわかる。 ○入学式（入園式）・卒業式（卒園式）など多くの機関が集まった時に、式終了後など少し話し合いの時間があるといい。 ○忙しく連絡できない時はメールで連携できるとよい。早く伝えたいことがあるときの対応。 ○多くの機関がかかわることでメリットもあるが、各々がばらばらに活動してしまい、その結果、保護者に不信任を抱かれて、支援をうまく続けることができなくなったケースがある。その経験から、どこか1か所が全体を把握し支援活動をまとめるような機能を果たすことが必要なのではないかと感じている。 ○他機関との連携について常に思うことは、信頼関係かと思う。民生委員といえども、いきなり、誰だかわからない人間に大切な個人情報を公開することは難しいことだということにはよくわかっていて、常に自分を理解していただけるよう努めたいと思っている。まず（私という）人間を知ってもらえるよう常に色々な場所に足しげく通い、顔を覚えていただけるよう努力したい。
育成委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○他機関との連携で個人情報などの程度いただけるかによると思うし、その家庭がどの程度納得されるのが問題だと思う。 ○保健所・健康相談所等の機関としっかり結ぶ仕組みを作るといいと思う。 ○問題のある家庭については情報交換をもっと各機関からもらいたいと思う。機関には色々情報が入ると思う、なかなか育成委員まで入ってこない。
連携により良い結果が得られた事例	
学習支援	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・若者支援員と連携して高校入学が果たせた。 ○子ども・若者支援員から紹介された生活保護世帯の子どもの学習サポートを地域の民生児童委員が支援している。 ○他の学習支援との連携で中3の受験勉強が充実した。 ○外国籍の子どもが就学援助を受けられるようになったり、受験のための三者面談に支援者が同行できるようになった ○慈善団体や企業の協力で様々な体験を支援を得ている
子ども食堂	<ul style="list-style-type: none"> ○企業の紹介により普段やれないメニューを用意できた。 ○子ども・若者支援員の紹介で子ども食堂につながり、他の事業にも参加するようになり、週1

	回以上夕食を提供できるようになった。今後も進路等でサポートしていきたい。
主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども家庭支援センターのワーカーの方と一緒に訪問して遅刻の多い子どもが8時まで登校できるようになった。 ○子どもの不登校が続き、学校側から間に入ってほしいとの要請でメールや携帯電話で保護者とのやり取りが始まった。生活や自分の体、子どもの将来に不安を抱えており、生活保護の申請を勧めても頑として断られていたが、CSWと一緒に家庭訪問してくれ、生保につながった。

④不足している支援等

不足している支援	
学習支援	<ul style="list-style-type: none"> ○学力が不足している児童への早期対応 ○子ども自身が相談しやすい環境づくり ○地域に困難を有する子ども・若者・保護者を知ってもらうための学習会 ○支援を要する世帯に支援情報が届いていない ○行政や地域の様々な大人の発見する目が必要 ○つながりづくりの支援（居場所を介して地域とつながる） ○子どもだけでなく、親ともつながり、家族まるごとの支援 ○関係機関の横のつながりを強化。学校だけで解決しようと思わず、学校間の横のつながりや地域のつながりをつくり柔軟に対応すること ○情報とネットワーク ○経済的支援、住宅費補助支援、就学援助や制度の説明支援 ○就学前の支援（就学前に小学校で授業についていけるような準備的支援） ○高校進学後の支援（高校進学後に支援が途切れないように）
子ども食堂	<ul style="list-style-type: none"> ○外国ルーツの親への説明支援 ○地域とのつながりを持てるような支援 ○長期休暇中の日中の一時預かり、休日預かり。（特にお正月、お盆などこも休みになる時に仕事がある親で近隣に頼める大人がいない） ○若者の就労支援 ○金銭的な支援（児童扶養手当の増額） ○就労支援（特にシングルマザーに正社員についてもらいたい） ○学校が地域と連携しながら個別支援をしていくこと ○子どもに対する経済的な支援（例えば高校までの学費や給食費無償化） ○入学時以外でも、学校関係で日常生活の中で少し多めのお金が必要な時がある様子。体調不良や予期せぬ事態でもお金が必要になる場面がある。その時に安心して低いハードルでお金を借りられる仕組みがあるといい。 ○インフォーマルな地域における社会資源の不足を実感している。 ○学校生活に関わる支援（制服代やその他の費用）はせめて国や自治体が負担しても良いのではないかと考える ○ひとり親世帯の住居費の支援
主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○公共機関・学校などは支援の手をいろいろ差し伸べているが、それを本当に必要とする家族が出てこない。そういう家族を見つけ、支援へと繋げるのが民生委員の仕事だとは思う。 ○地域からの声掛け、町会行事に参加しやすいような環境づくり。 ○例えば虐待をする親も虐待をされて育ったという場合もある。そのような場合、本当に問題を解決するのであれば、目に見えている問題以上に深く掘り下げて、その家族と関わっていかねばならない。表面的ではない根本からの解決の為の支援が不足していると考えます。 ○たくさんの支援があるのにその支援を利用しない、知らないことが多いような気がする。まずは拒否される。行政の支援の手続きが面倒だったり、困難だったりということもあった。

育成委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○地域のネットワーク ○資金面の援助は難しいと思うが、日曜・祭日・放課後等で居場所を作ることができればいいと思う。 ○プレーリーダーのいるプレーパークのようなところが各地区にあるとよいと思う。また、夜間の児童館のような場所。
今後行政が行う必要がある対策	
学習支援	<ul style="list-style-type: none"> ○学習支援活動に対する積極的な支援 ○子どもに関する行政・学校や地域が顔を合わせる機会をつくり、課題の共有等を行う場の設定 ○給付型の奨学金 ○住宅費補助支援対策 ○フードバンク食料支援等、経済的支援の代替メニュー支援 ○困難を有する方が働ける場（カフェなど）を用意する ○自分の境遇を話せる居場所と信頼できる支援者の存在 ○利用者の困難さをキャッチできる支援者の育成 ○情報伝達の窓口（SNS等気楽に匿名で）、親を通してではなく、子どもが直接情報を入手できるといい ○新しい事業をするより、各セクションの連携を高めることが重要。特にSSWに学習支援やその他の社会資源（子ども食堂やプレーパークなど）を把握してつなげてもらいたい ○どこに相談したらいいのかわかりやすくしてほしい ○支援の必要性を広く啓発する ○外国人支援
子ども食堂	<ul style="list-style-type: none"> ○両親がいて経済的困難度が低い、家庭状況が心配な家庭（虐待、不登校、帰宅が遅い、家庭内暴力など）というのは学校以外知る由がないと思う。そういった困難を地域で救い上げるためにも学校とつながりづくりを進める必要があると思う。 ○パソコンを持っていないシングルマザーの就職支援のために、仕事でつかえるようなエクセル教室など、スキルアップにつながる講座があればいいと思う。 ○民間学童を利用できる余裕のない家庭のために、子どもが夜をひとりで過ごさずにすむように、学童の時間延長と夕食の提供。お迎えに来られない保護者のために送迎サービスの実施。 ○本人が尊厳を持った暮らしが地域でできるように、住まいや就労を支援することが必要だと思う。特技ややりたいことを尊重して、そのことを仕事にできるような仕組みが必要だと思う。 ○シングルマザーには定額給付が望ましいように思う。
主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○早期に対応できる体制を確立するためにも、各種専門知識を持つ職員の増員 ○色々な行事を企画しても出てこれない家庭については、何かをきっかけにこちらから訪問することも必要だと思う。 ○子どもや家族そのものを丸ごと支援しなければ真の解決は得られないのではないかと考えている。そのためには関わる人数が必要になると思う。民生委員や主任児童委員だけでなく多くの人たち（近所の人も含めて）が地域の問題に関わるような仕組みが必要ではないか。 ○今、とてもたくさんの保育所が建ち上がっている。保育所があることで若い世帯が増えてくれることはとてもうれしく思うが、その後住居のことが問題になる。若い力がとどまれるような魅力的な街になるようファミリー世帯の住宅が増えてほしいと思う。 ○生活保護受給者の審査をきちんとしてほしい。本当に必要な人とそうでない人を見極めてほしい。私立の授業料無料化よりも、小中学校給食費無料化の方がいいと思う。 ○保護者や若者への就労支援 ○外国にルーツを持つ子どもやその家族に対する支援員の増員

<p>育成委員会</p>	<p>○区がその家庭に具体的に伝えられる講座（子どもに関する問題、親に関する心のケア等）</p> <p>○子ども・若者の居場所を区民ひろばや公共施設の場所に増やすとよいと思う。</p> <p>○各機関の情報をもっと把握すべきだと思う。</p>
--------------	---

子どもの貧困対策についての自由意見

- 困難を有する子ども・若者を抱えている親が、相談したいと思え、つながりやすい相談窓口をつくること。
- 利用可能なサービスの情報を届けること。本当に支援が必要な子ども若者に情報が行き届いていないと思う。
- 子どもの遊べる場が少なくなったと思う。子どもの居場所づくりを考えていく必要がある。
- 子どもや親にとって、色々な大人や大学生と接することが大切だと思う。
- 貧困の連鎖を断ち切るには、高校生時代の支援が不可欠だと思う。高校進学を果たしても中退してしまうと将来の展望が一気に厳しくなる。高校をドロップアウトしないように、その後の大学進学や就職に向けたサポートが自立に向けて重要。その判断を可能にするだけの情報提供を十分にすることが必要。
- 間違えても大丈夫という優しさというか、余裕が社会全体に欲しいと思う。
- 外国人支援。学校側の対応がまだ不十分のように感じる、受け入れ体制を地域も含めて考えていく必要があると思う。
- 子どもには異年齢のロールモデルと出会うことが必要だと思う。理想は出産から就労後まで、切れ目のない伴走支援があればいいと思う。20年以上の伴走支援には地域住民の協力が不可欠。困難を抱える子どもに関しては、「子育ては親の責任」から「子育ては地域の責任」という意識改革が必要だと思う。
- 個人情報の問題が地域を分断し、困難を抱える親子の孤立につながっていると思う。居場所づくりの支援者に対する、個人情報管理講座などを実施し、行政と住民が個人情報を管理したもとの、連携したセーフティネットを構築する努力が必要だと思う。
- 子どもの権利は、子どもが安心して暮らせる環境をおとなが整えること、という共通理解を、育成、保護司、民生委員、町会、PTA、学校、保育園等、子どもに関わるあらゆる組織で広げて欲しい。
- 特に中高生の居場所が必要。学校と家庭以外に、気楽に入れるオープンな場があり、話を聞いてくれる地域の大人とつながれる場づくりが求められていると思う。
- 地域の中でちょっと泊まれる場所があることで救われる子どもがたくさんいる。地域で見守りながら、親と適切に距離を取ることで、健全に成長できると思う。里親制度とは別に、豊島区独自でショートステイ事業を柔軟に運用できる事業を立ち上げて、先駆的な取り組みにして欲しい。
- 子ども食堂は地域のみなが利用できる場所。「困難を有する子どもが利用者するところ」というような印象を持たれることなく、誰でも気軽に利用できる場所だということを浸透させて欲しい。



4. 調査結果と課題の整理

(1) 調査結果からみた困難を有する子どもと保護者の状況等

① 子どもの学びの状況

- 授業が分からないと感じる子は、生活困難層に多い。
- 学習塾に通っている子どもは、一般層に比べ生活困難層に少ない。
- 自宅に勉強場所がない子どもは、一般層に比べ生活困難層に多い。
- 公立小中学校で行われる補習教室への参加率は、一般層に比べ生活困難層に多い。
- 海水浴、スポーツ観戦などの体験の有無は、生活困難度により差がある。

② 子どもや保護者の生活の状況

- 健康状況がよくないと感じている子どもは、生活困難層ほど高い。
- 食事の回数や栄養群の摂取状況、カップ麺等の摂取頻度は、生活困難度により差がある。
- 居場所事業への利用意向は、年齢層が高いほど関心が高く、一般層に比べ生活困難層で高い。
- 一般層に比べ生活困難層の子どもは孤独を感じる割合が高く、主観的幸福度が低い傾向にある。
- 一般層に比べ生活困難層の子どもは将来の夢がない割合が高い傾向にある。
- 放課後一人で過ごすことが多い子どもは、小学5年生、中学2年生で約1割いる。
- 孤食、睡眠不足、運動不足は自己肯定感が低い傾向と関連がある。

③ 家計や保護者の状況

- 約1割の保護者に食料が買えなかった経験がある。生活困難層では約4割。
- 家計の収支が赤字で借金をして生活している世帯は約5%、生活困難層では約2割。
- 小学生の母親でも、早朝、夜勤、土日に働いている層が1～3割存在し、その割合はひとり親世帯の方が高い。
- 一般層に比べ生活困難層の保護者は、主観的健康状態が悪く、抑うつ傾向にある割合が高い。
- 16-17歳の困難層には一般層に比べて自己負担が払えないため、医療の受診抑制の割合が高い。
- 子ども時代に困難を経験した保護者は、現在、生活や子育てに困難を抱えている割合が高い。

④ 若者の状況

- 高校中退者の割合は、低所得層、ひとり親世帯の方が高い。
- 高校進学後の中退、妊娠、非行等、課題への支援が不足している。

⑤ 相談・支援の利用状況

- 保護者の約1割は、困った時に相談する相手がおらず、この割合は生活困難層、ひとり親で高い。
- 相談しない理由としては、相談に抵抗がある、方法が分からないが挙げられている。
- 支援者アンケートでは、積極的なアウトリーチや人による支援が不足しているとの意見が多い。

⑥ 支援に関する情報等

- 保護者が子どもに関する施策の情報を受け取る方法は、「学校からのお便り」が最も多い。
- 行政機関からの広報紙、ホームページの利用率は、一般層よりも生活困難層の方が低い。
- 支援サービスの非認知による不利用率は生活困難層ほど高い。

(2) 課題への対応

家庭環境に左右されることなく、子どもが多様な体験や学習ができるような機会を提供し、自己肯定感をもつことができるように支援します。

⇒ **取り組みの方向性 1 学びの支援（学習、体験、遊び）**

基本的な生活習慣を形成し、様々な課題を乗り越える力を身につけられるよう、子どもと保護者、世帯全体の生活を支援します。

⇒ **取り組みの方向性 2 生活の支援（発育、食生活、生活習慣、心の安定〈人・居場所〉）**

暮らしの安定に向けた経済的な支援及び保護者を孤立させない取り組みを行います。

⇒ **取り組みの方向性 3 保護者への支援（就労、経済、心の安定）**

年齢で途切れることなく、困難を抱える若者の社会的自立を支援します。

⇒ **取り組みの方向性 4 若者への支援（高校生以上）**

困難な状況に早期に対応できるような相談体制を整備します。

⇒ **取り組みの方向性 5 相談及び支援の体制整備**

支援が必要な人に着実に届くように情報を発信します。

⇒ **取り組みの方向性 6 情報発信**

第3章



施策の方向



1. 子ども・若者未来応援施策の基本理念

- 子ども・若者は、今を生きる主体であり、社会の一員であるとともに、次の時代を担うかけがえのない宝です。
- すべての子ども・若者が、身近な愛情に包まれながら年齢に応じた経験を重ねる中で、自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、社会的に自立した個人として健やかに成長するとともに、多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓くことが求められています。
- そのために、家庭、地域、関係機関、行政、それぞれが責任を果たしながら、連携して、地域全体で子ども・若者の今を大切にしながら、未来応援に向けた取り組みを推進していきます。

【基本理念】

全ての子ども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく、
夢や希望を持って生き、そして成長できるまち「豊島」の実現をめざし、
地域全体で子どもの未来を応援する対策を総合的に推進します。



2. 基礎的な考え方

- 基本理念を実現するための基礎的な考え方

- ① 子どもから若者世代への切れ目のない対策を講じた、継続的な取組
- ② 行政と地域の連携と協働を推進し、子どもと家庭を包括した取組
- ③ 福祉と教育による隙間のない取組



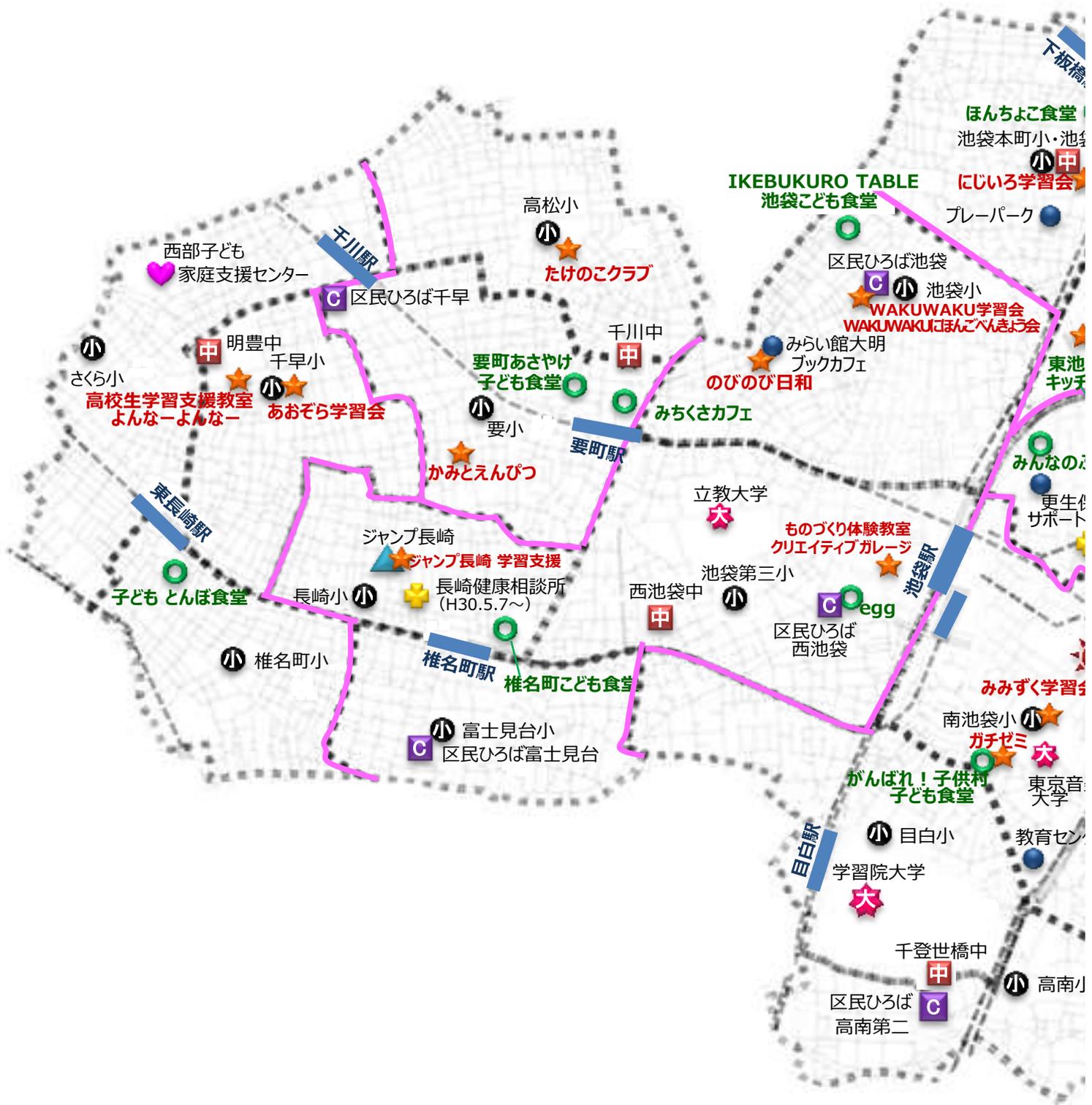
3. 取り組みの方向性

- ① 学びの支援（学習、体験、遊び）
- ② 生活の支援（発育、食生活、生活習慣、心の安定〈人・居場所〉）
- ③ 保護者への支援（就労、経済、心の安定）
- ④ 若者への支援（高校生以上）
- ⑤ 相談及び支援の体制整備
- ⑥ 情報発信

【参考】子供の貧困対策に関する大綱との比較

	【参考】子供の貧困対策に関する大綱 H26.8.29 決定	豊島区 報告書
1. 目的・理念	<ul style="list-style-type: none"> ○子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。 ○全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。 	<p><基本理念></p> <ul style="list-style-type: none"> ○全ての子ども・若者が、生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持って生き、そして成長できるまち「豊島」の実現をめざし、地域全体で子どもの未来を応援する対策を総合的に推進します。
2. 基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。 ② 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。 ③ 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。 ④ 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。 ⑤ 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。 ⑥ 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。 ⑦ 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。 ⑧ 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。 ⑨ 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。 ⑩ 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。 	<p><基礎的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 子どもから若者世代への切れ目のない対策を講じた、継続的な支援 ② 行政と地域の連携と協働を推進し、子どもと家庭を包括した支援 ③ 福祉と教育による隙間のない支援
3. 当面の重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ① 教育の支援 ② 生活の支援 ③ 保護者に対する就労の支援 ④ 経済的な支援 ⑤ 子供の貧困に関する調査研究等 ⑥ 施策の推進体制等 	<p><取り組みの方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学びの支援（学習、体験、遊び） ② 生活の支援（発育、食生活、生活習慣、心の安定〈人・居場所〉） ③ 保護者への支援（就労、経済、心の安定） ④ 若者への支援（高校生以上） ⑤ 相談及び支援の体制整備 ⑥ 情報発信

■主な子ども関連施設（事業）平成30年3月現在





■豊島区の子どもの未来応援に関する事業一覧

国の大綱に示された重点項目別に、ライフステージごとに一覧化しました。

	妊娠期	乳幼児期	小学生
教育支援			●教育センター教育相談
			●スクールソーシャルワーカー事業
			●としま未来塾、●補習支援チューター事業、●
			●適応指導教室事業、●特別支援教育巡
			▲学習支援ネットワーク「とこネット」(生活困 ★ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援
生活支援	●母親・両親学級 ●ゆりかごふらっと ●妊婦健康診査 等	●赤ちゃん訪問、●産後サポーター ●乳幼児健診、●歯科衛生 ●育児支援ヘルパー、●母乳教室 ●育児サポーター、●育児相談 ●離乳食講習、●栄養相談 等	
	●ゆりかご・としま事業		
		●母子一体型ショートケア、●ショートステイ事業 ●ファミリー・サポート・センター事業、●巡回子育て発達相談	
		●子育て支援拠点事業(子育てひろば)	●子どもスキップ、放課後子ども教室
		●発達相談・発達支援事業	●放課後等デイサービス(障害時通所支援)
		●プレーパーク事業、●青少年育成委員会、●子ども食堂ネットワーク	
		◆子ども・若者支援事業(生活保護世帯)	
		●子育てインフォメーション、●子ども家庭支援センター事業、●子育て訪問相談事業、●子ども家庭支援ワーカー等専門	
		▲自立相談支援事業、家計相談支援事業(生活困窮者自立支援)	
		●民生委員・児童委員、●コミュニティソーシャルワーク事業	
親の就労支援		◆就労支援専門員支援事業、◆就労意欲喚起事業、▲自立相談支援事業(就労支援)、▲住宅確保給付金事業	
		★ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業、★母子家庭等高等職業訓練促進給付金、★母子家庭等自立支援教育	
		●保育施設、地域型保育施設、病児保育 ●幼稚園の預かり保育、●一時保育	
経済支援		◆生活保護、▲生活困窮者自立支援制度	
		●幼稚園保護者負担軽減・補助	●就学援助、●外国人学校児童・生徒保護
		●児童手当、●子ども医療費助成	
		★児童扶養手当、★児童育成手当(育成手当)、★ひとり親家庭等医療費助成	
		★母子及び父子福祉資金、●特別児童扶養手当、●児童育成手当(障害手当)	
		●障害児・小児慢性疾患児・難病等医療費助成、各種障害者手当・助成等	
		●子育てファミリー世帯への家賃助成	
		◆被保護者等自	

◆青字：生活保護世帯、▲赤字：生活困窮者自立支援制度、★緑字：ひとり親世帯

	中学生	高校生	18歳以上
	事業、●日本語指導教室		
	●水曜トライアルスクール		
	教育巡回相談、●教育支援員等		
	生活困窮者自立支援)		
	学習支援事業	▲進路選択支援プログラム (生活困窮者自立支援)	
			<ul style="list-style-type: none"> ●女性の骨太健診 ●女性の専門相談 ●生活習慣病予防健診 ●健康相談 ●鬼子母神plus
		●若者支援事業ブックカフェ	
	●中高生センタージャンプ		
	近支援)		
	専専門相談員、●要保護児童対策地域協議会		
	金事業、▲就労準備支援事業		
	援教育訓練給付金、★ひとり親家庭高等学校卒業程度認定資格合格支援		
	徒保護者補助金		
	助成		
	手当)		
		◆奨学基金援護事業	
	者等自立促進事業 (学習塾等の受講料補助)		
		●受験生チャレンジ支援貸付事業	

1 学びの支援 <学習、体験、遊び>

家庭環境に左右されることなく、子どもが多様な体験や学習ができるような機会を提供し、自己肯定感を育めるように支援します。

(1) 現行の取り組み状況

	乳幼児期	小学生	中学生	高校生	18歳以上
教育支援	●教育センター教育相談				
	●スクールソーシャルワーカー事業				
	●としま未来塾、●補習支援チューター事業、●日本語指導教室				
			●水曜トライアルスクール		
	●適応指導教室事業、●特別支援教育巡回相談、●教育支援員等				
	▲学習支援ネットワーク「とこネット」				
	★ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業			▲進路選択支援プログラム	
	●子どもスキップ、放課後子ども教室		●中高生センタージャンプ		
	◆被保護者等自立促進事業（学習塾等の受講料補助）				
				●受験生チャレンジ支援貸付事業	
			◆奨学基金援護事業		

◆青字：生活保護世帯、▲赤字：生活困窮者自立支援制度、★緑字：ひとり親世帯

(2) 課題の解決に向けて必要なこと

① 乳幼児期の子どもの育ちを支援

- 人間形成の基礎となる乳幼児期の育ちを支えるため、基本的な生活習慣の確立などを補う育成の場の拡充
- 豊島区の全保育所、幼稚園の高い質の確保
- 遊びの場を増やす
- 乳幼児とその家族が地域の方々と知り合うきっかけづくりや働きかけの仕組み
- 保育園や幼稚園に所属していない家庭と幼児に対して行政や地域が継続的に関わる仕組み
- 発達に課題のある乳幼児に早期から継続的に関わる相談支援機能の充実

【取り組みの方向性】

- ・豊島区の幼児教育や保育のガイドラインの作成と研修の充実を図る
- ・幼保小の連携を強化する
- ・公園以外の遊べる場所を確保し、拡充していく
- ・地域イベントなどの情報が届くように複数の情報発信方法を用意する
- ・民生児童委員、育成委員、地域のボランティアなどによる子どもと家庭を見守るサポーターを増やす取り組みを行う
- ・保育園・幼稚園に所属していない家庭と幼児が利用できる「マイ保育所」、「かかりつけ保健師制度」などを検討する
- ・発達相談・発達支援事業の拡充と発達障害専門相談窓口の設置（H30年度新規）

② 学力を保障する取り組みを推進

- 子どもの学習到達度や課題に対する一人一人の状況に応じた適切な支援
- 無料学習塾の増設と継続的な実施
- 親への働きかけや援助の仕組み

【取り組みの方向性】

- ・学校を利用したボランティア等による無料学習支援を実施する
- ・子どもが自分で通える範囲内に無料学習支援の場が設置されるように立ち上げ支援の充実を図る
- ・無料学習支援を行う団体等が継続的な運営ができるような支援を拡充する

③ 体験や遊びの機会の提供

- 経済的な理由により様々な体験が不足しがちな子どもに対する体験の機会の提供
- 自分の将来像を描くきっかけとなるような、家族以外の大人と触れ合う機会の提供
- 外遊びの機会を増やすため、出張プレーパークの実施や地域、企業との連携による遊び場づくりの推進
- 子どもが支援されるだけでなく、社会の一員として活動できる機会の提供
- 自分の将来像を描けるようなキャリア教育の推進

【取り組みの方向性】

- ・子ども食堂や無料学習塾を活用した各種イベントを実施し、様々な体験の機会を増やす
- ・常設プレーパーク、出張プレーパークや公民連携による遊び場づくりを拡充し、体験の機会と家族以外の大人と触れ合う機会を増やす
- ・困難を乗り越えていく力の基礎となる自己肯定感を高めるために、子どもの権利の観点から各事業の見直しを行い、子どもを社会の一員として位置付けた取り組みにしてい
- ・企業やNPOなどと行政の連携により、様々な大人と出会い多様な体験ができる機会を作る

④ 進学支援と就学の継続

- 困窮世帯の子どもの高校・大学等への進学支援
- 高校入学後の継続した見守り、相談支援の実施

【取り組みの方向性】

- ・子ども若者総合相談事業の開始
- ・行政職員によるアウトリーチ支援を充実させる
- ・中高校生が様々な悩みを相談できる場所を増設する
- ・中高生の居場所を拡充する
- ・高校等進学時の奨学金支給について検討する
- ・利用できる制度等の情報を確実に伝え、手続きができない家庭に対する援助を行う仕組み作り
- ・都立高校やユースソーシャルワーカーと連携を取り、高校中途退学などの問題に早期介入を行う

「放課後補習支援チューター事業」「としま未来塾」

「放課後補習支援チューター事業」は、各小・中学校が学習の基礎的な理解と学習習慣の定着を図るために、放課後や長期休業期間に補習を実施しています。

補習では、学生ボランティアや地域の人材等をチューター講師として配置して、基礎的な内容の定着や学習習慣の確立を主眼に、各学校で出された宿題や東京ベーシックドリル等の教材を活用した学習を行っています。中学校の補習では、定期考査に向けた各教科（国語、数学、英語）の学習補助や、高校入試に向けた受験対策の学習も行っています。

「としま未来塾」は、豊島区立教育センターを会場として、「学習意欲はあるが、どのように学ぶかがわからず困っている」「学習のコツがつかめず、時間をかけても、なかなか成果が上がらない」といった困り感をもつ生徒を対象に、学習に関するカウンセリングや個別の具体的な支援、ICT機器を有効活用した学び方の習得や苦手意識の克服をねらいとした学習支援を行っています。また、学習習慣が十分に身につけていない中学生や、悩みごとや心配ごとがあって学校に登校できないでいる皆さんを対象とした教室（袖子の木教室）に通う中学生もいます。学力の定着や希望する高校等への進学につながるよう、生徒のもつ資質・能力を最大限に引き出す支援を行っています。参加した生徒の保護者の方々からも大変好評を得ています。



【としま未来塾】



【放課後補習支援チューター事業】

プレーパーク事業

豊島区では、子どもが自主性や創造性を発揮して遊ぶことで、自らの可能性を広げながら成長することを目的として、プレーパーク事業を実施しています。池袋本町公園内の常設プレーパークは、地域の子どもが憩い、遊ぶ大切な居場所になっています。プレーパークに集まった子どもたちは泥遊びや木を使ったロープ遊び、夏には水遊びなど、学校や公園ではなかなか出来ない遊びを楽しみ、かけがえのない時間を過ごしています。

また、「出張プレーパーク」を、区内各地で実施しています。公園、保育園、子どもスキップ、区民ひろばなど様々な区有施設で実施しているほか、平成29年4月には東武百貨店池袋本店の屋上で実施し、約500名の来場者を集めました。

出張プレーパークでの遊びは池袋本町プレーパークとは異なりますが、ダンボール遊びや木工遊びなど普段は出来ない遊びに子どもたちは目を輝かせ、「また出張プレーパークに来てほしい」という声も多く聞きます。

こうしたプレーパーク事業は子どもの成長に寄与するだけでなく、子どもを見守る大人にも新たな気付きを与えることや、地域の子どもと大人が交流する機会の創出にも繋がっています。



【東武百貨店屋上で実施】



【常設の池袋本町プレーパーク】



【保育園実施の様子】

2

生活全体の支援 <健康な発育、食生活、生活習慣、居場所事業>

基本的な生活習慣を形成し、様々な課題を乗り越える力を身につけられるよう、子どもと保護者、世帯全体の生活を支援します。

(1) 現行の取り組み状況

	妊娠期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生	18歳以上
生活支援	●母親・両親学級 ●ゆりかごふらっと ●妊婦健康診査等	●赤ちゃん訪問、●産後サポーター ●乳幼児健診、●歯科衛生 ●育児支援ヘルパー、●母乳教室 ●育児サポーター、●育児相談 ●離乳食講習、●栄養相談等				●女性の骨太健診 ●女性の専門相談 ●生活習慣病予防健診 ●健康相談 ●鬼子母神plus
	●ゆりかご・としま事業					
		●母子一体型ショートケア、●ショートステイ事業 ●ファミリー・サポート・センター事業、●巡回子育て発達相談 ●子育て支援拠点事業 (子育てひろば) ●発達相談・発達支援事業 ●プレーパーク事業、●青少年育成委員会、●子ども食堂ネットワーク ◆子ども・若者支援事業(生活保護世帯)	●子どもスキップ ●放課後子ども教室 ●放課後デイサービス	●中高生センタージャンプ	●若者支援事業ブックカフェ	
		●子育てインフォメーション、●子ども家庭支援センター事業、●子育て訪問相談事業、●子ども家庭支援ワーカー等専門相談員、●要保護児童対策地域協議会 ▲自立相談支援事業、家計相談支援事業				
		●民生委員・児童委員、●コミュニティソーシャルワーク事業 ★ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業				
		◆生活保護、▲生活困窮者自立支援制度				
		◆青字：生活保護世帯、▲赤字：生活困窮者自立支援制度、★緑字：ひとり親世帯				

(2) 課題の解決に向けて必要なこと

① 妊娠期からの切れ目のない支援

- 経済的な困窮があるなしに関わらず、子どもと家庭が孤立しない取組み
- 妊娠期から、母子保健、児童福祉、教育等の関係機関が関わり、早期の段階から健やかな育ちを支える取組み
- 子どもの発達段階や保護者の状況等の変化に応じた継続的な支援体制
- 子育ての悩みや不安などを軽減するための保護者同士が交流できる場

【取り組みの方向性】

- ・保育園・幼稚園に所属していない家庭と幼児が利用できるマイ保育所、かかりつけ保健師制度などを検討する(再掲)
- ・母子保健事業等による早期発見・早期対応を行う
- ・ゆりかご・としま事業面接を100%に近づける
- ・産後ケア事業を推進する(H30年度新規)
- ・地域区民ひろばなどによる親子の居場所事業を充実させる
- ・見守りの必要な家庭に対しては子どもの成長とともに、利用している事業から次の事業へ情報を引継ぐ仕組みを作る
- ・NPOによる新たな取り組みに対する可能な支援方法を検討する
- ・行政、教育の各種相談窓口職員やワーカー等による多職種による協働を進める

② 保護者を含めた生活全体を支援

- 子どもの自己肯定感を育むために有効な、基本的な生活習慣、社会的ルールが身につく取り組み
- 子どもの持っている力を信じ、困難に出会って行く中でどのように生きていくのかを子どもに伝える環境
- 保護者が社会保障の知識や日常生活の知恵を得る機会
- 地域の方々による緩やかな見守り

【取り組みの方向性】

- ・子ども食堂や学習支援の場で子どもは食事や衛生などの生活習慣を学び、保護者は養育に必要な知識と情報を得るような家庭丸ごとの支援を推進していく
- ・民生委員・児童委員、青少年育成委員などによる子どもと家庭への緩やかな見守り支援を検討する

③ 子どもの居場所づくりの推進

- 子どもスキップや中高生センタージャンプなどの放課後の居場所の拡充、質の向上
- 放課後に長時間一人で過ごす子どものために通える範囲に子ども食堂や学習支援のような居場所の増設

【取り組みの方向性】

- ・子どもスキップを小学生の居場所として充実させるために、豊島区子どもスキップガイドラインを作成する。
- ・中高生センタージャンプを中高生の居場所として充実を図る。
- ・中高生の居場所増設を検討する
- ・子どもが自分で通える範囲に子ども食堂が開設されるように、立ち上げ支援の充実を図る
- ・子ども食堂が安全で継続的に運営ができるような支援を拡充する

子どもの学習支援事業

(としま子ども学習支援ネットワーク とこネット)

としま子ども学習支援ネットワーク（通称：とこネット）は、無料学習支援活動や子どもの支援活動を豊島区内で行っている団体及び行政機関等が賛同し2015年6月に設立いたしました。

子どもたちが安心していきいきと過ごせる場を提供し、子どもたちの生育環境に左右されることなく、学びの機会をもてる地域であることを目指し、豊島区内での無料学習支援活動・子どもへの支援活動の輪が広がるよう活動しています。

例えば、「子どもに塾へ通わせたいけれども塾代が用意できない」という親御さまからの相談を受けた際には、自宅から教室までの距離や学びたい科目など様々な視点から一緒に検討し、登録団体の中から適した教室を選択できるようアドバイスいたします。そして、決定した教室へ通う前に情報交換を行いながら、スムーズに教室に溶け込めるよう子どもと教室の架け橋となります。

【とこネットフォーラムの様子】 H29.3.25 開催



無料学習支援活動を知ってもらうこと、地域の中で子どもや保護者を見守っていく大切さを地域の方々に知ってもらうこと、そして実際に活動に参加していきかけとなることを目的として、「としま子ども学習支援ネットワークフォーラム」を開催しています。

コラム4

としま子ども食堂ネットワーク

「こども食堂」は、地域に居住する様々な家庭環境にある子供やその保護者に対して、無料や安価で食事の提供を行い、食事をきっかけに集い、安心して自分らしく過ごせる居場所となることを目指し活動する地域の取り組みです。

豊島区内の「こども食堂」が連携、協力して事業展開における課題の解決を図ることを目的に平成29年9月ネットワークが立ち上がりました。立ち上げ当初の参加は9団体でしたが、平成30年3月末現在13団体に増えています。参加している「こども食堂」の運営主体はNPO法人、民間事業者、学生団体等様々です。また、年に数回開催するネットワーク会議には、活動に関心のある方や立ち上げを検討している方も参加し、それぞれの活動状況や今後の課題などを共有、検討しています。

「こども食堂」の取り組みは、温かい食事をみんなで食べる経験や生活文化の継承、家庭以外の居場所、地域コミュニティ、地域の大人の活躍の場であるなど、様々な意義をもった活動です。

区は、その活動が広く周知され、取り組みが広がっていくよう、また、運営が安定し継続できるよう「としま子ども食堂ネットワーク」の事務局として、ネットワーク会議の開催や広報リーフレットを作成するなど行っていますが、今後も利用者保険の費用負担や講演会の開催、フードバンクの仕組みづくりなど、楽しく安全な運営のための支援を進めていきます。



こども食堂の食事は地域の方がボランティアで作っています。



【子ども食堂の様子】

3

保護者への支援

< 就労支援・経済的な支援 >

暮らしの安定に向けた経済的な支援及び保護者を孤立させない取り組みを行います。

(1) 現行の取り組み状況

	妊娠期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生	18歳以上
就労支援	◆就労支援専門員支援事業、◆就労意欲喚起事業、▲自立相談支援事業（就労支援）、▲住宅確保給付金事業、▲就労準備支援事業					
	★ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業、★母子家庭等高等職業訓練促進給付金、★母子家庭等自立支援教育訓練給付金、★ひとり親家庭高等学校卒業程度認定資格合格支援					
経済支援	◆生活保護、▲生活困窮者自立支援制度					
	●保育施設、地域型保育施設、病児保育、●幼稚園の預かり保育、●一時保育		●就学援助		●外国人学校児童・生徒保護者補助金	
	●児童手当、●子ども医療費助成			●奨学基金援護事業		
	★児童扶養手当、★児童育成手当（育成手当）、★ひとり親家庭等医療費助成					
	★母子及び父子福祉資金、●特別児童扶養手当、●児童育成手当（障害手当）					
	●障害児・小児慢性疾患児・難病等医療費助成、各種障害者手当・助成等					
	●子育てファミリー世帯への家賃助成			◆被保護者等自立促進事業（学習塾等の受講料補助）		
●受験生チャレンジ支援貸付事業						

(2) 課題の解決に向けて必要なこと

① 子どもの貧困対策への理解促進

- 地域の方々に対する研修の開催
- 子ども・若者が教育を受けることや基本的な生活習慣、社会的ルールを身につけることの重要性を保護者とともに考える取り組み

【取り組みの方向性】

- ・子どもの貧困に関する講演会や研修を開催し、理解を深める
- ・行政施設を中心とした継続性ある地域研修の開催を検討する
- ・当事者と共同で問題の解決に向けて取り組む、「アクションリサーチ」の実施を検討する
- ・子ども食堂や学習支援をきっかけに保護者と関わり、養育に必要な知識や情報を伝える支援を拡充する

② 経済的な支援の充実

- 保護者の就労支援や安定的な就業につながる資格取得のための支援
- 就学援助などの経済的支援の拡充
- 困窮世帯の子どもの高校・大学等への進学支援
- 「自己負担金が払えない」ことを理由とした医療機関の受診抑制の防止
- 食材の提供

【取り組みの方向性】

- ・保護者の学び直しの機会提供も含めた就労支援を実施する
- ・就学援助の拡充（入学支援金の増額、前倒し支給、補助対象品目の拡充の検討）を検討する
- ・高校等進学時の奨学金支給について検討する（再掲）
- ・子ども医療費助成制度の拡充を検討する
- ・フードドライブ、フードバンク、食材の宅配など実施検討とそれをきっかけとして家庭とつながる仕組みを作る

③ ひとり親家庭への支援の充実

- 生活困難層の割合が多いひとり親家庭の支援の充実
- 養育費の取決め、確保などの支援
- ひとり親家庭への住宅支援

【取り組みの方向性】

- ・ひとり親家庭支援センターの設置（H30年度新規）
- ・空き家を活用したシェアハウスなど暮らしやすい住環境づくりを検討する
- ・子どもを短期に預かるショートステイ事業を検討する
- ・相談支援の拡充とアウトリーチを推進する
- ・民生委員・児童委員、青少年育成委員などによる緩やかな見守り支援を検討する（再掲）

④ 保護者が孤立しないための取り組み

- 地域とつながりがない保護者が孤立しないための支援
- 気軽に話せる仲間がいて場所がある地域づくり
- いろいろな人と出会える機会

【取り組みの方向性】

- ・相談支援の拡充とアウトリーチを推進する（再掲）
- ・マイ保育所、かかりつけ保健師制度など、保育園・幼稚園に所属していない家庭と幼児に継続的に関わる仕組みを検討する（再掲）
- ・民生委員・児童委員、青少年育成委員などによる緩やかな見守り支援を検討する（再掲）
- ・子ども食堂や学習支援をきっかけとして保護者がいろいろな人と関わりを持ち、子どもと保護者が地域とつながるような取り組みを推進する
- ・行政、教育の各種相談窓口職員やワーカー等による多職種による協働を進める（再掲）

⑤ 他言語を母国語とする保護者への支援

- 生活習慣や文化の違いについての理解を促進
- 子育てや生活に必要な情報の多言語で提供

【取り組みの方向性】

- ・同じ言語を母国語とする保護者を介した説明ができるように近隣小中学校で人材登録仕組みを作る
- ・複数の方がサポーターとして日常生活の決まり事やPTA活動など、理解しにくい日本の常識を伝えていく

年齢で途切れることなく、困難を抱える若者の社会的自立を支援します。

(1) 現行の取り組み状況

	高校生	18歳以上
教育支援等	●教育センター教育相談	
	▲学習支援ネットワーク「とこネット」(生活困窮者自立支援)	
	▲進路選択支援プログラム(生活困窮者自立支援)	
	◆奨学基金援護事業	
	◆被保護者等自立促進事業(学習塾等の受講料補助)	
生活支援	●受験生チャレンジ支援貸付事業	
	●若者支援事業ブックカフェ	
	●中高生センタージャンプ	●女性の骨太健診、●女性の専門相談、●生活習慣病予防健診、●健康相談、●鬼子母神plus
	●放課後デイサービス	
	●プレーパーク事業、●青少年育成委員会、●子ども食堂ネットワーク	
	●子育てインフォメーション、●子ども家庭支援センター事業、●子育て訪問相談事業、●子ども家庭支援ワーカー等専門相談員、●要保護児童対策地域協議会	
	★ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業	
	◆生活保護、◆子ども・若者支援事業(生活保護世帯)	
	▲自立相談支援事業、家計相談支援事業(生活困窮者自立支援)	
	●民生委員・児童委員、●コミュニティソーシャルワーク事業	

◆青字：生活保護世帯、▲赤字：生活困窮者自立支援制度、★緑字：ひとり親世帯

【参考】「子ども・若者計画」策定のための困難を有する若者へのヒアリング結果概要

(H28年6～7月 子ども・若者時代に困難さを感じたことがある10代～50代までの20人に実施)

- 就労…約半数が無職、就職している方の80%が非正規雇用。学習面でのつまづきが、就職面でも大きく影響してうまくいかなかった。一方で、学習ボランティアとの出会いをきっかけに相談や支援につながったケースがあった。
- 障害…愛の手帳の所持者が20%、大人になってからの取得が多い。
- 家族構成…ひとり親、親との別居の割合が高く、家族同士の不和やネグレクトなどのケースもあった。
- 子ども時代の相談…学校内の相談室は目立つので、友人の目が気になり、入れなかった。
- 生きづらさの要因…半数以上が家族の問題かいじめで、要因が2つ以上と回答した割合が90%。問題を複合的に抱えていることがわかった。
- 人生の分岐点…生活状況が悪くなったきっかけは、両親の離婚、いじめ、高校中退が半数を占める。好転するきっかけは、友人や居場所ができた、信頼できる教師との出会いがあげられている。
- 自分自身による生きづらさの分析…人とかかわるのが苦手、思ったことが話せないなど、コミュニケーションスキルが課題。
- 支援機関等の利用歴…20ケース中、8ケースは課題がありながら公的サービスの利用歴がない。
- あれば利用したかったサービス…学校や家庭以外の安全な居場所や相談相手。

【まとめ】

- わかりやすい総合的なワンストップの相談支援の窓口設置や、彼らが利用する施設間でのネットワーク形成、専門家同士の多職種協働による多面的な相談や支援が求められていることが推測される。

(2) 課題の解決に向けて必要なこと

① 高校生以上の若者施策の充実

- 中学校からの切れ目のない支援
- 若者の居場所事業の拡充
- 若者の声を施策に反映できる仕組み作り
- 高校進学後の退学や妊娠、出産、非行など、様々な課題に対応できる支援策
- 若者の社会的な自立支援
- 困難を有する子ども・若者に対する相談事業や支援策
- 若者向け情報の発信と提供

【取り組みの方向性】

- ・ 子ども若者総合相談事業の開始（H30年度新規事業）
- ・ 若者支援ネットワークを設置する
- ・ 都立高校やユースソーシャルワーカーとの連携による早期介入を図る（再掲）
- ・ 若者が日々感じる憤りやしんどさを友人や大人と共有し、そうした思いを施策に反映できる仕組み作り
- ・ NPOや企業などとの連携による多様な支援策の展開を図る
- ・ 高校中退者への就学継続支援、就労支援を実施する
- ・ ひきこもりやニートなどの若者の自立支援策を実施する
- ・ 中高生センタージャンプのような若者の居場所機能の増設を検討する
- ・ 青少年自殺予防対策を開始（H30年度新規事業）
- ・ 思春期の心と体の健康教育を充実する
- ・ 支援ガイドを作成し、若者へ届ける工夫をする
- ・ SNSなど若者に届きやすい情報提供を行う

② 包括的な相談支援体制の整備

- 子ども・若者の様々な課題に対応する、わかりやすい総合的なワンストップの相談支援の窓口設置
- 年齢やライフステージで途切れることなく、多機関により継続して支援する仕組みの整備
- 若者施策を推進するための部署の設置

【取り組みの方向性】

- ・ 子ども若者の総合相談事業の実施（再掲）
- ・ 福祉総合フロアにおけるワンストップ相談支援体制を確立する
- ・ 若者支援ネットワーク会議を設置する
- ・ 若者施策を所管する「子ども若者課」の設置（H30年度）と今後の組織再編を検討する
- ・ 行政、教育の各種相談窓口職員やワーカー等による多職種による協働を進める（再掲）

③ 相談支援員の拡充

- 支援機関につながらない若者を支援に結びつけるためのアウトリーチによる支援
- 関係各課・関係機関による支援をコーディネートする支援員の配置

【取り組みの方向性】

- ・ 子ども若者支援ワーカーを配置（H30年度新規事業）し、アウトリーチによる支援を行う
- ・ 民生委員・児童委員、育成委員、NPOなど地域の方々によるアウトリーチを推進する
- ・ 民生委員・児童委員、育成委員、NPOなど地域の支援者を支援する体制を強化する
- ・ 子どもや若者に寄り添った伴走型支援を行う
- ・ 相談支援包括化推進員（仮称）の配置と相談支援包括化推進会議（仮称）を設置する
- ・ 行政、教育の各種相談窓口職員やワーカー等による多職種による協働を進める（再掲）

中高生センター「ジャンプ」

区内には、ジャンプ東池袋・ジャンプ長崎の2つの中高生センターがあります。

ジャンプは、中学生高校生のダンスやバンド活動などの自主的な活動を応援し、施設まつりや地域まつりなどへの出演を通して、世代間交流を図っています。

また誰にとっても居心地がよく、来館しやすい環境を作るため、定期的に利用者会議を開催して、利用者の意見を運営に活かしています。

生きずらさを抱える中高生、進路や就職に対して不安を抱える中高生、生活や学習、性について悩む中高生に、子どもの権利擁護委員の出張相談やハローワーク、無料学習支援や子ども食堂などの情報を適宜提供して、中高生の気持ちに寄り添いながら、適切に関係機関に繋ぐ支援をしています。



【ジャンプ内でのライブの様子】



【地域のイベントに出演】



【子ども食堂の様子】



【学習支援の様子】

5 相談及び支援の体制整備 <窓口、アウトリーチ、支援員>

困難な状況に早期に対応できるような相談体制を整備します。

(1) 現行の取り組み状況

	妊娠・出産期	乳幼児期	小・中学生	高校生	18歳以上
相談支援等	●母子保健（保健師・栄養士・歯科衛生士・臨床心理士等）				
	●子育て相談・子ども家庭支援センター 巡回相談、訪問相談、電話相談等（臨床心理士、保育士等）				
	★ひとり親家庭相談（母子・父子自立支援員）、●女性相談（婦人相談員）				
			●教育センター教育相談（臨床心理士）		
			●スクールソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士）		
	◆生活保護（ケースワーカー）	◆子ども・若者支援事業（子ども・若者支援員）			
▲生活困窮者自立支援制度「くらし・しごと相談センター」自立支援、就労支援（キャリアカウンセラー）					
●民生委員・児童委員、●コミュニティソーシャルワーカー					

◆青字：生活保護世帯、▲赤字：生活困窮者自立支援制度、★緑字：ひとり親世帯

(2) 課題の解決に向けて必要なこと

① 包括的・専門的な相談窓口の設置

- 分かりやすく、相談しやすい窓口の設置
- 誰でも、どんな内容でも受け付け、責任をもってコーディネートする相談窓口
- 複合的な課題に対して専門相談が連携して包括的支援を行う、福祉総合フロアにおけるワンストップ相談支援体制の確立

【取り組みの方向性】

- ・子ども若者の総合相談事業の実施（H30年度新規事業）（再掲）
- ・発達障害専門相談窓口の設置（H30年度新規事業）（再掲）
- ・ひとり親家庭支援センター事業の実施（H30年度新規事業）（再掲）
- ・福祉総合フロアにおけるワンストップ相談支援体制の確立（再掲）のため、管理職で構成する「ワンストップ相談支援検討会議（仮称）」を設置する
- ・相談支援包括化推進員（仮称）の配置と相談支援包括化推進会議（仮称）を設置する
- ・各相談機関が開催するケース会議の機能強化を図る
- ・行政、教育の各種相談窓口職員やワーカー等による多職種による協働を進める（再掲）

② 相談支援員の拡充

- 自らの困難な状態を認識することが難しい子どもを支援につなぐ人的資源の拡充
- 学校の相談体制の充実や教育と福祉の連携強化
- 隙間を作らない協力体制の整備

【取り組みの方向性】

- ・アウトリーチ支援を担う子ども若者支援ワーカーを配置する（H30年度新規事業）（再掲）
- ・スクールソーシャルワーカー事業を拡充する（各学校への配置による能動的な支援の検討）
- ・コミュニティソーシャルワーカー事業を拡充する

- ・専門職の活発な連携を推進する
- ・専門職による支援コーディネート機能を充実させる
- ・相談支援包括化推進員(仮称)の配置、相談支援包括化推進会議(仮称)を設置する(再掲)
- ・経験者によるピアサポートを検討する
- ・行政、教育の各種相談窓口職員やワーカー等による多職種による協働を進める(再掲)

③ 支援ネットワークの構築

- 相談に来ない人や来られない人を早い段階で支援に繋げるため、学校や地域、行政等の横のつながりを強化し、地域全体で困難を抱える子どもや家庭を発見し、見守る、網の目体制の構築
- 年齢やライフステージで途切れることなく、様々な機関がそれぞれの専門性を活かして相談支援を行う連携体制の強化
- 学校に配置専門職される専門職を中心に地域をチームとしたネットワークの構築

【取り組みの方向性】

- ・子ども・若者支援にかかわる関係機関で構成する包括的・横断的な「チーム学校」を推進する
- ・学校をプラットフォームとし、教員及びスクールカウンセラー、養護教諭などの学校の専門職とスクールソーシャルワーカー、行政職員、地域関係者によるチーム学校としての子どもの貧困対策を総合的に推進する
- ・職員や支援者の資質向上に向けた行政施設を中心とした地域研修を充実させる
- ・学校、教育センター、福祉関係課の連携強化による教育と福祉の一体化支援を推進する
- ・学校、教育センターと福祉所管課の連携強化による義務教育終了後以降の切れ目のない支援を推進する
- ・行政、教育の各種相談窓口職員やワーカー等による多職種による協働を進める(再掲)
- ・各相談機関が開催するケース会議の機能を強化する(再掲)

④ 情報共有のあり方の検討

- 個人情報の共有のあり方検討

【取り組みの方向性】

- ・切れ目のない支援に不可欠な、行政や地域団体などの関係機関での個人情報共有の方法について共通ルールを構築する

コラム6

「スクールソーシャルワーカー」

不登校、いじめ、児童虐待、子どもの貧困など児童・生徒が抱えるさまざまな問題の背景には、児童・生徒の心の問題とともに、家族、学校、友人関係、地域など児童・生徒が置かれている環境の問題があります。その環境の問題は、複雑に絡み合い、特に学校だけでは問題の解決が困難なケースが少なくありません。こうした問題に対応し、児童・生徒の最善の利益を構築するため、社会福祉の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを区立小中学校に派遣しています。

不登校支援では、学校から要請を受けたスクールソーシャルワーカーが家庭を訪問し、児童・生徒本人との信頼関係を構築した後、本人のアドボケート（擁護者・代弁者など）として本人の特性や強みに見合った復帰プランを本人とともに考え実行していく。その際、並行して、家族、学校、医療機関、福祉専門機関などに働きかけ、本人が学校復帰に必要な基盤を協働し整える。本人の意欲が上がってきたら、家庭と学校との中間的居場所である適応指導教室「柚子の木教室」を利用しコミュニケーション技術やストレス耐性の向上などを図りながら、徐々に学校に復帰していく。このように、児童・生徒本人が自身の力で問題を解消・解決したと感じられるよう配慮しながら支援を行っています。



6

情報発信

支援が必要な人に確実に届くように情報を発信します。

(1) 主な事業の周知方法 ⇒ 情報提供は、広報紙、ホームページが多い。

事業名	広報紙	HP	パンフレット	その他
子ども家庭支援センター事業、子育て相談訪問事業、巡回子育て相談事業、子育てインフォメーション、女性相談	○	○	○	子育て情報ハンドブック、応援ふくろう（スマイルカード同封）、リーフレット・相談カードを関係課及び関係機関へ配布
子どもからの電話相談				相談カード
豊島区若者支援事業	○	○	○	twitter、facebookなどのSNS
母親・両親学級、妊婦健康診査、妊産婦乳幼児保健指導、こんにちは赤ちゃん訪問、見る知るモバイル、ゆりかご面接		○		妊娠届時
ゆりかごふらっと、妊婦母乳教室・母乳教室	○	○		ゆりかご面接時
育児サポーター、育児相談		○		こんにちは赤ちゃん訪問時
妊産婦歯科健診、乳幼児健康診査、予防接種		○		該当者に通知
子ども相談（心理）				健診時該当者に案内
女性の骨太健診、生活習慣病予防健診	○	○		重点対象として25歳・30歳・35歳に個別に通知
就労支援専門員支援事業、就労意欲喚起事業、子ども・若者支援事業				ケースワーカーから対象者に周知
生活困窮者自立支援（就労準備支援、子どもの学習支援、自立相談支援）	○	○	○	リーフレットを関係課及び関係機関へ配布

(2) 課題の解決に向けて必要なこと

① 効果的な情報の発信

- 必要な人に確実に情報が届くように、様々な方法で情報を発信する
- 最も支援を必要としている 10 代のシングルマザーや高校中退者等に情報を届けるための発信方法
- 支援事業の一覧を作成・配布し、窓口や支援へ誘導を図る

【取り組みの方向性】

- ・学校からのお便りから情報を取得する方が多いため、学校からの効果的な提供方法を検討する
- ・子ども若者未来応援ホームページを開設する
- ・SNS などによる新しい情報提供を検討する
- ・子どもと若者が利用しやすいガイドブックを作成し、学校から対象学年に配布する
- ・地域・関係団体向け支援者ガイドを作成し配布する
- ・給付金等の使い方について、相談や助言の機会を設ける
- ・行政のアウトリーチ機能を強化する
- ・情報を得ることができない、または手続きできない方に対してアウトリーチによる相談支援を行う

② 子どもの貧困に関する啓発

- 地域の中に虐待や貧困などの課題があるということについて、講演会等を開催し、地域全体に広く理解と協力を求める。

【取り組みの方向性】

- ・子どもの貧困への地域の関心や理解を深めるための啓発活動を行う（講演会など）

「地域の中で大人が対話者となること」

国際医療福祉大学大学院 准教授 波田野 茂幸

2005年に公開された「誰も知らない」(是枝裕和監督)は、1988年に実際に巣鴨で起きた子ども置き去り事件をモチーフとした映画である。子どもの虐待が注目されていく中で、現実には起こりうるリアリティを感じさせ、痛烈なメッセージがあった。都会の一室で、父親の異なる子どもたちは、四人とも出生届が出されておらず、学校にも行っていない状態で生活をしている。その様子を偶然見た大家が、目をふっと逸らすシーンは、彼らの存在を知ろうとしない大人の姿を象徴しているように思え、今でも心に残っている。

あれからさらに少子化が進み、家族形態も多様化している。孤独な子育てで苦悩し、思い通りにならない子育ての現実と直面して「子どもが分からない」と嘆く母親や、人との関わり方がわからず自ら閉じることで、「いまを生き抜いている」という若者と臨床心理士である私は出会っている。

今回の「豊島区子ども・若者未来応援報告書」で提示されたデータには、子どもだけではなく、親や社会的支援者の声も含まれている。

そして、子どもが展望を描き、未来を切り開く上で、「対話」の相手が重要であることが示唆されている。

いま、国はワンストップによる子育て支援を目指しているが、その原形となるフィンランドの「ネウボラ」は、地域の中で連続性や整合性を保ちながら、子育て家族が一か所で支援を受けられる母子保健活動が起源であり、そこでは、利用者と支援者との「対話」が重視され、また、行政は家族全体を視野に入れた支援を行っているという。

これから子どもや若者を支援する際にも、地域の中で大人が「対話者」となり、その「対話者」である支援者を支える専門家が舞台裏に控えている構図が必要である。その結果、子どもや若者が自己を理解し、他者と関わる力を学び、困難さから回復していくカレジリエンスを育む環境になると考える。

「誰も知らない」から問われていたテーマは、地域の中で、子どもや若者の声を傾聴し、彼らが安心して語り合える対象に大人になることを意味していたのではないだろうか。

100年生き抜ける人が育つ地域作りは官民一体の協働作業であり、「人創り」の知恵を残すことが、次世代育成そのものであると考えている。子どもや若者を支援する際に、「傾聴」に意義がおかれることを期待したい。

第4章



施策の推進に向けて



1. 豊島区子ども・若者の未来応援

豊島区では民生委員・児童委員や青少年育成委員会、保護司会といった従来の組織だけでなく、NPO や住民の方々の自主的な活動また大学や企業との連携事業などが活発に行われており、こうした活動は豊島区の大きな地域資源となっています。

今後もこうした豊島区ならではの地域資源である活動に携わる方々と行政がお互いの専門性と役割を尊重しながら信頼関係を築き、子どもと若者の未来に向けて応援していくことが重要です。



2. 子ども・若者未来応援ネットワークの設置

子どもと若者の支援に関わる活動団体と行政で構成する包括的・横断的な支援ネットワーク「子ども・若者未来応援ネットワーク（仮称）」を設置し、子ども・若者や保護者の状況に応じて、年齢やライフステージで途切れることなく継続した支援、及び様々な機関が連携、連動して、それぞれの専門性を活かして支援を行います。ネットワークでは、情報提供や情報交換を行うとともに、支援者の資質向上に取り組んでいきます。



3. 若者施策の実施と総合相談窓口体制の構築

平成 30 年度から「子ども若者総合相談事業」が開始され、妊娠期から出生、幼児から若者に至るまでのライフステージに合わせた切れ目のない施策が展開されることとなります。今後は施策が少なかった 18 歳以上の若者に対する支援策を充実させていくとともに、義務教育終了後と 19 歳になる子どもと若者に対しては特に支援が途切れることがないように、連携と引継ぎを確実に行っていきます。

また、庁舎 4 階を中心とした各課相談窓口は福祉専門分野ごとの設置となっていますが、相談内容は複合的な要因が絡み合っていることが多いため、今後は窓口の専門性を生かしながら一体的な福祉総合相談窓口として体制を構築し、問題の解決に取り組んでいきます。



4. 福祉と教育の「連動」

行政において、子どもの問題を扱う部署は、福祉、教育など多岐にわたっており、各種相談窓口の職員やスクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援ワーカー、子ども若者支援員など多職種の専門員が存在しています。このため、各部署が、現在の豊島区の子どもの現状や課題を共有し、連携することが非常に重要であり、今後施策を実施するうえでの「基礎・前提」になります。

また、職員は子どもやその家庭の状態を見守り、支援の網から漏れる子どもが出ないように努めます。そして年齢到達や目標達成などにより支援策の利用が終了する際には、見守り期間を十分にとり、別の支援策に繋ぐ場合には一定期間重複した手厚い支援を行います。

個人情報については「同意書」の徴取を基本にし、職員は子どもにとって最善の状態を目指して「連動」していきます。



5. アウトリーチによる支援

生活困難層の保護者の方に十分に情報を伝えることができていないことから、アウトリーチにより、対象の方に必要な情報を伝え、場合によっては書類作成の手助けや窓口等への同行を行うことが必要です。また、子どもは自ら支援を求めることが難しいため、アウトリーチによる相談支援が必要です。アウトリーチは職員をはじめ民生委員・児童委員や青少年育成委員、NPOやボランティアの方々など、対象者の方にとって望ましい方が行い、行政は積極的に支援者支援を行っていきます。



6. 子どもの貧困への理解

職員や地域住民に対する子どもの貧困についての啓発も必要です。「貧困」は途上国で起きていることではなく、日本で現に起きている身近な問題であるということ、また貧困状態が引き起こす子どもや若者の困難状況とはどのようなものか、そして将来にどのような影響を及ぼすのか等の理解を深めることにより、行政施策の効果的な取り組みを推進し、地域においては子どもと若者を見守る活動の輪を広げていきます。



7. 子ども・若者の社会参加

困難を有する子どもと若者を支援するうえで何よりも大切なことは、子ども・若者の話を聴くことです。そして子どもと若者が役割を持ち自己肯定感を育んでいくことが重要です。行政や地域は当事者の気持ちを慮って様々な取り組みを行っていますが、人の役に立つことや人にあてにされる経験から自分の価値を認めることができることから、本人の気持ちを聴き、置かれている背景を十分踏まえ、子どもや若者が社会参加できる取り組みを進めていきます。



8. 今後の施策の推進

庁内の調整会議、豊島区子どもの未来応援会議において、本報告書の取り組みの方向性を共有し、子ども・若者の未来応援に視点を置いて事業の充実を図っていきます。

そして平成32年度に改定する子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく、「豊島区子ども・若者計画」に引継ぎ、「子ども・若者の未来応援あり方」の観点を包含した計画とします。

また、平成30年3月に設置しました「豊島区子どもの権利委員会」では、子どもの権利の観点から子ども施策を検証し、施策や取り組みの充実や見直しにつなげていきます。

コラム8

**「豊島区の新たな姿への期待：
子ども・若者未来応援ネットワーク会議の創設」**

東海大学健康科学部社会福祉学科 講師 市川 享子

豊島区は全国的にも子ども・若者への支援が積極的に取り組まれている自治体のひとつであり、この「子ども・若者未来応援あり方検討」では大変活発に討議が展開されました。

62ページ以降に記述されているように、豊島区では多様な支援や制度があるもののその支援策が必ずしも有機的につながり生かせていない現状もありました。こうした事実から、検討会では現場の民生委員、NPO、学校の先生方、社会福祉協議会等の各委員から、さまざまな課題が報告されました。

「こんなに制度があっても、必要とする人に伝わっていないのでは」「現場は行政の想定を超えた状況にある。もっと実態を知ってほしい」「SOS に対して、立場を越えてしなやかに協働できるような仕組みに変えていかなければならないのではないか」など、悲鳴にも聞こえるような声が多く寄せられていました。

こうした待ったなしの現状に対して、検討会委員も、行政の職員も、真剣に議論をした結果、壁を取っ払い、あらゆるアクターが一体化して支援に取り組むことを確認しました。子ども・若者を取り巻く、新たなつながりづくりを豊島区が宣言した姿が「子ども・若者未来応援ネットワーク」の図（86ページ）です。さらに、子ども・若者支援に関わる区の職員の方々の手によって、連携・協働の基盤となる地域の支援拠点が洗い出し、掘り起こされたものが「主な子ども関連施設（60ページ）」としてまとめられています。

これらの資料は現場の職員の方々が懸命に作られた成果ではありますが、ここには記載できなかった、地域に根差した大切な支援が存在していることも事実です。

この報告書をご覧になられた方々には、もっとこうした連携ができるのでは、こんな課題があるといったさまざまな現状、情報をぜひお伝えいただきたいと思います。

こうした豊島区内の連携・協働の基盤として、「子ども・若者未来応援ネットワーク」が創設されます。まもなく生まれるこのネットワーク組織は、現状では決して万能ではないかもしれませんが、しかしだからこそ、ここに集う・もしくは関心を寄せる人々によって、このネットワークの機能が生かされ拡大していくように、育ててくださることが大切になります。

最後に、子ども・若者の人生にとって、私たちは脇役です。子ども・若者が人生の、そして社会の主人公となる豊島区の未来が拓かれるための歩みがこれからも続いていくことを願っています。

資料編





1. 検討経過

(1) 豊島区子ども・若者未来応援あり方検討会委員名簿

選出区分		氏名	所属等
委員長	学識経験者	室田 信一	首都大学東京
副委員長		波田野 茂幸	国際医療福祉大学
		市川 享子	東海大学
委員	地域団体	根岸 幸子	青少年育成委員
		平山 妙子	民生委員・児童委員
		山本 道子	NPO法人 豊島子どもWAKUWAKUネットワーク
		荒井 佑介	NPO法人 P I E C E S
	小中学校	大竹 宏和	社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会 地域相談支援課長
		坂本 晃治	清和小学校 校長
		脇田 禎彦	西巣鴨中学校 校長
	区職員	木山 弓子	教育部 学務課長
		鮫島 千恵子	教育部 教育センター所長

(2) 審議経過

回	開催日	内容
事前打合せ	平成 29 年 6 月 23 日	○豊島区の現状と施策の実施状況 ○子ども・若者の未来応援あり方に関する意見交換
事前打合せ	平成 29 年 7 月 31 日	○子ども・若者の未来応援あり方に関する意見交換
委員長・副委員長打合せ	平成 29 年 9 月 29 日	○支援者アンケートの実施について ○子ども・若者未来応援あり方検討会報告書 骨子の検討
第 1 回	平成 29 年 11 月 10 日	○支援者アンケートの結果概要について ○子ども・若者未来応援あり方検討会報告書 骨子の検討
委員長・副委員長打合せ	平成 30 年 1 月 22 日	○子どもの生活実態調査結果について ○子ども・若者未来応援あり方検討会報告書（案）の検討
第 2 回	平成 30 年 2 月 21 日	○子どもの生活実態調査結果について ○子ども・若者未来応援あり方検討会報告書（案）の検討
第 3 回	平成 30 年 3 月 27 日	○子ども・若者未来応援あり方検討会報告書



2. 関係法令

(1) 子どもの貧困対策の推進に関する法律

(平成 25 年法律第 64 号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)のっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念のっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱(以下「大綱」という。)を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
- 二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- 三 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
- 四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県子どもの貧困対策計画)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(次項において「計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 大綱の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（２）子供の貧困対策に関する大綱

（平成 26 年 8 月 29 日閣議決定）

～全ての子供たちが夢と希望を持って 成長していける社会の実現を目指して～

第 1 はじめに

（「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定）

明日の日本を支えていくのは今を生きる子供たちである。その子供たちが自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、未来を切り拓いていけるようにすることが必要である。しかしながら現実には、子供たちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくない。政府の調査によれば、我が国の子供の貧困の状況が先進国の中でも厳しく、また、生活保護世帯の子供の高等学校等進学率も全体と比較して低い水準になっている。

子供たちの将来と我が国の未来をより一層輝かしいものとするためには、子供たちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などとあわせて、子供の貧困対策を総合的に推進することが何よりも重要である。いわゆる貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはならない。このような事情等を背景に、昨年（平成 25 年）6 月に議員提出による「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法律」という。）が国会の全会一致で成立し、本年（平成 26 年）1 月に施行された。

（大綱案作成の経緯）

政府では、本年 4 月、同法に基づき、内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」を開催し、同会議において「子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱の案の作成方針について」を決定し、子供の貧困対策に関する大綱の案を年央を目途に作成することとした。また、同作成方針においては、大綱の案の作成に資するため、内閣府特命担当大臣の下で関係者の意見を聴取する会議を開催することとされた。この方針を受け、内閣府特命担当大臣の決定により、子供の貧困対策に関し優れた見識を有する者や、貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等で構成される「子どもの貧困対策に関する検討会」を開催し、計 4 回にわたり、幅広く関係者から意見聴取を行った。同検討会では、それらの意見を整理し、「大綱案に盛り込むべき事項について（意見の整理）」として 6 月 20 日に内閣府特命担当大臣に提出した。

政府としては、この提言を真摯に受け止め、総合的な見地から検討・調整を図った上で、子どもの貧困対策会議において大綱案を作成した。

（子供の貧困対策の意義と大綱の策定）

日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である。貧困は、子供たちの生活や成長に様々な影響を及ぼすが、その責任は子供たちにはない。子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は極めて重要である。そうした子供の貧困対策の意義を踏まえ、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進するため、政府として、ここに「子供の貧困対策に関する大綱」を策定する。

第 2 子供の貧困対策に関する基本的な方針

1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。

子供の貧困対策は、法律の目的規定（第 1 条）にもあるとおり、貧困の世代間連鎖を断ち切ることを目指すものであるが、それとともに、我が国の将来を支える積極的な人材育成策として取り組むということが重要である。

国民一人一人が輝きを持ってそれぞれの人生を送っていけるようにするとともに、一人一人の活躍によって活力ある日本社会を創造していく、という両面の要請に応えるものとして子供の貧困対策を推進する。

2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。

子供の貧困対策は、基本として、一般的な子供関連施策をベースとするものであり、子供の成育環境や保育・教育条件の整備、改善充実を図ることが不可欠である。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、第一に子供に視点を置いて、その生活や成長を権利として保障する観点から、成長段階に即して切れ目なく必要な施策が実施されるよう配慮する。児童養護施設等に入所している子供や生活保護世帯の子供、ひとり親家庭の子供など、支援を要する緊急度の高い子供に対して優先的に施策を講じるよう配慮する必要がある。

また、大規模災害による遺児・孤児など被災した子供について、子供の貧困対策の観点からも適切な支援が行われるよう配慮する。さらに、施策の実施に当たっては、対象となる子供に対する差別や偏見を助長することのないよう十分留意する。

3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。

子供の養育について、家族・家庭の役割と責任を過度に重く見る考え方などの影響により、子供の貧困の実態は見えにくく、捉えづらいつわられている。子供の貧困対策に取り組むに当たっては、子供の貧困の実態を適切に把握した上で、そうした実態を踏まえて施策を推進していく必要がある。

我が国における従来の調査研究の取組状況を見た場合、子供の貧困の実態が明らかになっているとはいえない点が見られる。このため、実態把握のための調査研究に取り組み、その成果を対策に生かしていくよう努める。

4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、本大綱において子供の貧困に関する指標を設定して、その改善に向けて取り組むこととしている（下記第 3 及び第 4 参照）。

指標の動向を確認し、これに基づいて施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するとともに、必要に応じて対策等の見直しや改善に努める。

5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

教育の支援においては、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、①学校教育による学力保障、②学校を窓口とした福祉関連機関との連携、③経済的支援を通じて、学校から子供を福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図る。

6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。

貧困の状況にある子供については、これに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されている。

このような社会的孤立に陥ることのないよう、生活の支援において、相談事業の充実を図ることなどにより、子供及びその保護者の対人関係の持ち方や社会参加の機会等にも配慮して対策に取り組む。

また、生活保護法や生活困窮者自立支援法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進する。

7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。

保護者の就労支援は、労働によって一定の収入を得て、生活の安定を図る上で重要であることはいうまでもない。

収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保することや、親等の保護者が働く姿を子供に示すことにより、子供が労働の価値や意味を学ぶことなど、貧困の連鎖を防止する上で大きな教育的意義が認められることから、保護者の就労支援の充実を図る必要がある。

8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせた形で世帯の生活の基礎を下支えしていく必要があり、経済的支援に関する施策については子供の貧困対策の重要な条件として、確保していく必要がある。

9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、国、地方公共団体、民間の企業・団体等が連携・協働して取り組むとともに、積極的な広報・啓発活動等によって国民の幅広い理解と協力を得ることにより、国民運動として展開していく必要がある。

10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

法律では、施行後5年を経過した時に、施行状況を勘案して必要がある場合には、法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている（附則第2条）。

このことを踏まえ、本大綱では、当面今後5年間に於いて政府が取り組むべき重点施策を中心に掲げることとするが、必要なものについては、中長期的な課題についても視野に入れて継続的に取り組むこととする。

第3 子供の貧困に関する指標

子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、以下のとおり子供の貧困に関する指標を設定する。

○生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%

全日制 67.6%、定時制 11.5%、通信制 5.1%、中等教育学校後期課程 0.1%、特別支援学校高等部 4.9%、高等専門学校 0.7%、専修学校の高等課程 0.9%

(注) 法律第8条第2項第2号の「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であってその年度に中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）を卒業した者の総数のうちその年度の翌年度に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学した者の数の占める割合であるが、平成25年4月1日現在の生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率については、特別支援学校の中学部を卒業した者は含まれない。

(出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ（平成25年4月1日現在）)

○生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 5.3%

(注1) 平成24年4月の在籍者数の総数で、平成25年3月までに中退した者の数を除いたもの。

(注2) 高等学校等には、高等学校（定時制・通信制を含む。）、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校を含む。専修学校、各種学校及び公共職業能力開発施設等は含まれない。

(出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ)

○生活保護世帯に属する子供の大学等進学率

進学率 32.9%（大学等 19.2%、専修学校等 13.7%）

(注) 平成25年3月に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等を卒業した者（年度途中で卒業を認められた者を含む。）のうち、大学等（大学及び短期大学）、専修学校等（専修学校及び各種学校）に進学した者の割合。

(出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ（平成25年4月1日現在）)

○生活保護世帯に属する子供の就職率

・中学校卒業後の進路 就職率 2.5%

・高等学校等卒業後の進路 就職率 46.1%

(注1) 平成25年3月に中学校を卒業した者又は中等教育学校前期課程を修了した者のうち、学校等へ進学せずに就職した者の割合。

(注2) 平成25年3月に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等を卒業した者（年度途中で卒業を認められた者を含む。）のうち、就職した者の割合。

(出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ（平成25年4月1日現在）)

○児童養護施設の子供の進学率及び就職率

・中学校卒業後の進路

進学率 96.6%（高等学校等 94.8%、専修学校等 1.8%）

就職率 2.1%

・高等学校等卒業後の進路

進学率 22.6%（大学等 12.3%、専修学校等 10.3%）

就職率 69.8%

(注1) 平成24年度末に中学校又は高等学校等を卒業した者のうち、平成25年5月1日現在の進路。

(注2) 高等学校等：高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校（1学年～3学年）大学等：

大学、短期大学及び高等専門学校（4学年～5学年）専修学校等：学校教育法に基づく専修学校及び各種学校並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設（出所：厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ）

○ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園） 72.3%

（注）母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者のうち、保育先として保育所又は幼稚園が選択されている者の割合。

（出所：平成23年度全国母子世帯等調査）

○ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率

- ・中学校卒業後の進路
進学率 93.9%（高等学校 92.8%、高等専門学校 1.1%）
就職率 0.8%
- ・高等学校卒業後の進路
進学率 41.6%（大学等 23.9%、専修学校等 17.8%）
就職率 33.0%

（注1）中学校卒業後の進路は、母子世帯又は父子世帯の16歳の者のうち、平成23年11月1日現在で高等学校、高等専門学校に在籍又は就労している者の割合。

（注2）高等学校卒業後の進路は、母子世帯又は父子世帯の19歳の者のうち、平成23年11月1日現在で大学等（大学及び短期大学）、専修学校等に在籍又は就労している者の割合。

（出所：平成23年度全国母子世帯等調査（特別集計））

○スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率

- ・スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人（平成25年度）
 - ・スクールカウンセラーを配置する小学校、中学校の割合（平成24年度）小学校 37.6%、中学校 82.4%
- ※その他教育委員会等に1,534箇所配置（出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ）

○就学援助制度に関する周知状況

- ・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9%（平成25年度）
- ・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.0%（平成25年度）

（出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ）

○日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子・有利子）

- ・無利子
予約採用段階：40.0% 在学採用段階：100.0%
- ・有利子
予約採用段階：100.0% 在学採用段階：100.0%

（注1）予約採用：進学前に在籍する高等学校等を通じて奨学金貸与の申込みを受け付け、進学後の奨学金を予約する制度。在学採用：進学後に進学先の大学等を通じて奨学金貸与の申込みを受け付け、奨学金を貸与する制度。

（注2）平成25年度においては、在学採用では100%貸与出来ているが、これは、予約採用段階で無利子の貸与の条件を満たしつつも採用に至らなかった学生等のうち多くの者が予約採用の有利子を選択したことが原因の一つと考えられる。（出所：独立行政法人日本学生支援機構調べ（平成25年度実績））

○ひとり親家庭の親の就業率

- ・母子家庭の就業率：80.6%（正規の職員・従業員：39.4%
パート・アルバイト等：47.4%）

- ・父子家庭の就業率：91.3%
（正規の職員・従業員：67.2% パート・アルバイト等：8.0%）
（出所：平成23年度全国母子世帯等調査）

○子供の貧困率 16.3%

（注）17歳以下の子供全体に占める、貧困線（等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額）に満たない17歳以下の子供の割合。

（出所：平成25年国民生活基礎調査）

○子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 54.6%

（注）子供がいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満で子供（17歳以下）がいる世帯）のうち、大人（18歳以上）が一人の世帯の世帯員全体に占める、貧困線に満たない世帯員の割合。

（出所：平成25年国民生活基礎調査）

第4 指標の改善に向けた当面の重点施策

上記第3に掲げる指標の改善に向け、子供の貧困対策に関する当面の重点施策として以下の事項に取り組むこととする。

1 教育の支援

（1）「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開

貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置付け、総合的な子供の貧困対策を展開する。

（学校教育による学力保障）

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や、放課後補習などの取組を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進する。

その際、学力や学校運営等に課題がある市町村に対し、国が直接改善方策の専門的助言・体制の整備など重点的な支援を行うことを通じ、当該市町村の自律的な改善サイクルを確立する。

また、学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、現職教員を中心に、子供に自己肯定感を持たせ、子供の貧困問題に関する理解を深めていくため、大学や教育委員会に対し、免許状更新講習や研修における関連講習、校内研修等の開設を促進する。

（学校を窓口とした福祉関連機関等との連携）

児童生徒の家庭環境等を踏まえた、指導体制の充実を図る。特に、学校を窓口として、貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、地方公共団体へのスクールソーシャルワーカーの配置を推進し、必要な学校において活用できる体制を構築する。このような体制構築等を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会などの福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図る。

また、児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくためのスクールカウンセラーの配置推進を図る。

さらに、一人一人、それぞれの家庭に寄り添った伴走型の支援体制を構築するため、スクールソーシャルワーカー等と連携し、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を推進し、保護者に対する家庭教育支援を充実する。

（地域による学習支援）

放課後子供教室や学校支援地域本部、土曜日の教育支援活動等の取組を推進し、放課後等の学習支援を充実する。その際、

学習等に課題を抱える子供に学習支援や生活支援を実施しているNPOやフリースクール等と各自自治体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る。さらに、学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置の促進により、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図る。

（高等学校等における就学継続のための支援）

高校中退を防止するため、高等学校における指導体制の充実を図る。特に、学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための人材を高等学校に配置するとともに、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組を推進する。

また、高校中退者等について、学校がハローワーク等に対し高校中退者情報を共有する等により、就労支援や復学・就学のための情報提供の充実を図る。

高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで（最長2年間）授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給する。

さらに、学校と地域社会等による優れた連携・協働の取組への表彰や、学校のキャリア教育の指導内容に関する手引・パンフレット作成、教員向けの説明会の実施等により、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育の充実を図る。

高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成することを目的として、先進的で卓越した取組を行う専門高校における調査研究を推進する。

（2）貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上

幼児期における質の高い教育を保障することは、将来の進学率の上昇や所得の増大をもたらすなど、経済的な格差を是正し、貧困を防ぐ有効な手立てであると考えられる。このため、全ての子供が安心して質の高い幼児教育を受けられるよう、「第2期教育振興基本計画」等に基づき、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進める。

子ども・子育て支援新制度における幼稚園・保育所・認定こども園の利用者負担額については、世帯の所得の状況を勘案して設定することとしており、特に低所得世帯の負担軽減を図る。

また、質の高い幼児教育を保障するに当たっては、とりわけ小学校以降における学びとの連続性等の観点から、幼児期に取り組むべき教育の内容について検討を行い、充実を図るとともに、自治体における保幼小連携の推進や教職員の資質能力の向上のための研修の充実等の方策について検討を進める。

さらに、幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進するとともに、就学前の子供を持つ保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。

（3）就学支援の充実（義務教育段階の就学支援の充実）

義務教育に関しては、学校教育法第19条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施している。就学援助については、国庫補助事業の実施や、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、国として就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表するとともに、「就学援助ポータルサイト（仮称）」を整備するなど、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取組を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る。

さらに、義務教育段階における子供の貧困対策として、引き続き必要な経済的支援を行うとともに、研修会の実施による子供の貧困問題に関する教職員の理解増進、家庭における学習支

援等の推進及び支援を必要とする者と制度をつなぐスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の充実を図る。

（「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減）

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、平成26年度以降の入学生を対象とする高等学校等就学支援金制度を着実に実施するとともに、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対する支援として創設された「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などについて、都道府県での実施状況を踏まえつつ、着実に実施することにより、低所得世帯への支援の充実を図る。

また、私立高等学校等が行う授業料減免等に対する補助を行う都道府県への支援に引き続き取り組む。そのほか、国立学校においても、貧困の状況にある子供の受入れの拡大を図る。

（特別支援教育に関する支援の充実）

特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。

（4）大学等進学に対する教育機会の提供（高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実）

高等教育段階においては、授業料等に加え、特に地方から就業機会の豊富な都市部の大学等に進学する場合には、住居費等の経済的な負担が大きい。意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、無利子奨学金制度の充実を図る。

また、奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に関する検討を進める。

さらに、学生宿舎の整備が円滑に行われるよう、各大学等の計画・要望に応じた整備手法に関する情報提供などを行う。

（国公私立大学生・専門学校生等に対する経済的支援）

意欲と能力のある学生が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、引き続き大学等の授業料減免などにより、学生の修学支援を推進する。

また、意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないように、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進める。

（5）生活困窮世帯等への学習支援

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年度から、地域での事例も参考に、学習支援事業を実施する。

また、児童養護施設等で暮らす子供に対する学習支援を推進するとともに、ひとり親家庭の子供が気軽に相談できる児童訪問援助員（ホームフレンド）の派遣や学習支援ボランティア事業を通じ、子供の心に寄り添うピア・サポートを行いつつ学習意欲の喚起や教科指導等を行う。

そのほか、放課後補習や、放課後子供教室、学校支援地域本部、土曜日の教育活動等を推進し、放課後等の学習支援を充実する。その際、NPO等と各自自治体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る（再掲）。

また、高校中退の防止や中退後のフォローを充実するとともに、大学・専修学校等へ安心して進学できるようにするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による教育相談体制の整備充実のほか、大学等奨学金事業の充実等による経済的負担の軽減を図る。

（6）その他の教育支援（学生のネットワークの構築）

悩みを抱える学生が互いに話し合えるネットワークの構築のため、学生が集まり、コミュニケーションを図ることができるスペースを学生相談室等に設置することや、学生が学生の相談に対応する「ピア・サポート」の仕組みの整備等について周知することを通じて、各大学等における取組を促進する。

（夜間中学校の設置促進）

義務教育未修了の学齢超過者等の就学機会の確保に重要な役割を果たしている夜間中学校について、その設置を促進する。

（子供の食事・栄養状態の確保）

生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施する。学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努める。

（多様な体験活動の機会の提供）

独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立青少年教育施設において、児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供するとともに、その成果を広く全国に周知することを通じて、各地域における取組を促進する。

また、「子どもゆめ基金」事業により、貧困の状況にある子供を支援している民間団体が行う体験活動への助成を行う。

2 生活の支援

（1）保護者の生活支援（保護者の自立支援）

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐ。また、家計に課題のある生活困窮者に対し、家計相談支援事業を実施する。

子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューをワンストップで提供することができるよう、就業支援専門員の配置など必要な支援を行う。また、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等により児童の世話等を行うことで、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境整備を図る。併せて、家庭での育児や子供の世話などに悩みを持つひとり親家庭を対象にした生活支援講習会や生活相談を実施することにより、ひとり親家庭の生活支援を図る。

（保育等の確保）

就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「待機児童解消加速化プラン」により、平成29年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進する。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を推進する。

ひとり親家庭の子供の保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおいて行われているひとり親家庭への特別の配慮について、その他の事業への適用を検討する。

また、指定保育士養成施設における養成課程において、子供の貧困をはじめ、社会福祉及び児童家庭福祉について履修することを通じ、子供の貧困に関する保育士の理解を深めるよう努める。

（保護者の健康確保）

家庭での育児や家事、精神面・身体面の健康管理等、ひとり親家庭が直面する課題に対応するための相談支援を行う。また、

ひとり親家庭が定期的集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明けたり、相談し支え合う場の提供を行う。

また、福祉事務所においても、保健センター等と連携を行うなど健康面に関して専門的に対応を行う。

全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状態及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談、助言等を行う。また、乳児家庭全戸訪問等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦等に対し、その養育が適切に行われるよう、当該児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言等を行う。

（母子生活支援施設等の活用）

専門的・継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭の母等に対し、母子生活支援施設等を活用しながら地域での生活を支援する。

（2）子供の生活支援（児童養護施設等の退所児童等の支援）

自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進する。また、児童養護施設等を退所する子供が安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための事業を行うとともに、施設関係者へ周知し、その活用を図る。

（食育の推進に関する支援）

乳幼児期は、子供の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもある。

このため、「健やか親子21」の趣旨や内容も踏まえつつ、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、地域における食育の推進を図る。

また、保育所を始めた児童福祉施設において、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、各施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、子供の発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子供の健やかな発育・発達を支援する。

なお、保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所における食事の提供ガイドライン」を参照し、専門性を生かしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていくことが重要である。

また、児童養護施設等においては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれておらず、発達段階に応じた食習慣が身に付いていない場合もあることから、小規模化等による家庭養護の促進や児童養護施設等の運営指針の活用等を通じ、食の持つ力を最大限に活用した支援を行う。

（ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援）

生活困窮者自立支援制度においては複合的な課題をもつ生活困窮者に対し包括的な支援を行う自立相談支援事業や、生活困窮世帯の子供を対象に、居場所づくりを含む学習支援事業を実施する。なお、これらの事業を含め生活困窮者への支援を行う際には、例えば、子供にとって食習慣の維持が不可欠であることに十分配慮するなど、対象者の状況に応じた個別的な支援を行う。

就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「待機児童解消加速化プラン」により、平成

29年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進する(再掲)。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を推進する(再掲)。

ひとり親家庭の子供の保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおいて行われているひとり親家庭への特別の配慮について、その他の事業への適用を検討する(再掲)。

(3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備(関係機関の連携)

困難な環境に負けず、進学や就労による自立を目指す子供たちを支援するため、新たに創設される自立相談支援機関を活用して児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携して地域におけるネットワークを構築する取組の実施を検討する。

(4) 子供の就労支援(ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援)

母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の子供に対する就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供などを行う。また、自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進する(再掲)。

(親の支援のない子供等への就労支援)

新卒応援ハローワークやわかものハローワーク等を中心に正規雇用に向けた就職支援を行う。

(定時制高校に通学する子供の就労支援)

ジョブサポーター等による定時制高校に通う生徒も応募可能な求人への積極的な開拓及びハローワークにおける就職支援を行う。

(高校中退者等への就労支援)

ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施する。特に、高校中退者等についても、本人の了解の下、可能な範囲で学校、ハローワーク及びニート等の若者の就労支援機関等で情報を共有し、求めに応じて速やかに支援を行う。

(5) 支援する人員の確保等(社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化)

社会的養護の推進のため、児童養護施設における職員の配置基準の見直しや里親支援担当職員の配置の推進等について検討する。併せて、新たに里親になる人材の発掘について、自治体が行う先進的な取組を紹介するなど人材の確保に努める。

また、児童相談所職員の専門性を強化するための研修など相談機能の強化の取組について支援を行う。

(相談職員の資質向上)

ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、自立に必要な情報提供等を行う母子自立支援員など、ひとり親家庭等の相談関係職員に対する研修や、生活保護世帯の支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行う。

また、生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、専門的かつ実践的なテキストやカリキュラムを作成するとともに、当面は国において研修を行う。

さらに、児童思春期における心の問題に対応できる専門家(医師、看護師、精神保健福祉士等)を養成するため、思春期精神保健対策研修を行う。

(6) その他の生活支援

(妊娠期からの切れ目ない支援等)

家庭の経済状況等にかかわらず、安心して妊娠・出産し、子供が健やかに育成されるよう、身近な地域で、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行える体制づくりを図る。

また、福祉事務所においても、保健センター等と連携を行うなど健康面に関して専門的に対応を行う(再掲)。

(住宅支援)

母子世帯、父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯について、公営住宅に係る優先入居を行うほか、多子世帯等に対する地域優良賃貸住宅における家賃低廉化や、子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、住宅に関する相談及び住宅改修の支援等を実施しており、引き続きこうした取組により子育て世帯等の居住の安定を支援していく。

母子福祉資金貸付金等のメニューである住宅資金(住宅の建設等に必要 な資金)や転宅資金(住居の移転に必要な資金)の貸付けを通じてひとり親家庭の住宅支援を行う。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給する。

3 保護者に対する就労の支援

(親の就労支援)

子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューをワンストップで提供することができるよう、就業支援専門員の配置など必要な支援を行う(再掲)。就業支援専門員は、ひとり親家庭の雇用形態の改善のため、キャリアアップ・転職支援も行う。また、児童扶養手当受給者に対し、生活状況や就業への意欲等の状況把握を行うことを通じ、それぞれの実態に応じた自立支援プログラムを策定することで、就業を軸とした自立支援を図る。

高等職業訓練促進給付金等事業を通じ、ひとり親家庭の就業支援を行う。また、母子家庭の母等の就労支援に資する職業訓練やトライアル雇用奨励金などの各種雇用関係助成金の活用を推進し、親の就労機会の確保に努める。

生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。また、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に就職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に就労自立給付金を支給する。

(親の学び直しの支援)

自立支援教育訓練給付金事業の活用等により、親の学び直しの視点も含めた就業支援を推進する。また、生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用(高等学校等就学費)を支給する。

(就労機会の確保)

ひとり親家庭の親が子供を育てながら働くとともに、将来的に正規雇用に移行するためのスキルアップを図るため、在宅就業に関する支援を推進する。また、各府省庁は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、予算の適正な使用に留意しつつ、母子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達に努める。

4 経済的支援

(児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し)

児童扶養手当の公的年金との併給調整に関し、公的年金を受給した場合でも、その額が児童扶養手当額に満たない場合にはその差額を支給するよう見直しを行ったところであり、事務の円滑な履行に努める。

(ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討)

ひとり親家庭の就業支援や経済的支援等の自立への効果等について、調査・研究の実施を検討する。

(母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大)

母子福祉資金貸付金等について、貸付対象を父子家庭に拡大したところであり、貸付事務等の円滑な履行に努める。

(教育扶助の支給方法)

生活保護における教育扶助については、義務教育に伴って必要な費用について、学校の長に対して直接支払うことが可能となっていることから、こうした仕組みを活用し、目的とする費用に直接充てられるよう適切に実施する。

(生活保護世帯の子供の進学時の支援)

生活保護世帯の子供が、高等学校等に進学する際には、入学料、入学検査料等を支給する。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、収入として認定しない取扱いとする。

(養育費の確保に関する支援)

両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われることは、親としての経済的な責任を果たすだけでなく、子供の福祉の観点からも望ましいことであることから、母子家庭等就業・自立支援センターや養育費相談支援センター等において、養育費に関する相談支援を行う。

5 その他

(国際化社会への対応)

国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を図るため、経済状況にかかわらず、多様な教育・研修機会が得られるよう、意欲ある青年に対する参加支援等に努める。

第5 子供の貧困に関する調査研究等

これまで我が国においては、子供の貧困に関する調査研究が必ずしも十分に行われてきたとはいえない状況にある。上記第2の基本的な方針を踏まえ、今後の対策推進に資するよう、以下に掲げるような子供の貧困に関する調査研究等に取り組むこととする。

1 子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究

子供たちが置かれる貧困の実態や、そのような子供たちが実際に受けている各種の支援の実態を適切に把握し、分析するための調査研究を継続的に実施する。

また、今後、子供の貧困対策として様々な施策が実施されることになるが、それらの施策の実施状況や対策の効果等の検証・評価に資するよう、子供の貧困対策の効果等に関する調査研究の実施について検討する。

2 子供の貧困に関する新たな指標の開発に向けた調査研究

子供の貧困に関する指標については上記第3に掲げているところであるが、子供の貧困対策を今後さらに適切に推進してい

くため、必要となる新たな指標の開発に向けた調査研究の実施について検討する。

3 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

国や地方公共団体における子供の貧困対策の企画・立案、実施に資するよう、子供の貧困の実態や国内外の調査研究の成果等子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積を行う。

また、地方公共団体が地域における子供の貧困の実態、地域の実情を踏まえた対策を企画・立案、実施できるよう、全国的な子供の貧困の実態や特色ある先進施策の事例など必要な情報提供に努める。

第6 施策の推進体制等

1 国における推進体制

本大綱に基づく施策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下、関係府省が連携・協力しつつ、施策相互の適切な調整を図り、政府が一体となって子供の貧困対策に取り組む。その際、子供に関連する全ての政策分野、特に、児童虐待対策分野、青少年育成支援分野等との緊密な連携に留意する。

さらに、子どもの貧困対策会議が、施策の総合推進機能を十分に発揮できるよう、同会議の事務局である内閣府の担当部署を中心に、必要な推進体制の構築とその効果的な運用に努める。

2 地域における施策推進への支援

子供の貧困対策を総合的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した効果的な施策に取り組むことが重要である。

このため、都道府県など地方公共団体において子供の貧困対策についての検討の場が設けられるよう、また、地域の実情を踏まえた子供の貧困対策についての計画が策定されるよう働きかけるとともに、情報提供等の適切な支援を行う。さらに、法律に規定する教育の支援、生活の支援等4つの支援施策に加え、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用を視野に入れて地方公共団体の取組を支援する。

3 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、各種支援情報等の収集・提供や子供の貧困対策に関する優れた取組等に対する表彰事業の実施、民間資金を活用した支援など、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。

また、このような取組や既存の制度・施策等について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解と協力の下に子供の貧困対策を国民運動として展開する。

4 施策の実施状況等の検証・評価

子どもの貧困対策会議において、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努める。

このため、子どもの貧困対策会議の下において、関係者の意見を聴きつつ施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、子供の貧困対策について検討を行うための仕組みを設ける。

5 大綱の見直し

本大綱については、社会経済情勢の変化、子供の貧困に関する状況の変化、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を踏まえ、おおむね5年ごとを目途に見直しを検討する。



3. 用語説明

行	用語	説明
あ	愛の手帳	知的障害のかたに交付される手帳のこと。東京都愛の手帳交付要綱で定められている判定基準に該当するかたに、障害の程度によって1度から4度の区分で交付される。この手帳を持つことで各種の手当や制度を利用することができる。
	アウトリーチ	医療や社会福祉の領域において、予防的な支援や介入的な援助が必要な場合、援助者が被援助者のもとへ出向き、具体的な支援を提供すること。
	アクションリサーチ	社会活動で生じる諸問題について、小集団での基礎的研究でそのメカニズムを解明し、得られた知見を社会生活に還元して現状を改善することを目的とした実践的研究。
か	かかりつけ保健師	他の自治体で実施している子育て支援の取り組みで、一人の保健師が妊娠期から就学前まで切れ目なく継続して担当し、保護者の不安や孤立感を解消する。
	国民生活基礎調査	国民生活基礎調査は、保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的な事項について世帯面から総合的に明らかにする統計調査。国勢調査などと同様に、統計法(平成19年法律第53号)に基づき、基幹統計として指定されている、国の最も重要な調査の一つであり、厚生労働省が昭和61年から毎年実施。
	子ども食堂	子どもが一人でも時間を過ごすことができ、無料あるいは安価に食事を提供する地域の居場所。
	子どもスキップ	学校施設を活用して、小学生を対象とする育成事業と学童クラブを総合的に展開する豊島区の事業。学校の教室、校庭、体育館等を活用して、自主的な参加のもとに遊びをとおして、子どもたちが交流を広げる事業。
	子どもの権利擁護委員	子どもの権利に関する条例に基づき、子どもの権利侵害について、迅速かつ適切に対応し、救済を図り、回復を支援するために設置している区長の附属機関。
	子どもの貧困率	17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない世帯で暮らす子どもの割合。「貧困線」とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得*を世帯員数の平方根で割ったもの)の中央値の半分の額。 *「可処分所得」とは、収入から税金・社会保険料を除いたいわゆる手取り収入
	子ども・若者支援員	0歳から35歳程度までの子ども・若者のいる生活保護世帯に対して、ケースワーカーと協力しながら個々の状況に即した伴走型の支援を行う専門職員。訪問を中心とした見守り支援を継続することで、引きこもり、親子関係、生活そのものの課題等を把握して、必要に応じて関係機関につなぐなどにより、課題解決を図っていく。
	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)	地域福祉のための専門職の一つ。略称 CSW。地域において要援護者などに対し、見守りや相談に応じる個別支援、人間関係や生活環境面に関する地域支援を果たす。
さ	自己肯定感	「自分は生きる価値がある、誰かに必要とされている」と、自らの価値や存在意義を肯定できる感情のこと。
	若年無業者(ニート)	(Not in Education, Employment or Training) 学校にも行かず、就職しようともせず、職業訓練も受けない若者のこと。内閣府の定義では、15～34歳までで、学校に通学せず、独身で、収入を伴う仕事に就いていない人。
	スクールカウンセラー(SC)	臨床心理士や精神科医師等、臨床心理の専門的知識・技術を有するかたで、区内の小・中学校に派遣され、児童・生徒の悩みごとの相談に応じるほか、保護者や教員に対しても相談を行っている。
	スクールソーシャルワーカー(SSW)	社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有するかたのほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するかたが、区立小中学校からの要請に基づき、問題を抱える児童生徒及び保護者に対する支援や関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、また保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供、教職員等への研修活動等を行っている。
	青少年育成委員会	地域における青少年の健全な育成を図ることを目的とした地域の自主的な組織。旧出張所行政区域を単位(12地区)として設置されている。
た	中高生センタージャンプ	主な利用対象者を中高生等とした児童厚生施設(児童館)。中高生が自主的に音楽、芸術、スポーツ活動、友だちとの語りや情報交換、ボランティア活動を行う場。
は	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
	ピアサポート	ピア「Peer」・サポート「Support」とは、仲間(ピア)同士で支え合うという意味であり、同年代の人達が対等な立場で同じ仲間として支え合うということ。

	ひきこもり	さまざまな要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態。
	不登校	何らかの心理的、精神的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。
	フードドライブ	各家庭で余った食品を持ち寄り、それを必要とする人々にフードバンクなどを通じて寄付する活動。
	フードバンク	食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等や生活困窮者、自然災害被災者へ無料で提供する事業。
	プレーパーク	従来の公園と違い、子どもたちが、安全に、自由に自然に親しみ、自分たちの想像力で工夫して、遊びを作り出すことのできる遊び場。
	保護司	保護司法に基づき法務大臣の委嘱を受け、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアのこと。保護観察対象者の指導や生活環境の調整、犯罪予防活動などに取り組んでいる。
ま	マイ保育所	妊娠時から在宅での子育て家庭を支援する制度で、身近な保育所をマイ保育所として登録し、保育士等による子育て相談などを通じ、子育てに対する負担感や不安感を軽減する事業。江東区、足立区、飯能市などで実施
	民生委員・児童委員	厚生労働大臣より委嘱を受け、区の保健福祉関係機関や東京都児童相談センターと連携しながら、担当区域内の生活に困っている方、高齢者、心身に障害のあるかた、ひとり親家庭や身寄りのない児童など、日常生活の諸問題について相談に応じ、支援を行う。また、児童委員も兼ね、地域における児童福祉活動の推進者としても活動している。
	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童等に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場として、児童福祉法において位置づけられている協議会。
ら	ライフステージ	幼児期、児童期、青年期、成年期、老年期など、人生のさまざまな過程における生活上の各段階のこと。
わ	ワンストップ	複数の部署・庁舎・機関にまたがっていた行政手続きを、一度にまとめて行えるような環境のこと。
アルファベット	NPO	(Non-Profit Organization の略)ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指す。株式会社などの営利企業とは違い、「利益追求のためではなく、社会的な使命(ミッション)の実現」を目指して活動する組織や団体のこと。
	OECD(経済協力開発機構)	(Organisation for Economic Co-operation and Development の略)先進国間の自由な意見交換・情報交換を通じて、1)経済成長、2)貿易自由化、3)途上国支援(これを「OECDの三大目的」という)に貢献することを目的とする国際機関。現在の加盟国は 35 か国。
	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービス。

豊島区子ども・若者未来応援あり方検討会報告書

平成30年（2018年）3月

発行：豊島区 子ども家庭部 子ども課
〒171-8422 豊島区南池袋二丁目45番1号
電話（03）4566-2471
ホームページ <http://www.city.toshima.lg.jp>



**TOSHIMA
CITY**